

GCAS Report

Vol.2 Graduate Course in Archival Science
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN 2186-8778

2013

GCAS Report Vol.2 2013

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報

目次	[講演]	004	文化資源アーカイビングの未来に向けて 金翼漢
		024	日本のアーカイブズ制度の現状——牛の歩みは遅くとも 高埜利彦
	[論文]	036	内閣制創設期における記録局設置についての一考察 渡邊佳子
	[研究ノート]	058	アメリカのアーキビストと社会運動記録——“Archival Edge”をめぐる 平野泉
		068	画家とアーカイブズの関係についての覚え書き——パウル・クレーを事例として 渡邊美喜
	[書評]	082	『現代韓国国家記録管理の展開——1969年から李明博政権成立まで』 齋藤柳子
		090	長坂俊成『記憶と記録——311まるごとアーカイブス』 蓮沼素子
	[報告]	098	ルチアナ・デュランチ教授をお迎えして——Dチームよりの報告 平野泉 + 橋本陽 + 松尾美里
		104	視聴覚アーカイブ活動を支える国際団体の紹介——IASA, AMIA, SEAPAVAA 石原香絵
		108	文書調査40年——山梨県大月市星野家文書調査について 久保田明子
		118	米国の認定アーキビスト・アカデミー(ACA)について——認定試験を受験して 筒井弥生
	[彙報]	124	
	[専攻主任より]	130	保坂裕興

<u>Title of Contents</u>	[lecture]	004	The Future of Cultural Resources Archiving Ik-Han Kim
		024	The Present Condition of the Archival System in Japan: A Long Course Toshihiko Takano
	[article]	036	A Study of the Foundation of <i>Kirokukyoku</i> (Record Bureau) at the Beginning of the Modern Japanese Cabinet System Yoshiko Watanabe
	[research note]	058	American Archivists and Social Movements' Records: On and Over the "Archival Edge" Izumi Hirano
		068	A Note of the Relationship between Artist and Archives: In the Case of Paul Klee Miki Watanabe
	[review]	082	<i>The Korean Journal of Archival Studies: Gendai Kankoku Kokka Kiroku Kanri no Tenkai</i> Ryuko Saito
		090	Toshinari Nagasaka, <i>Kioku to Kiroku: 311 marugoto-archives</i> Motoko Hasunuma
	[report]	098	Professor Luciana Duranti at GCAS: A Report from "D-team" Izumi Hirano, Yo Hashimoto and Misato Matsuo
		104	Introduction to International Associations Supporting Audiovisual Archiving: IASA, AMIA, and SEAPAVAA Kae Ishihara
		108	40 Years of Archival Volunteer Activity: About the Arrangement of Hoshino Family Archives in Otsuki City, Yamanashi Prefecture Akiko Kubota
		118	Introduction to the Academy of Certified Archivists through an Experience of Taking the ACA Examination Yayoi Tsutsui
	[miscellany]	124	
	[Message from Chief]	130	Hirooki Hosaka

講演

lecture

[タイトル]

文化資源アーカイブの未来に向けて^[1]

The Future of Cultural Resources Archiving

[著者]



金翼漢 | Ik-Han Kim

[キーワード]

| 文化資源 | 記録管理 | 文化資源アーキビスト | 文化民主主義 | 韓国 |
cultural resources / records management / cultural-resources archivists /
cultural democracy / South Korea

[要旨]

韓国の記録管理の世界は時代の流れとともに、変化してきた。民主的諸権利の確立と「公共記録物管理法」の成立、プロセスの民主化と「記録管理革新事業」、そして近年の電子記録管理の進展と文化資源アーカイブの開始である。韓国の文化資源アーカイブは、文化財庁をはじめとする文化機関や、文化芸術を生み出している現場からの需要の高まりを受け、記録管理学やアーカイブ学がそれに応える形で進められている。その際には、収集戦略、専門的な記録管理、長期保存技術、多様なサービス提供方法など、従来の記録管理の考え方を取り入れた機能設計が行われ、文化芸術分野における体系的な記録管理体制を目指している。今後、現在の様々な取り組みを踏まえて、文化資源アーカイブは構築されていこう。そのためには、文化芸術アーカイブを専門的に扱う、「文化資源アーキビスト」を養成していくことが必要不可欠である。

Records management in South Korea has changed with the times. Changes like the progress in the establishment of democratic rights, the Public Records Administration Act, the democratization processes, records administration innovation, electronic recording management, and the start of cultural-resources archiving have been seen in recent years. In South Korea, cultural-resources archiving is practiced by cultural organizations and organizations that produce culture and art, and is advanced in terms of both records management and archival science. The functional design that corresponded to the conventional records administration was implemented, and a collection strategy, special records administration, preservation, and various service provision methods, among other things, are being developed for a systematic records administration organization in the field of culture and art. In the future, cultural resources archives will be built based on the present methods that are being explored. Moreover, it is indispensable to train cultural-resources archivists who specialize in culture and art archiving.

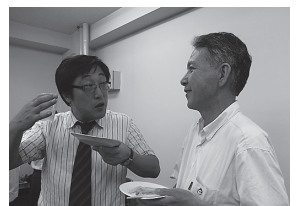
韓国の記録管理の世界は、1990年代後半に民主的諸権利が確立されるとともに「公共記録物管理法」(1999年)を成立させました。2000年代に入ると、業務のプロセスそのものに対する民主的手法について関心が高まりました。同時に前政権の盧武鉉政権は自らを「参与政府」(国民が政治に参与する政府)と称し、いわゆる「記録管理革新事業」を実施します。その結果「公共記録物管理法」は2006年に全面改正されました。現在を含む2000年代の後半は、一方で電子記録管理分野の進展があり、もう一方では特に最近「文化資源アーカイビング」などの話が出てきて、現場でも少しずつ実践されてきています。韓国全体として以上のような流れがある中で、学界でも議論の重点が変化しつつあります。

当初、記録管理の世界における最大の関心事は、やはりアカウントビリティであり、アカウントビリティと公共機関運営の透明性に対する関心が中心にありました。アカウントビリティは記録管理体制を作る際には非常に重要であり、論文などでもその精神を生かした記録管理の方法論や、体制をどのように構築していくかに議論が集中していました。それが徐々に公共機関だけでなく、企業や宗教機関、NGOなどへと関心が広がっていきました。ご存知のように韓国の場合、記録管理は政権の力を借りて、上からの制度改革を中心にして進んできましたが、ようやく最近になって、もっと現場からの、もっと下からのアーカイブズ運動を始めるべきではなからうか、という議論が学界で展開し始めています。もう一方では、キーワードとして「文化民主主義」というものがあります。さまざまな文化行為(act)を資源化して共有する、そうしたところまでアーカイブズ学が寄与しようという問題意識が出始めています。

以上のような韓国の状況は、現場から出てくる要求とも関連していることを説明したいと思います。まず、韓国文化財庁では「無形文化遺産資源センター」の設立を目指して、活発に動き出しています。また、もう一つの事業として「文化遺産デジタル資源センター」設立の動きがあります。どちらも、文化財庁で同時に進められている仕事です。そのマスタープランを、記録学界のプロジェクトとして、私も参加して現在進めています。また、政府の文化体育観光部では、光州に「アジア文化殿堂」を設立する準備に力を入れています。アジア文化殿堂は、2014年の開館を目指して建設中であり、そのソフトウェアの準備をしています。アジア文化殿堂には5つの大きな組織がありますが、その中心になる組織が「アジア文化情報院」というもので、これが「文化資源アーカイブズ」にあたります。そのアジア文化情報院の、機能設計、ビジョニングから始めて機能別のメニューを準備し、光州に約400坪くらいの準備館を設ける。この2つの大きなプロジェクトに責任者として私が現在関わっています。

もうひとつの事例として、「国立国楽院」が挙げられます。「国楽」というと

1 ―― 2010年7月22日、学習院大学でおこなわれた日本語での講演。テープ起こしは講演内容に則して忠実におこなった。図表の一部は韓国語から日本語に翻訳した。テープ起こしおよび図表の翻訳は、元ナミ(博士後期課程1年)が担当した。



“traditional music”にあたります。未だにこういう言葉を使うのは個人的には好きではありませんが、「国立国楽アーカイブズ」という組織が国立国楽院の中にあります。組織としては以前から存在していたのですが、とても規模が小さく担当者が3人しかいない組織でしたので、これを拡大して韓国の国楽に関する本格的な文化資源アーカイブズをつくろうということになりました。そのマスタープランニングのプロジェクトを、2010年の日本アーカイブズ学会で大会報告をしたイム・ジニ(任眞嬭)さんを責任者として、現在進めているところです。

次に2009年に「国立文化芸術資料院」という元々あった組織を、本格的なアーカイブズに発展させるために組織拡大をしました。これを例として紹介します。国立文化芸術資料院では、専門家を養成するために表1のような内容の教育課程を作り、2009年から2年間続けて講義を行っています。1番目が「アーキビストの役割と使命」というタイトルの講義です。2番目が「資料の分類と設計」、3番目が「メタデータの理解と記述」、つまりdescriptionです。以下、「管理プロセス論」、「システム構築論」、「コレクションの運用と管理」と続きます。

以上のように、アーカイブズ学の皆さんがふだん耳にするような言葉が、芸術界でも講義として設けられるようになりました。講義担当者の名前を見ると、ご存じと思いますが、釜山大学校のソル・ムンウォン(薛文媛)先生、それから先ほど紹介したイム・ジニ先生の名前があります。芸術界でもこれまで「アーカイブズ」という組織自体はあったのですが、「アーカイブズ」という言葉だけを当てはめて、中身としてはアーカイブズではありませんでした。最近になってそれを本物のアーカイブズにしようということで、文化・芸術界とアーカイブズ学・記録管理学界の両者が連携していることを表1は示しています。

つまり、記録管理の方法を適用した文化資源管理に対する需要が高まっているということです。文化と関連する資料、撮影した資料、寄贈された各種の記録、

表1 — 文化芸術資料院の芸術記録管理者教育プログラム

[対象:文化芸術アーカイブズに関心を持っている者、芸術関連学科卒業生および在学生]

回次	講義内容	講師	所属
1	アーキビストの役割と使命	イ・ソヨン	徳成女子大学校
2	資料の分類と設計	ソル・ムンウォン	釜山大学校
3	メタデータの理解と記述	ヒョン・ムンス	韓国外国語大学校
4	芸術資料の管理プロセス論	イム・ジニ	韓国記録管理研究院
5	芸術資料のシステム構築論		
6	芸術アーカイブコレクションの運用及び管理	パク・サンエ	白南準アートセンター
7	アーキビストのための著作権実務	イ・ホンソン	国立芸術資料院
8	資料の分類と設計、価値評価とコンテンツ企画	コ・ウンキ	漢陽大学校

口述記録などをこれまでも管理はしていました。しかしながら実際のところ簡単な分類と目録を作る程度だったのです。現在では、記録管理の領域における収集戦略やマネジメント、全体に対する高い専門性、長期保存、多様なサービス提供方法などについて、文化・芸術界でも検討作業を行っている状況です。さまざまな研究やプロジェクトの成果をもって、文化資源アーカイビングのための知恵を集める必要があると考えられています。以上のような韓国での文化資源アーカイビングの動きを踏まえて、その動きの中にある私の立場から、いくつかの問題について紹介していきたいと思えます。

2 — 何が文化資源なのか？

一番大きな問題は、何が文化資源であるのか、という概念規定です。概念規定そのものは、私はそれほど重要ではないと考えますが、現実を踏まえて文化資源のアーカイビングをする際の範囲(area)をどのように考え、文化資源をどうイメージするのか、この問題について一緒に考えてみたいと思えます。

文化・芸術の領域ではなじみのないことなのかも知れませんが、記録管理の世界では記録について考える時、常にプロセスを先に考えます。業務プロセスと記録は同じものの両面であって、このようなプロセスの視点で文化資源を見るということです。従来の文化資源あるいは文化・芸術に関する資料に対する理解は、単なる「自然的な産物」としての資源でした。例えば、演劇であれば、演劇という行為そのものは揮発性をもつものであって、公演が終わると失われてしまいます。モノとしては残らない。自然にモノとして残るのは、例えば公演のリーフレットやチケット、そういうものですね。それからその演劇について批評したもの、書かれたものがあり、これらを集める形で専門資料室のようなものができてきました。これをプロセスの観点から見ると、演劇を最初に企画し、演出し、オーディションをして人を選び、練習をして、公演をおこなうとすれば、最初の企画の段階から意味のある文化資源の要素をモノとして残すという、もっと意識的な作業をやるべきだというのが、記録管理から私たちが学んだ知恵の一つではないでしょうか。実際、私のところで演劇アーカイビングのモデルについて博士論文を書いている学生がいます。

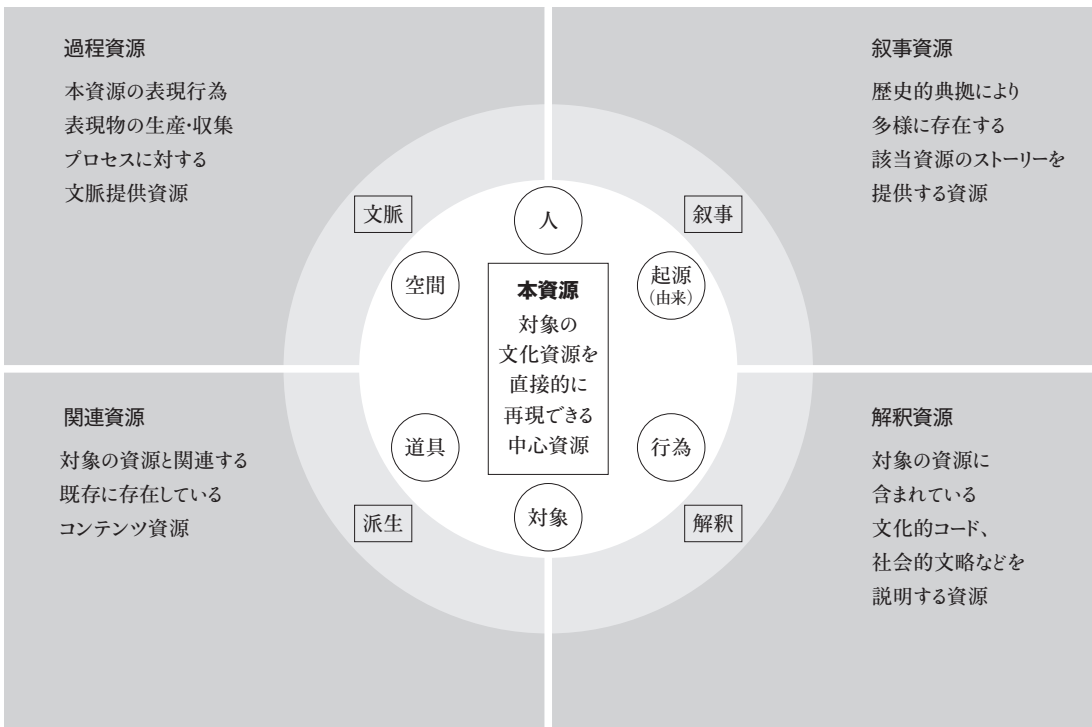
これはそんな難しいことではなく、プロセスをきちんと踏んでその中で生成されるもの、というのは自動的に発生するか、場合によっては積極的に生産するかという話なのですが、それらをきちんと整理すれば、演劇や文化資源に対する具体的な視点になるという考え方です。もう一つの考え方は、客体の構成、そのコンテキスト(文脈)という視点です。文化資源を分けてみると、「本資源」「過程資源」「叙事資源」「関連資源」「解釈資源」というように分けられると思えます。これは新しく作った言葉なので完成度は高くないかもしれませんが、こういうもので構成される

だろうと考えています。図1に示されるように、全体を一つの文化資源ソフトとして捉えようとする考え方です。

「本資源」とは何かというと、文化資源、文化行為そのものです。人の動きであれば実際にデジタルカメラで、標準化されたやり方で撮影する。その撮影されたものが、本資源の本体に当たると思います。また、それを演出する人についてのさまざまな資源もありうるでしょう。それからその動きをバックアップするというか、規定する台本、道具、空間などのすべてが入ります。行為そのものに伴って発生するものはすべて意味を持つ資源として捉えるという考え方です。

「過程資源」(プロセス資源)とは、文化行為の実行前、実行後の段階などで生産された資源、場合によっては生産を強制したり、おのずから生産したりするものによって構成されます。演劇でみれば、練習のある場面をデジタルカメラで撮影すれば、それがプロセス資源に当たるわけです。また、演劇が終わって、参加した人々の評価(follow)についても、資料として見れば文化資源として高い意味を持つという考え方です。「叙事資源」は、文化行為そのものではなく、文化行為と関連する歴史の中のファクトとストーリー、関連する資料、それらを含めて「叙事資源」と言っています。次は「関連資源」ですが、例えば放送局などでドキュメンタリーを作る場合、他の機関でその文化行為を写真として撮っておいたり、収集したりしたものが重要な「関連資源」として意味があります。最後が「解釈

図1 —— 文化資源セットの概念図



資源」ですが、文化行為についての論文やリーフレットなどがすべて含まれるわけでは、管理の対象として考えてこなかったのですが、文化資源そのものを形づくる資源の一つとしてとらえるべきと考えているわけです。

もっとイメージを明確にするために、例を示したいと思います。韓国の扶余(ブヨ)にある百濟時代の遺跡の一つ、定林寺の五層石塔を例として、文化資源セットを示すと表2のようになります。この場合、「本資源」は石塔本体と石塔が立つ空間、それから石塔の由来に関するものになります。これがもし石塔ではなくて、演じられる文化行為であれば、当然ながら人や、道具などが「本資源」の中に現れることになります。石塔の場合、「本資源」としては石塔自体の姿を撮影したもの、石塔の構成、材質、紋様など、細かいものから全体までもが含まれます。空間に関して、この定林寺という寺院自体は現在残っていないので、例えばこの寺を3Dの形でバーチャルに復元すれば、これも空間にあたる「本資源」となります。「過程資源」は、この五層石塔は文化財に指定されていますが、文化財に指定される前後の増改築などに関する記録が当たります。皆さんよくご存知のように、このような文化財には朝鮮総督府時代に記録されたさまざまな資料があります。このような記録は大変重要です。また文化財に指定されて以後は、修理を含めた増改築が行われており、そのプロセスに関するすべての資料、記録を含みます。場

図2 — 定林寺五層石塔

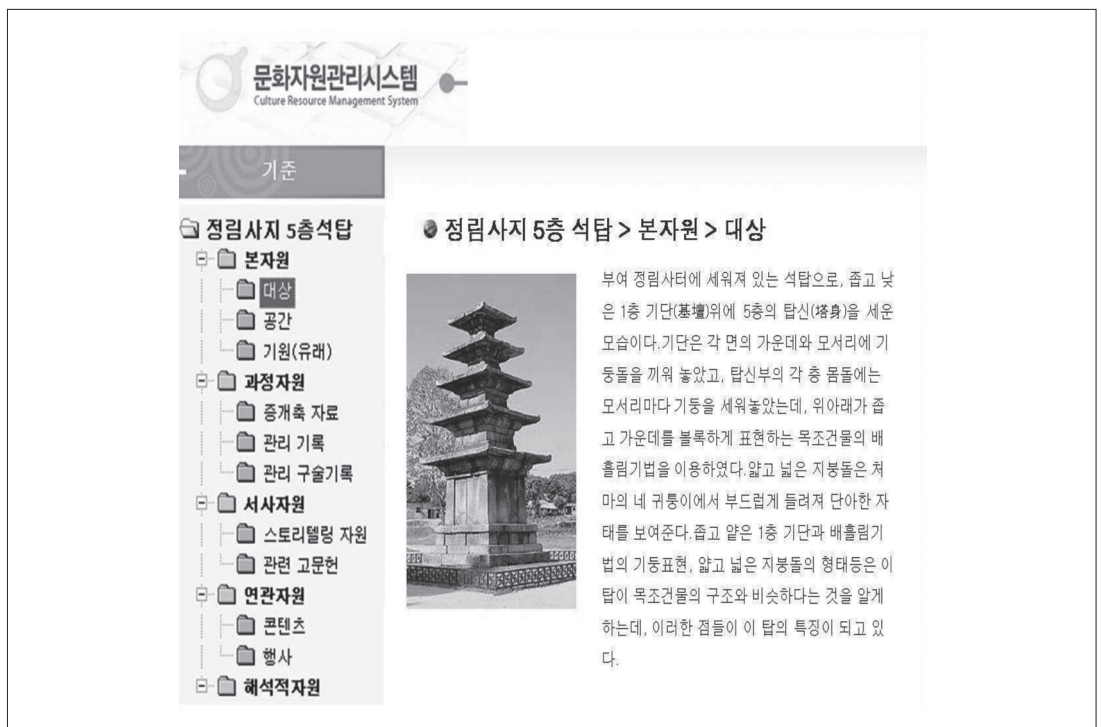


表2 —— 定林寺五層石塔の文化資源セットの構成

区分	構成要素	アーカイブの対象	収集物
本資源	本体	石塔そのものの姿、構成、材質、含まれる紋様、文字など 石塔の内部にあったものなども含む	石塔全体を撮った写真および動画、拓本、 実測図面、部分詳細写真、3D、 材質成分の分析結果など
	空間	石塔の存在する空間的位置および環境 定林寺に関する情報や復元したもの	空間環境の写真、動画、情報など 定林寺復元物 定林寺関連情報
	起源・由来	石塔に関する歴史 石塔に関する歴史的、宗教的背景	石塔および構成物の製作背景に関わる古文書 紋様や絵に関わる各資料
過程資源	増改築資料	文化財指定以前の増改築の事実および資料	石塔の増改築沿革資料
	管理記録	文化財指定から現在までの文化財機関の 管理行為によって生産された記録 指定、等級の変更などに関する記録 解体、復元、修理などに関する記録	関連する記録
	管理関連の口述	文化財管理に関する口述	口述記録
叙事資源	ストーリーテリング資源	説話、口伝などストーリーの構造をもつ石塔関連資料	石塔関連説話 石塔関連の口伝記録 石塔関連の童謡など
	関連古文書	石塔に関する記述がある古文書	古文書の中の情報
関連資源	コンテンツ	石塔と関連して製作された各種コンテンツ	復元模型 復元映像
	行事	石塔関連の地域イベント	行事関連記録や資源
解釈資源	学術資料	学術刊行資料	セミナー資料、論文 その他のジャーナル 研究書籍
	広報物	石塔関連広報物	ポスター、リーフレットなど

合によっては、増改築に携わった専門家に対するオーラルヒストリーなども、この資源をより深く理解するために非常に重要になってくるかもしれません。「叙事資源」としては、百済くらいの時代になると、口伝やその地域の説話などが文化財と絡むケースが結構あります。また、古文書なども含まれてきます。

ここでは、とにかく考えられる要素をすべて挙げてあるわけです。結局のところ、顧客を想定して、文化資源セットとして考えられるものを、いわゆる appraisal (評価) する、価値のありうるものをまず選別し、生産したり収集したりすることになります。文化行為はそもそも、資源化を前提としない揮発性の性格を持つものです。一部では、公演される文化行為について動的映像を撮影するといった試みはありますが、定型化、定期化されているわけではありません。文化資源については、プロセスやコンテキストを考慮した「意図された生産、管理、サービス」が要求される、と全体を整理できるのではないかと思います。

以上のような状況を踏まえて、包括的な概念を定義すると次のようになります。「(文化資源とは)文化行為の過程と結果、あるいは解釈的作業を通じて生産されたものや意識的に生産されたもので、媒体と形態を問わず価値のあるものとして

判定されたもの」ということです。

文化資源の形態ですが、創作者や文化行為を行う主体、台本を作ったり、演出をしたり、楽譜を創作したり、絵を描いたり……。それはモノとして生産されるケースもありますが、そうでないケースもあります。現状では生産されても、管理されていない状態の存在形態です。やはり意図された存在形態を生み出すべきであって、創作者の行為、演技者の行為についても「意図された生産と管理」が必要で、す。「意図された生産と管理」という言葉を使いましたが、その役割を文化資源専門のアーキビストが果たすべきと私は考えています。ただ文化資源が生産される場合、映画を撮るように、撮影という手法をとることが多いので、その場合には必要な領域の専門家たちの協力、連携が非常に重要であると思います。

もうひとつ付け加えると、これが非常に難しいのですが、例えば1時間半くらいの演劇を、一つのカメラ、一つのアングルで、オンラインを通して提供することを想像してみてください。私などは、演劇を見に行くと15分くらいすると眠くなってしまってどうしようもないのですが(笑)、同じアングルの映像を見続けてもあまり意味はないですよ。少なくとも3台以上のカメラを使用して、いくつかの視点から撮影する。それからロング・タムではなく、ショート・カットをしながら編集したものにしないと、顧客を考えた文化資源にはならないということです。このような生産の標準化、これを今後きちんと研究しなければならないという問題意識を持っています。なぜなら、韓国が一番偉い映画監督を動員してその演劇を撮れば良いのですが、それはやはりコストと効果、それに対する評価の問題になります。ですから、映画監督レベルではなく、アーキビストのレベルで可能な方法を生み出さなければ文化資源論は現実化しないわけで、この標準化についての研究が必要となります。

3 — 文化資源アーカイブズの類型と管理機能

そこで、文化資源はどのような主体が、どのような機能を果たすことで実際に運営が可能となるのかという話に入っていきたいと思います。現在韓国では、先ほど申し上げた文化資源の概念について大体の合意が出来上がりつつあります。文化資源をどういう組織でどのように管理していくのかという問題について、現在盛んに議論しているわけです。記録管理における2つの類型に分けて説明すれば、一つはいわゆる「インハウスアーカイブズ型」のやり方です。その組織の中での行為をアーカイビングするという形。もう一つは、“manuscript repository”のような「収集専門アーカイブズ型」。この2つの形態が考えられます。これは文化資源アーカイブズにおいても、基本的には同じだろうと考えています。

文化行為を演出するところ、劇団や劇場のようなところでも、「インハウスアーカイブズ型」の文化資源管理機関としての機能を持つことができます。例えば、韓国

国立劇場には「公演芸術博物館」という機関があります。これは韓国の国立劇場で運営しているもので、最近になって予算も人員も増えて活動が活発になっています。まだ十分には体系化されていませんが、発展の可能性が大いにあると見えています。この劇場は、国立劇団をその組織の中に持っていますし、国立舞踊団も劇場の一組織です。公演芸術博物館には、劇団や舞踊団そのもののアーカイビングや、劇場で公演される公演物に対するアーカイビングを含めた、専門アーカイブズとしての発展が期待されています。博物館の方でも、専門アーカイブズとして発展するための努力をしているという話です。これは劇場や劇団、舞踊団といった個別の文化機関自身が、インハウスアーカイブズとしてどのようなアーカイビングをしていけばよいのかを示すひとつのモデルになるだろうと期待しているわけです。

一方、「収集専門アーカイブズ型」についてですが、これは価値のある文化資源を生産し、収集し、管理し、サービスを提供する専門機関です。これはまさに、先ほど紹介したアジア文化情報院や国立国楽院などの機関が例として挙げられます。アジア文化情報院はまだ設立段階ではありますが、文化資源サービス機関としての目標をもって準備をしています。しかしこれらは、「公演芸術アーカイブズ」ではなく、「博物館」という名称になっています。この点については、博物館であってアーカイブズではないとか、「資料室」という名称は韓国ではライブラリーのイメージを持たれがちなので、それはアーカイブズではないといった意見もあります。しかし、そういう視点では現実の問題を打破していくことは難しいでしょう。これらは基本的に同じであると私は考えています。従来の文化機関には「資料室」の名称をもつものが多いですし、場合によっては「博物館」でも良いのです。問題はこれらを本格的な文化資源アーカイブズとして発展させていくための戦略であり、この戦略こそが重要であると私は考えます。韓国での最近の経験では、NGOや病院、企業などに対して、アーカイブズをやってみましょう、レコード・マネジメントとアーカイブズ・マネジメントを一体化しましょうと私たちの方から訴えたわけですが、一方、文化機関については、彼らの方からこちらに対して声がかかった。文化機関の側がアーキビストの側に協力を要請しているということです。彼らにとって、その文化機関を本格的なアーカイブズとして発展させることは戦略的に非常に重要であるということを強調しておきます。

なぜこういう話を繰り返し強調するかといえば、これは韓国でも日本でも基本的には同じだと思います。博物館には「学芸士」(学芸員)またはキュレーター、ライブラリーにはライブラリアン、アーカイブズにはアーキビストという固定観念があります。こういう目に見えない、非常に高い壁によって現実的には可能なはずのことが、可能にならないことが多すぎる。ですからこの文化資源の話は、その壁をなくす作業からまず始めなければなりません。

韓国の記録管理の世界は、最初はライブラリアンとの対立が非常に激しかっ

たのです。元々は歴史学出身者がつくった学会ですが、文献情報学の先生たちに理事を要請したり、お互いの努力によって、最近はとても親密とまではいきませんが、以前と比べればかなり親しくなりました(笑)。博物館の世界は歴史学から出た人間が多いので、彼らとのつながりで問題を一つずつ片付けていったという経験があります。

アジア文化情報院の話に戻りますが、機能設計を示した図3を見てください。現在のところ、正規職員71名の体制を考えています。この71名というのは政府の文化体育観光部に計画申請を出して、この程度なら良いという回答が得られた職員の数です。一つの文化サービス機関としてはかなりの人数になります。機能としては、まず企画と支援の機能が、次に調査研究・収集の機能があります。文化資源の場合は、調査研究の機能が非常に重要です。通常よりもっと細かく、専門的な調査研究を前提とする必要があります。それから資源管理、サービス、というように大きく4つに機能が設計できると思います。その下の小機能については後で説明することになります。

機能を設計する作業は、表3のような流れで進んでいきます。内容がとても多いので、かなり省略してありますが、例えばまず企画・支援という中機能の中には、戦略企画と運営管理などの小機能があります。それぞれの小機能の中に、戦略企画機能であれば殿堂全体の文化発展戦略の研究・企画、情報院の戦略企画、事業企画という細部機能に分かれていきます。調査研究・収集という中機能であれば、文化資源調査・収集という小機能があり、その中の細部機能は現地調査・資料収集の戦略の策定、現地調査の対象設定、現地調査と資料収集のプロセス設計、リードの開発、現地調査と収集の実行、資料整理および

図3 — アジア文化情報院の機能設計①

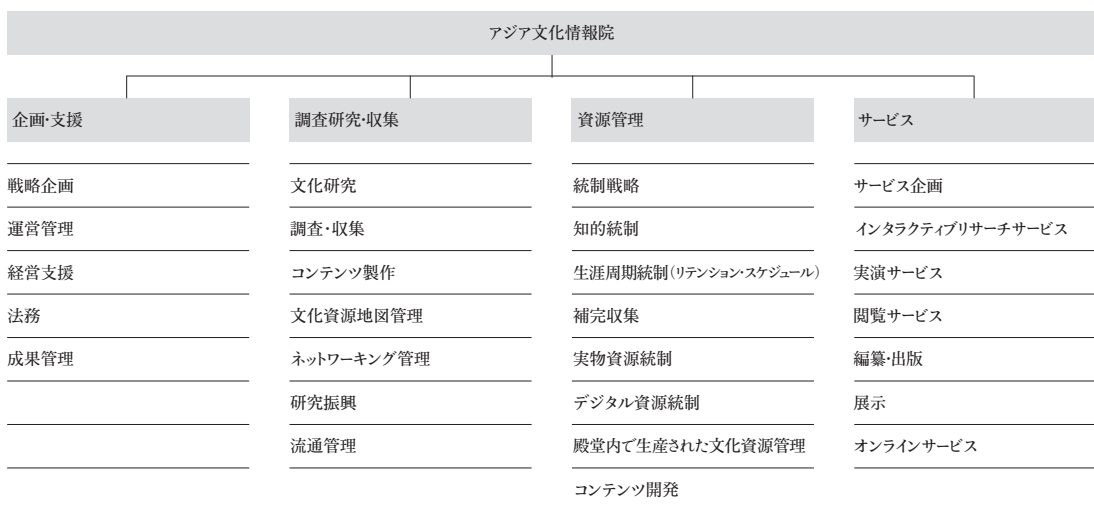


表3 — アジア文化情報院の機能設計②

中機能	小機能	細部機能	機能説明	
企画・支援(P)	情報院全体のレベルで 主要戦略を企画し、 下部の単位を運営し、 情報院内各種の 情報システムを構築し、 維持運営をする			
	戦略企画	殿堂の発展戦略を研究・企画し、 それにしたがってアジアに関する 文化研究の中長期、短期テーマと ロードマップを設定する 情報院の戦略を企画し、 それに基づく事業アイテムを構想し、 事業計画を立てる		
		殿堂の文化発展戦略の研究・企画	殿堂の追求する文化発展の方向及び対応戦略の研究・企画	
		情報院の戦略企画	殿堂の文化発展戦略および情報院の使命とビジョン、 地位に相応しい・情報院の戦略企画 アジア文化研究の中長期・短期テーマとロードマップ設定	
		事業企画	情報院の政策企画による事業アイテム構想及び事業計画樹立	
	運営管理	〈省略〉		
	〈以下、省略〉			
	調査研究・収集(R)	アジア文化のテーマ別研究、 現地調査・資源収集の実行、 コンテンツの製作と文化資源化		
		文化研究	〈省略〉	
		文化資源調査・収集	文化資源の特性と創作、 コンテンツ製作についての適切な対象、 時間的・空間的範疇、方法を設定し、 現地調査と資源収集を実行する	
		現地調査・収集戦略	〈省略〉	
		現地調査の対象設定	対象の特性化:芸術および隣接領域 対象の文化的価値判断と調査内容、収集範囲の設定 対象の構造、単位設定	
		現地調査と資料収集の プロセスの設計	調査・収集プロセスの設計 創作モチーフと美的コードの導出、調査手順の設計	
		リードの開発	リードおよび対象者、機関接触ファイルの生成・管理	
		現地調査と収集の実行	アプローチ方法別の調査・収集指針 ジャンル別の調査・収集指針	
		資料整理および資源移送	生産物管理 移送方法、通関、手続き上の問題の整理確認 移送手続き	
		資料の解釈と分析、補完調査	〈省略〉	
〈以下、省略〉				

中機能	小機能	細部機能	機能説明	
資源管理(M)	収集された資源に対して登録、分類、記述、保存することによって、資源についての知的・物理的統制を遂行し、利用者にサービスできる状態として保有する			
	統制戦略	保有している文化資源に対して管理業務別に業務企画をし、資源管理のワークフローをモニタリングし、それに基づいて成果を評価する		
		管理業務別の企画	全体の処理対象の資源目録を確認した上、数量、類型、価値などの項目を分析し、各管理業務別の処理能力を考え、処理の優先順位を決定し、処理の計画書を作成する	
		モニタリング	〈以下、省略〉	
	補完収集	文化資源セットの分析	文化資源セットを分析し、補完収集の必要可否を判定 収集優先順位にしたがって補完収集対象を確定	
		補完収集の企画	〈省略〉	
		補完収集の実行	企画に従って収集および生産を実行する 文化資源セットへの仮登録 法的権限の確認	
		〈以下、省略〉		
	サービス(S)	管理中の文化資源を各専門家(創作者、文化産業従事者、専門研究者)と一般の顧客の要求に応じてオン・オフラインを含む多様なサービスをもって提供する 実演者に対するレジダンスプログラムの実行、 実演サービスの実行		
		サービス企画	〈省略〉	
		顧客要求分析	顧客のサービスに対する要求事項を分析してサービス企画に積極的に反映する	
		サービス企画	顧客要求事項を分析した後、各サービス類型別に処理能力を勘案し、優先順位を決めてサービス全体に対する総括的な計画を確立する	
		モニタリング	処理計画によりサービスが成立しているかワークフローをチェックする サービスで発生しうるリスクを感知する 外部変化にともなう内部業務変化を通じて、サービスの円滑な遂行支援する	
		〈以下、省略〉		

資源移送、最後に資料の解釈と分析・補完調査、という流れの細部機能になっていきます。

次の資源管理という中機能であれば、統制戦略という小機能の中に、管理業務別の企画とモニタリングなどの細部機能が含まれます。また、補完収集という小機能、これは収集・管理をしながらコレクション分析を加え、補完が必要な要素を提案する機能になります。また、最後のサービスという中機能の場合には、サービス企画という小機能の中に、顧客要求分析、サービス企画、モニタリングといった細部機能が含まれています。このような全体の機能設計図があり、細部機能別にマニュアルが作られるわけです。そのマニュアルや、プロセスマップ、各プロセスに関わる根拠や標準、それから行為(act)に対する説明を詳しく付け加えていく形になっています。

具体性を示すために後ろの方から説明しましたが、また図3に戻ります。このような設計図を全部作っておいて初めて、アジア文化情報院という文化資源アーカイブズの組織が出来上がり、彼らは仕事ができるということになります。図3の「企画・支援」という機能でみると、ここでは法務の機能が非常に重要です。文化資源管理では、デジタル化など著作権の管理が重要で、そういう点での法務の機能ということです。また、アジア文化情報院の場合は、外国からも文化資源を導入する予定なので、ISOなどから発生する法的な問題を処理する機能が必要となります。

「調査研究・収集」について見ますと、「文化研究」と「調査・収集」は当然の機能です。また「コンテンツ製作」とは、人類学の分野ではよくあることですが、現地調査に行ってその過程で把握されたものから構想を立て、かなり初期の段階からそのままコンテンツを製作する場合があります。そういうことまで想定して、収集の中に「コンテンツ製作」の機能を入れています。「資源管理」の方にも、一番下に「コンテンツ開発」が入っています。こちらは収集された文化資源セット全体を研究しつつコンテンツを作っていく、そういう機能です。「調査研究・収集」に戻って、「文化資源地図管理」という機能、つまり「デジタル文化資源地図システム」、これはたいへん重要な機能であると考えていますが、この地図を管理するシステムです。この地図システムは、文化資源の分布などを把握する意味において、収集機能や管理、分類などの面で大変重要なツールとなります。もちろん毎年のように更新される性格のものですが、特にサービスの面で、多階層的な地図システムは顧客の多様な要求に応えられるサービスの提供手段となります。それから「ネットワーキング管理」、「研究振興」、「流通管理」などの機能があります。細かくすべては説明できませんが、「研究振興」という機能が入っているのは、71名の機関であっても自分の組織だけで直接実行できることは非常に限られており、場合によっては他の研究機関に研究助成金を出して、委託研究の形で研究成果を提供してもらう方法も想定しています。

「資源管理」の分野は、記録管理の学問領域が文化資源の領域にさまざまなことを提供できる分野ですが、統制戦略を強化しなければなりません。韓国のさまざまなアーカイブズ機関、公共アーカイブズでは、管理の戦略機能がなく、ルーティンな業務としてしか記録管理をしていない現実があります。その反省から、基本的には分類やその技術などを含む知的統制、実物資源統制、そしてその補完収集、appraisalを含む生涯周期統制(リテンション・スケジュール)といった統制機能が必要です。

「サービス」の分野では、基本的にはアーカイブズがこれまで行ってきた方法で、オン・オフラインのサービス、展示や編纂・出版などを含みます。また、閲覧提供は当然ですが、扱う対象の性格上、実演サービスが非常に重要だろうと考えています。これは最後のサービスの部分で詳しく説明をします。アジア文化情報院の機能概要についての説明は以上です。

4 —— 分類および記述

韓国の文化機関にある資料室や博物館に行って、今まで話してきたような内容の話をする、館長を含めてみな立って拍手をされます。私としては、このような方法は、普通のアーカイブズであれば当然考えられることですし、参照できる標準や外国の事例もたくさんあります。時間をかけて努力すれば実行可能なのに、韓国の文化機関ではアーカイブズの発想そのものがないために、拍手されるのではないかと思います。こういう点で、記録管理と文化資源、分野は違っても彼らと力を合わせることは可能でしょう。

表2の「定林寺五層石塔の文化資源セットの構成」に戻りますが、このセットは石塔についての基本的な説明を含めたサービスを提供するコンテンツです。「本資源」には、対象となる本体、空間、起源・由来などの要素が入っています。「過程資源」には、増改築資料、管理記録、管理に関する口述記録(オーラルヒストリー)、「叙事資源」として、ストーリーテリング資源と関連古文書、「関連資源」としてコンテンツと行事、そして「解釈資源」という構造になっています。とても単純な考え方なのですが、これだけでも韓国の文化財庁が提供している文化財に関するオンラインサービスとは格が違う、だから売れるわけです。文化資源セットの概念をサービス提供の面で応用すれば、このようなものになります。

次に、分類と記述ですが、基本的には provenance(出所)と original(原秩序)を尊重することです。これは常に言っていることですが、文化資源でもそのまま、文化資源セットが一つの出所に当たります。そのセットの構成秩序が原秩序にあたるという解釈をしています。個人的には概念にはこだわらないタイプなのですが、実際それが一つの出所であるという概念で見れば、定林寺にある五層石塔に関

するさまざまな資料、さまざまな資源を、一つのセットとして管理し、サービスの提供をする。場合によっては、他の分類でのサービスが可能な要素もありますが、管理形態としては一つの出所として管理をするという考え方です。このような考え方は、文化機関など他の機関にはありません。

一番よくある間違いは、出所を無視して分類だけで管理する方法です。定林寺の五層石塔と別の寺にある遺跡の記録を一緒にしたり、いろいろな遺跡の写真を「写真」という分類で一括管理したりする。それが普通ですね。こうした従来の分類のやり方を崩すことだけでも、かなり大きな意味があるわけです。

しかし、文化資源の場合の問題は、実はそこではないと思います。我々が知っている概念を適用して、きちんとした管理をするのはそれほど難しいことではありません。文化資源の場合、そのセットの上位分類をどうするかが問題です。これはかなり悩みながら作業を続けてきましたが、基本的には多重分類を前提とするのが当然だろうと思います。ですから、例えば1万セットの文化資源があるとすれば、その上位の分類は地域別分類も時代別分類も当然ありうる。これはそんなに難しくありません。問題はその文化資源の内容および主題別分類です。これは記録管理の業務分析手法を用いて行います。場合によっては、歴史的事実の流れを分析して行います。一種の機能分類体系と私は考えていますが、記録管理の領域における機能分類体系とは全く違います。どちらかという主題分類に近いのですが、今回のアジア文化情報院の作業をする際には、ユネスコの文化指標体系「The UNESCO Framework for Cultural Statistics」、人類学の「HRAF(Human Relations Area Files)」、韓国で開発された「郷土文化標準分類体系」、こういったものを参照し、取り扱う文化資源の特性を活かした形で主題分類体系案を作成しました。

表4では、大分類として「表象文化」、この中に中分類として美術、建築、小分類として西洋画、東洋画、朝鮮民画などが入っています。次が「聴覚文化」で、中分類として音楽と音、その中の小分類を作る予定です。それから「味覚と嗅覚文化」、「言語表現文化」、文学や言語、非口語的な言語(身体言語)など、次の「身体文化」、つまり公演芸術、舞踊、衣服文化、というように設定されています。次は「空間文化」で、自然空間、人工物空間、歴史的遺跡があります。最後がまだ整理されていないのですが、「複合文化」で、その他のすべてが含まれます。近代以前の芸術文化は、複合的に存在しています。それが現代になって分野別に分けられたわけです。例えば、村の儀式などはある種の総合文化であり、このようなものをどう分類するかという問題が残っています。以上のように上位分類についての設定を試みているという例です。

テレビ番組などを企画する人々によくアドバイスを受けるのですが、文化資源の場合は対象のすべてを含まないとしても、必ずテーマ分類をしてください、普通の人たちが関心を持つテーマで分類をやってくださいという話をされます。例え

ば、仏像、これが面白いかどうかわかりませんが、仏像の伝来分類です。テレビでよくやる「何々ルート」といった伝来による分類も新しく考えるべきである、そういう話です。

次に、メタデータを抜きにして話はできませんが、基本的に文化資源の特性を考慮した上でメタデータを構成する必要があります。また、調査研究の特性、収集の特性、管理上の特徴、多様なサービス提供方法や、ネットワーキングなども考慮すべきで、ISO23081を基本としながら、ダブリンコアや、RREMISなども参照しながら作るわけです。メタデータの範疇は、5つに分けました。資源構造、管理過程(ライフサイクル)、コンテキスト、内容、保存の5つにメタデータの範疇を分け、その下に類型、フォーマット、大きさ、資源階層、言語、保存、位置、保存期間、行為者など23個のメタデータを設定し、さらに下位要素(sub-element)として、87個のメタデータの開発をしました。表5はアジア文化情報院のために作ったメタ

表4 — アジア文化情報院で準備している主題分類体系案

大分類	中分類	小分類
表象文化	美術	西洋画(油絵、水彩画、パステル画、鉛筆画、ペン画)、東洋画、朝鮮民画、造形美術(絵画)、書道、書体、デザイン(視覚デザイン、製品デザイン、環境デザイン、服飾デザイン)、版画、写真、オブジェ(工芸、彫刻)、民俗工芸
	建築	伝統建築、現代建築、寺院、景観づくり、建物、構造物、住居用建物、歴史的記念物
聴覚文化	音楽	伝統音楽、芸術音楽、世界民族音楽、実験音楽、大衆音楽、伝統楽器、メロディ、リズム、構造(つなぎがある声)、風物、民俗楽
	声	声
味覚と嗅覚文化	食物	主食、代表的食物、季節の食物、祝日の食物、儀礼食、日常の食物、お茶文化、飲料
	香	香り
言語表現文化	文学	詩、小説、戯曲、説話、神話、伝説、民話、民謡、巫歌、パンソリ、仮面劇、コトウカクシノルム(伝統劇)、ことわざ、なぞなぞ
	言語	文字、方言、隠語、卑俗語、ニックネーム、俗語、慣用語、禁忌語、吉兆語
	非口語的言語	身体言語、信号
身体文化	公演芸術	演劇、映画、サーカス、パフォーマンス、武芸演劇、人形劇、遊び、民俗劇
	舞踏	伝統舞踏、現代舞踏、バレエ、ダンス、民俗踊り
	衣服文化	伝統衣服、現代衣服、儀礼服飾、宮中服飾、装身具、代表的な衣装、化粧、入れ墨、仮面
空間文化	自然空間	自然公園、保養地、公共海水浴場、山林散歩道
	人工物空間	住居形態、建築物空間、道路、村、都市、都市公園、街路樹、子供娯楽施設、都市環境、伝統テーマパーク(伝統民俗村、伝統文化の村、伝統農村体験の村)
	歴史的遺跡	史跡
複合文化	その他芸術文化: 行為芸術、複合芸術 民俗社会: 集落、親族、家族、契、トッレ、歳時風俗、生涯儀礼、民俗遊び 映像: 劇映画、ドキュメンタリー、アニメーション、実験映画、映画創作、映画上映、ビデオアート、メディアアート 行事: 祭り、儀式、記念日、伝統的な祝日、儀礼、祭り、その他行事 宗教文化: シャーマニズム、仏教、キリスト教、神話、民間信仰、お祭りの儀式、巫女、占ト、洞祭、山神祭、祈雨祭、家祭、風水、おぼけ、迷信 指定文化財: 無形遺産物 物質: 衣生活、食生活、住生活、民具、農機具、漁具、狩猟道具、生業技術 歴史: 実話、野史、野談、地名由来、風俗由来、神話、郷土史、郷言 科学: 民間気象学、民間医療関連資料	

表5 — 文化資源メタデータの例(一部)

範疇	上位要素	移行可否	類型	移行可否	レベル区分		業務区分			顧客	記述事項	
					資源	客体	仮登録	登録	資源管理			顧客
資源構造 Structural	類型 Type	必修	資源類型 Record Type	必修	○	○	○	○	○	○	実物資源、デジタル資源: 図書/動画/音響/テキスト/写真/複写/その他 既存の未分類類型に対する追加記述も考慮	
			その他資源類型 Alternative Record Type	該当する 場合 必修	○	○	-	○	○	-	検索に容易な基準となる細部記録類型: 新聞スクラップ/筆者本/ポスター/パンフレットなど	
	フォーマット Format	必修	媒体フォーマット Media Format	必修	-	○	○	○	○	○	資源を構成する情報の一般的なフォーマット: 文書/写真フィルム/カード/図画/動画/ 音響/テキスト/イメージなど	
大きさ Extent	必修	容量 Size	データフォーマット Data Format	必修	-	○	○	○	○	○	資源を構成するデータの論理的形式として 文書単位に適用: ASR II、AVI、HTML、XML、PDF、 JPEG、RA、TIF、TXT、TXT、GUL、XLS、PPT、 などファイルタイプ	
			保存媒体 Medium	必修	-	○	○	○	○	○	○	ハードディスク、ストレージ、DVD、CD-R、紙、 オーディオテープ、ビデオテープ、フロッピーディスクなど
			企画 Specification	必修	-	○	-	○	○	○	○	大きさ、色、線明度、圧縮方式、ビット率、フレーム率、 画面比、走査方式等のアクセス可能情報など: 100万画素、1秒に30フレーム、20mm
資源階層 Level	裁量	登録件数 Counter	登録件数 Counter	裁量	-	○	-	○	○	○	文化資源登録した2つ以上の資料を含んだ シリーズの場合、 添付及び貼り付けファイルの数:55件	
			関連根拠 Related Mandate	必修	○	○	-	-	○	○	○	該当法規と法規内の該当条項
			言語 Language	裁量	○	○	○	○	○	○	○	○
管理 課程 Life Cycle	保存 Preservation	必修	保存処理類型 Action Type	必修	○	○	-	-	○	-	原本/変換/複製/排架/保存位置移動など 資源に処理された保存処理行為	
			保存処理日付 Action Date	必修	○	○	-	-	○	-	-	保存処理行為がなされた日付
			保存処理 細部情報 Action Description	必修	○	○	-	-	○	-	-	原本の様態に対する情報、変更理由、 状態などに対する詳細説明 連番、データフォーマット、登録番号、 保管場所、処理理由
位置 Location	必修	所蔵場所 Current Location	裁量	○	-	-	-	○	○	○	文化資源を所蔵している機関、保管場所	
		保管位置 Storage Details	裁量	○	-	-	-	○	○	○	資源が保存される或いは配列された位置、 または状態についての情報	
保存期間 Retention	必修	保存期間 Retention Period	必修	○	○	-	-	○	○	○	文化資源は基本的に永久保存、資源の 物理的状态などを基準として保存期間を策定	
		保存期間 策定理由 Retention Reason	裁量	○	○	-	-	○	-	-	-	文化資源に保存期間を策定した理由
管理履歴 Manage	必修	管理類型 Event Type	必修	○	○	-	-	○	-	-	記述履歴変更、ウィルスチェック、消毒、テープ回転、 保管場所管理業務における変更行為記述	

データ設定の一部です。

このプロジェクトでは実際に「文化資源管理システム」を開発するのですが、このメタデータの設計がそのままシステム化されるわけです。ですから、一つ一つの要素を明確に、この要素に何を入れるのか、その要素を記述 (description) するにあたって、実際の管理やサービスにどのような意味があるのかを明確にしなければならず、他の記録よりはるかに複雑で非常に難しかったです。私としては、良い経験でしたが。

5 — サービス

次にサービスについての話をします。文化資源に関するサービスの提供について、二つの問題が挙げられると思います。ひとつは文化資源やアーカイブズのもつ多様性です。多様な機関が存在し、多様な方法で文化資源を管理している。もうひとつは、共通利用の必要性です。このふたつの矛盾を解決することが、サービスを提供する上での大きな課題だと思います。皆さんもご存知のように、EUの「Europeana」で実現したようなデジタル共同利用の体制確立方法を、文化資源アーカイビングにおいて考えた時、前もってこれらの課題に対する解決策を準備しておく必要があると思います。

メタデータ標準を作って全ての機関がその標準に従うようにする、というだけでは解決策にはならないと私は思います。さまざまな方法が考えられますが、基本的にはメタデータレジストリを国家レベルで運営したり、ゲートウェイ (gateway) のシステムを作って各機関が持っているメタデータ要素をマッピングし、さまざまな機関のものを統括して検索できるような体制を作ったりすることが必要です。こうしたことが文化資源管理の分野では、アーカイブズやライブラリー以上に重要な課題になっていると思います。

それから先ほど紹介しました、文化資源の実演サービスについて述べます。文化資源の分野では、オンラインやデジタルなどを含めて多様な形態でのサービスを提供するだけでなく、文化行為そのものを同時に、リアルタイムに提供する仕組みが非常に重要です。これは基本的には“residence program”というようなものです。例えば韓国のある文化機関が資金を出し、公演者を招いて実演をすると同時に、その文化行為に関するデジタル資源をサービス提供するという発想です。それを光州のアジア文化情報院では、サービスの中の最も重要なアイテムとして取り扱っているわけです。

例えばカナダの人が、ベトナムのある地方の源流文化を研究したいとする。それを光州で可能にする体制を作るという発想です。ベトナムの人を招いて、実演をしてもらう。それから、彼らが持つ文化の要素を、ベトナムに行ってすべて撮

影し、収集し、管理しようという発想です。こうした展開は、文化資源の利用のみならず、文化の交流、積極的なネットワーキングとしての発展の可能性があると考えています。

バーチャルサービスの話もしなければなりません。先ほど若干申し上げましたが、デジタル地図の運用についてです。最近のものは私もいくつか見ているのですが、ヨーロッパやアメリカ、カナダなどでも毎年更新されています。徐々に発展しているように見えます。最近はやはりグーグルマップを基にして、それを運用して作る場合が多いですが、そういうことに対する工夫と発展です。

また韓国は、例えばゲームの分野のように、日本企業の下請けとしてもものすごい数の人間がプログラミングに従事しています。このゲームの世界の技術や方法は、これからの文化資源デジタルサービス、特にバーチャルサービスの世界で非常に重要な経験として活用できると考えています。従事する人間が多いという条件を活かして何かしようじゃないか、という発想が必要だと思っています。簡単に言うと、AR(拡張現実)などを含めた新しい“Culture Technology”、この用語は韓国でしか使わないものですが、この“Culture Technology”を活用したオン・オフラインのサービスを提供する方法を考えていくべきだと思います。

6 —— 結びに

以上見てきたように、韓国での文化機関からの要求に応じた記録管理界の対応は、展開しつつあります。しかし、この新しい試みは出発点に過ぎません。IT、ICTとの結合をもっと固める必要がありますし、積極的な生産のための資本の投下、ある程度の専門性さえあれば生産できるような標準化、そうした細かい研究がこれから必要になるだろうと考えています。

それからもう一つは未来に向けた準備です。専門家をどのように養成するかという問題です。私たち明知大学の専門大学院には、これまでは記録管理専攻と、スポーツ記録分析専攻の2つの専攻がありましたが、2010年秋学期から「文化資源記録専攻」を新しく立ち上げます。この専攻には、修士4人と、博士1人が入ります。最初としてはそれなりの成果でしょう。やはり人を養成してこの分野を発展させていくのが、未来の展望のためには最も重要であると考えています。

明知大学のカリキュラムを見ますと、専攻共通科目があり、記録情報学概論、分類記述論、価値評価論、サービス論、保存論、長期保存戦略、業務分析方法論などがあります。記録管理を行うにあたって必要となる基本的な方法論にあたる科目ですが、それはスポーツでも、記録管理でも、文化資源でも共有されるべき教育課程です。それを基本にしながら、文化資源記録専攻の科目を見ますと、例えば韓国文化資源研究、これは文化資源に対する認識論的な訓練で

す。多様な文化資源の領域で成立するアーカイブズについての知識を学び、記録管理を基盤にした新しい「文化資源アーキビスト」を養成する課程をつくっていく必要があると考えているわけです。

以上であります³が、記録管理学とアーカイブズ学の領域における日本との知識交換の経験を、私たちはすでに持っています。その経験から得たように、これからは文化資源アーカイブズの領域でも日本とより積極的な交流をし、生産的な未来への展望を互いに持ち続けたいと考えております。私の話はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

[タイトル]

日本のアーカイブズ制度の現状^[1]

牛の歩みは遅くとも

The Present Condition of the Archival System in Japan: A Long Course

[著者]



高埜利彦 | Toshihiko Takano

[キーワード]

| 東日本大震災 | アーカイブズ制度 | 明治政府 | 現状と課題
| 学習院大学アーカイブズ学専攻 |

Great East Japan Earthquake / archival system / Meiji Government / circumstances and problem / Graduate Course in Archival Science Graduate School of Humanities Gakushuin University

[要旨]

2011年3月11日の東日本大震災は甚大な人的・物的被害とともに、公文書や歴史資料の被災を生んだ。その救出は数多くのボランティア活動によって支えられている。1987年に「公文書館法」が公布されたが、日本のアーカイブズ制度は遅れた状態のままである。その原因を歴史的に考えれば、日本の近代国家のあり方に求めることができる。「公文書管理法」が2011年4月に施行されてもお、「国民のため」という発想を持たない政治家や官僚を頂く私たちは、しかしながら諦めてはいない。社会にはアーカイブズが必要であるという世界の常識を、日本の教育システムの中で伝えなくてはならない。学習院大学アーカイブズ学専攻では、アーキビストとして活躍できる人材の他に、教育制度の中でアーカイブズ学を教授できる人材の養成にも取り組んでいる。また、日本アーカイブズ学会は、学会の認定するアーキビスト資格制度を発足させた。これらの資格取得者が、これからの日本のアーカイブズ制度の充実に力を発揮していくものと期待している。

The Great East Japan Earthquake on March 11, 2011 destroyed and damaged a great number of public documents and historical records. Rescue operations for damaged documents and records were undertaken by volunteers. Since the promulgation of the Public Archives Act in 1987, the archival system in Japan has not developed as quickly as expected. The cause of this delay can be historically traced to the birth of Japan as a modern nation state. Even after the enactment of the Public Records and Archives Management Act in April 2011, we are determined to teach, within the Japanese educational system, the necessity of archives within a society. The Graduate Course in Archival Science in the Graduate School of Humanities Gakushuin University is committed to producing not only talented professional archivists, but also dedicated archival educators. In addition, the Japan Society for Archival Science recently launched its program for registered archivists. I hope that qualified registered archivists will make a significant contribution to the development of the Japanese archival system in the years to come.

はじめに

本日ここに講演させていただく事は、大変光栄なことと感謝申し上げます。ご招待下さったロベール所長を始めとするコレッジ・ド・フランス日本学高等研究所の皆様と、堀内所長を始めとする東アジア文化研究所(パリ第7大学)の皆様、それにシャルロットフランス高等研究院教授に、心より感謝申し上げます。本日の会場であるパリ第7大学は、マルグリット・デュラス通りにありますが、45年前、私は学生時代にマルグリット・デュラス『モデラート カンタビレ』をテキストにして読みました。しかし今、私のフランス語は錆びついてしまいましたので、本日は日本語で話をするをお許しください。

1 — 2011年3月11日の東日本大震災

2万人に近い死者・行方不明者を出した東日本大震災から1年が経過しました。大津波が押し寄せ、人びとや記憶の詰まった建物などを飲み込んだ映像は、今なお生々しく思い返されます。そのうえに東京電力福島第一原発の事故も重なり、復旧の見通しも立たない被害をこれから先も与え続ける状態にあります。これらの大被害に対して世界からの支援や応援メッセージを頂いたことに対し、感謝の気持ちをお伝えします。

私どもが26年前、パリ15区に1年間居住していた時に、ソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故が起きました(1986年4月26日)。フランスもその他のヨーロッパ諸国も放射能汚染を恐れていました。日本人の私も放射能を恐れましたが、アパートの大家さんは、「日本人は放射能に対してアレルギーを持っているからね」と語って同情してくれました。1945年8月6日の広島(死者推定15万人)、8月9日の長崎(死者推定8万人)にアメリカ軍が原子爆弾を投下し、その後ずっと放射能に悩まされ続けたことから、強いアレルギーを日本人が持っていたのは当然ともいえます。

ところが今回、1年前の3月11日の原子力発電所の事故に対し、多くの政治家や役人たちは放射能の恐怖に対して鈍感だった印象があります。広島・長崎から66年経つ間に放射能に対するアレルギーを風化させ、「もうかるか、もうからないか」の行きすぎた資本主義の論理が、企業家だけでなく役人や政治家たちにも浸透してしまったようです。世界の金融資本と連動した経済構造は、日本社会の価値観を変容させてしまったのでしょう。

津波は、人命だけではなく文化財にも大きな被害を与えました。所管する文化庁は、17年前に起こった阪神・淡路大震災の経験から復旧に当たっていますが、その対象はおもに事前に登録されていた文化財に限られ、民間に埋もれていた貴重な歴史資料などは対象になりませんでした。そうした状況の中で活躍

1 — 2012年3月23日、パリ第7大学での講演。フランス語の講演タイトルは、“La gestion des archives publiques au Japon: un long parcours”。





コレージュ・ド・フランス



フランス国立図書館

しているのが、民間のボランティア団体です。

1-1：岩手県釜石市役所の公文書

市役所は津波で地下・1階が水没。保管してあった会計課の書類や税務課の課税台帳などの公文書(段ボール500箱)が水浸しになりました。2ヶ月後から、東京のボランティアが参加してキッチンペーパーで水分を吸収したり、カビには石灰をかけたりして、公文書の復元をはかっています。市の職員は他の災害復興に忙殺されているので、手が回らない状態でした。釜石市総務課の職員は「公文書の復元は大切な仕事だが、震災後は余裕がなくてできなかった。支援していただいて大変ありがたい」と話しています(『読売新聞』2011年5月12日付)。

1-2：宮城歴史資料保全ネットワークの活動

「宮城歴史資料保全ネットワーク」とは宮城県内の歴史資料の保全活動を行う組織で、2003年7月26日に発生した宮城県北部地震によって被害を受けた文化財の救済活動を契機として設立されたものです。2004年から歴史資料の所在調査を行ってきましたが、今回の大地震の後には、古文書などのほか、建造物なども対象に精力的な文化財救出活動を行っています。最近参加した一橋大学のグループは、「岩手県大船渡市から宮城県石巻市にかけての被災地域をまわりました。うかがったなかには、津波によって大量の文書を蔵もろとも流されてしまったお宅もありました。それでも調査グループがすべての文書をデジタル撮影していたおかげで、かけがえのない文書のデータだけは残りました。所蔵者の方や地元自治体の方が、そのことをたいへん喜んでおられるのを見て、日頃からの資料の所在調査・整理・写真撮影の重要性を再確認しました。こうした地道な作業の積み重ねが、資料を未来へと伝えることになるのだと実感しました。……翌日の作業は水損資料のクリーニングです。ダンボールの台の上で、竹べらや刷毛を使って資料に付いた泥を落とし、カビが発生している箇所にはエタノールを噴霧します。紙同士がくっついていて剥がれなくなっている場合は、霧吹きで水をかけてから、竹べらで慎重に剥がします。それでも剥がれない場合は、無理をせず、後日の処置に委ねます。これらは保全作業の第1段階に当たり、そのあとに水洗いや乾燥などのさらなる作業が控えているということでした。」とレポートを寄せています(『宮城資料ネット・ニュース』第160号、2012年3月5日)。

1-3：茨城史料ネットの活動

茨城県域および周辺の文化財や歴史資料の保全のために活動する、研究者や

関心を持つ人たちのボランティア組織です。大震災後、5月から被害を受けた歴史資料などの救出に県内各地で活動しています。鹿嶋市で寺院の水損資料のレスキューを行い(5月12日から)、常陸太田市では被災家屋のふすまの下張文書の救出を行い(6月29日から)、大洗町では被災した旧家の史料整理を行うなどの活動を積極的に実施してきました(『茨城史料ネットニュースレター』No.1、2011年7月16日)。

以上、三例を紹介しましたが、このほかにも多数のレスキューの事例があります。このうち岩手県にはまだ県立のアーカイブズ機関は存在せず、宮城県は県のアーカイブズ機関は存在するのですが、金や人を出すのに消極的です。茨城県は県のアーカイブズ機関はあるのですが、指定管理者制度が妨げになり契約内容以外の活動はできない状態です。こうした中で民間ボランティア団体の活動には力強さがあり、救われるものがあります。本来であるならば、地域のアーカイブズ機関が歴史資料の保全のために十全の機能を発揮するべきなのでしょうが、残念ながら日本のアーカイブズ制度は遅れた状態にあります。以下に、日本のアーカイブズ制度の現状について概観することになります。

2 —— 遅れた日本のアーカイブズ制度：現状

2-1：日本の各種のアーカイブズ機関

国立、独立行政法人

ー 国立公文書館

日本の National Archives。1971年に近代行政文書の保存のための運動が大久保利謙氏をはじめ日本歴史学協会などによって進められ、設立されました。江戸幕府の史料(内閣文庫)を引き継ぐほか、明治期の太政類典・公文録などの歴史資料と、現在の政府19省庁からの公文書を受け入れる機関です。省庁はこれまで非現用となった文書の移管に消極的で、省庁の地下に未整理状態に置き、時には勝手な廃棄がなされていたこともあり、問題が発生したこともありました。後述する、「公文書等の管理に関する法律」が昨年施行され、勝手な廃棄は禁止されるようになりました。国立公文書館の下にアジア歴史資料センターが配置され、太政類典や外交史料館・防衛研究所の資料をデジタル化してインターネット利用に供しています。

ー 国文学研究資料館(前身は文部省史料館)

1951年設立。1949年に野村兼太郎氏ら96名の歴史研究者が、従来の支配者の歴史ではない江戸・明治期の庶民生活などの実証的研究

の根本史料を保存し公開する機関として、国立の史料館の設立を請願しました。日本学術会議・日本歴史学協会などの運動も加わり51年に文部省史料館が設立されたものです。この後上記の近代行政文書保存の運動がおこり、国立公文書館が設立されましたが、いずれも学会や歴史研究者たちの設立運動が功を奏したものと いえます。史料館は71年に国文学研究資料館に合併され今日につながりますが、江戸時代の藩政資料・村方資料などを多数保存しています。

- 宮内庁書陵部(前身は宮内省図書寮)
1884年(明治17)設立。天皇家・公家の記録資料を保存する。後でも触れますが、歴代の天皇実録を編纂してきました。現在は「昭和天皇実録」の編纂中です。
- 外務省外交史料館
1971年設立。幕末外国関係文書から始まる外交資料を保存しています。来年(2013年)は日仏通商条約締結から160年の節目の年を迎えますが、フランス公使のロッシュやベルクールなどに関する歴史資料なども保存しています。
- 防衛庁防衛研究所
1955年設立。軍事・防衛関係資料を保存します。

以上が、国の機関の主だったものですが、このほかに日本銀行や幾つかの大学法人にアーカイブズが設けられています。次に地方自治体です。

都道府県立

山口県文書館が1959年に設立されてから、現在33館。青森・岩手・山梨・静岡・高知・長崎・鹿児島県などが未設立です。

政令指定都市・市区町村立

藤沢市文書館(神奈川県)が1974年に設立されてから、およそ30館存在するのみです。

企業や大学アーカイブズ

民間企業では、かつての社史編纂室の時代から、ビジネス・アーカイブズの設立に移行しつつありますが、経営者の理解が乏しく妨げとなっている場合が見られます。ドイツも同じ道を歩んだそうですが、国際的な訴訟に備えるため、証拠書類の適正な管理のために、ビジネス・アーカイブズの役割が認識されているようです。

フランスでは、企業の経営戦略の検証のためにアーカイブズに役割が求められ、たとえばリヨン大学の大学院で経営学の分野にアーキビスト養成の講座が

開設されたように、従来エコール・ド・シャルトで国や県のアーカイブズ機関に勤めるアーキビストを養成してきたのとは異なる発想が見られます。日本でもこの趨勢に後れを取らずに変容してほしいと思います。

大学でも、大学史編纂のための史料室という段階から、大学アーカイブズ設立に移行しつつあります。大学の歴史に関わる史料の保存に限らず、大学の事務局で現用を終えた記録史料が、アーカイブズに移管され、評価・選別がなされ、保存・公開されるシステムが稼働しつつあります。京都大学大学文書館(2001年設立)から国立大学や私立の大学(学習院アーカイブズ2011年開設)まで、徐々にその数を増やしつつあります。

2-2: 関係法令

日本のアーカイブズ制度に関わる法令について、略記します。

- 「公文書館法」が1987年にはじめて公布され、翌年施行されました。1980年代からICA(国際アーカイブズ評議会)に学ぶ姿勢を強め、講師を派遣してもらい、とくに1986年ICA国際標準化担当委員マイケル・ローパー氏が来日し、翌年参議院議員岩上二郎氏による議員立法で「公文書館法」は成立しました。

第3条、国及び地方公共団体は歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第4条2項、公文書館には館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

(附則)(専門職員についての特例)2、当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

ユネスコ加盟120カ国のうち記録史料保存法(文書館法)がなかったのは日本だけでした。この「公文書館法」が出来たことで、日本のアーカイブズ制度をどれほど前進させることが出来たか計り知れません。しかしながら、附則にあるように専門職員(アーキビスト)の配置が義務付けられなかったために、アーキビストの養成や配置が遅れることになりました。

- 「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法)が、学会や福田康夫氏などの政治家の支援によって2009年7月公布され、2011年4月に施行されました。全34条。

第1条(目的)

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、民主主義の理念ののっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第1条で高らかにその趣旨が謳われていながら、東日本大震災以後に政府が発足させた原子力災害対策会議などの多くの会議で議事録が作成されていなかった事実が、2012年1月に判明しました。法律を作りながらも、運用する政治家や官僚の意識や精神は立ち遅れた状態に止まっているのです。

2-3：アーカイブズ関係団体

日本のアーカイブズ制度の基礎を作る推進母体となった関係団体について述べます。

- 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)
1974年に設立されました。都道府県・政令指定都市・市町村立のアーカイブズ機関やその他の資料保存機関など170余と個人会員300名余の団体です。多くのアーカイブズ機関の設立や「公文書館法」の成立など、運動の担い手となり、研修を通して基礎的な知識の普及に努めてきました。現在、地方自治体の財政が窮乏する中、人件費削減などの問題から文化事業の多くは、厳しい環境に置かれています。
- 企業史料協議会
1981年に設立され100余の会員で構成されており、現在ビジネス・アーカイブズに取り組んでいますが、不景気の波が押し寄せ、容易な推進を阻む要因となっています。
- 全国大学史資料協議会
1990年に東日本地区と西日本地区に分かれて設立されましたが、1996年に東西が合併し全国組織となりました。大学アーカイブズの設立に取り組んでいます。

- 日本アーカイブズ学会
2004年4月に設立されました。個人会員と賛助会員を合わせて約500名で構成されています。アーカイブズ学を世界水準に学び、国内の多様な課題に取り組んでいます。現在はアーキビスト資格認定制度の発足に向けた取り組みを、年2冊の学会誌『アーカイブズ学研究』の発行などとともに進めています。

以上に紹介した日本のアーカイブズ制度の現状は、フランスをはじめヨーロッパのみならず、アジアにおいても中国や韓国と比しても相当遅れた状態にあると言わざるを得ません。1789年のフランス革命の後にアルシーブ・ナショナルが設立され、現在800館を超える公文書館を持つフランスとでは、その歴史が違いますが、歴史の浅いアジアの中でも、中国の全国3800館にのぼる档案館の存在や、韓国での金大中大統領就任以来の民主化の進む中で国家記録院の設置や記録物管理法の施行など、急速に充実している現状と比較すると、日本のアーカイブズ制度の遅れは、歴然としています。

3 —— 遅れた日本のアーカイブズ制度：歴史的な要因

なぜ日本のアーカイブズ制度は、現在、世界的に見ても遅れた状態に置かれているのでしょうか。その理由を歴史的に考えていきたいと思います。

3-1：前近代（古代から近世まで）

- 正倉院文書
奈良東大寺の正倉院に伝来した文書群。約1万点の奈良時代（8世紀）の古文書で写経に用いた反故紙に戸籍や計帳などが残されています。世界で最古の紙に書かれたアーカイブズです。
- 東寺百合文書
京都府立総合資料館所蔵（国宝）。平安期以降の東寺に関わる史料のうち、中世に学僧たちによって整理されたもので、江戸時代に加賀藩前田綱紀が100箱（百合）の桐箱に収めた状態で伝存しています。東寺の荘園の権利を保証する、時の権力者からの証文などが含まれています。
- 江戸時代
幕府・藩や朝廷、寺院・神社、村・町の団体は、自前の文書記録を保存するシステムを持っていました。また農民・商人などが家単位で記録保存する事例は数多くあり、今日まで伝えられています。

いずれも、統治のための先例として、あるいは証拠のために記録を保存する文化を持っていました。質量ともに豊富な和紙生産・流通がなされたこともあって、墨で書かれた古文書は膨大に作成され現代に伝えられたのです。前近代の日本には、アーカイブズ制度という概念はありませんでしたが、それに変わらない本質を備えた社会が存在していたということです。

3-2：近代(明治期以降、敗戦まで)

1868年の明治維新後、太政官政府は1875年に内務省記録課から「全国の記録を保存すること」を命じました。他方で修史局さらに修史館を設け、歴史編纂事業も進めました。

しかしながら1885(明治18)年に内閣制度が発足すると、官僚は天皇の政府のために「忠順勤勉」を尽くすことが義務付けられ(「官吏服務規律」)、記録保存は国民から記録を隔離し、非公開とするためのものとなりました。もっぱら修史事業のためにのみ史料を集めることになりました。東京帝国大学史料編纂掛が『大日本史料』を、宮内省図書寮が『歴代天皇実録』を編纂し、国家と天皇の歴史を国が作成して、これを国民に教化する方針を、明治政府は選択したのです。およそ1900年頃、日本がアジアの中で帝国主義を唱え出した頃でした。その後、第2次大戦に向かう1930年代後半の昭和時代には、国民教化のために一君万民を唱える「皇国史観」が政府や学校によって喧伝され、自由な思想や学問まてや国民の権利も奪われて、戦争に突入したのです。近代日本では、ヨーロッパのアーカイブズの存在を知っていたのですが、これに学ぶことはなく、天皇中心の中央集権国家を形成する中で、民主主義の基礎になる制度であるアーカイブズ制度は採用されませんでした。

3-3：敗戦と戦後

1945(昭和20)年8月15日、広島と長崎の原爆投下を受けて、天皇の政府はポツダム宣言をやっと受諾しました。記録を残すのは証拠(エビデンス)のためでもあります。だからこそ日本の軍隊や政府は「機密書類」を焼却させたのです。市民が、それらの証拠書類を保存させることはできませんでした。

しかる後に、GHQ(アメリカ)による戦後民主化政策は進められました。戦前から日本社会に存在した図書館や博物館は社会に一層浸透しましたが、アーカイブズ制度が与えられることはありませんでした。

なによりGHQは、一部の公職追放されたものを除き、従来の官僚を戦後政府に用いました。その後公職に復帰した者たちも含め、官僚たちは戦前の天皇政府に忠誠を尽くした考え方をどれだけ改めることができたのでしょうか。天皇に代わるGHQをいただく戦後政府において、国民のために尽くせる官僚がどれほど

存在したのでありましょうか。アメリカから与えられた戦後民主主義の限界がそこにあるように思われます。

4 —— 牛の歩みは遅くとも

公文書管理法が施行されてもお政府は重要会議の議事録を残すことをしませんでした。2012年1月、東日本大震災以後に政府が発足させた多くの会議で、議事録が作成されていなかった事実が判明しました(『日本経済新聞』2012年2月16日付)。「国民のため」という発想を持ってない政治家や官僚を頂く私たちは、しかしながら諦めてはいません。高学歴の政治家・官僚たちは、高校・大学の教育課程で、実は一度もアーカイブズについて学ぶことなく現在のポジションに就いているのです。社会には、図書館や博物館と同様にアーカイブズが必要であるという、世界の常識を、日本の教育システムの中で伝えなくてはなりません。そのため教育プログラムと人材を養成することが重要になります。

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻(2008年4月開設)では、博士前期課程(マスター)においてアーキビストとして活躍できる人材や中・高校教員を養成し、博士後期課程(ドクター)において大学でアーカイブズ学を教授できる人材の養成を目指しています。1年前には日本初の博士(アーカイブズ学)も誕生しました。前途迂遠にも思えますが、教育課程の段階から正しい認識を形成していくことに取り組んでいきます。

また全国にアーカイブズ機関が多く設立されるためにも、アーキビスト資格制度が確立される必要があります。国がアーキビスト(専門職)資格制度を設立しない状況が続く中、日本アーカイブズ学会は4月に、学会の認定するアーキビスト資格制度を設立します。アーキビスト資格認定者が続々と輩出することにより、社会におけるアーカイブズ制度に対する認識は深まっています。

また、大震災後に多くの民間ボランティアが、歴史資料の救出に取り組んでいるように、私の参加する甲州史料調査会(1991年発足)も地道な活動を今後も続けていくつもりです。県立のアーカイブズ機関がまだ設立されていない山梨県下の歴史資料を整理・目録化する作業のうち、現在は2004年から8年間、16次にわたり「三井家旧蔵史料」の整理・目録化とマイクロ写真撮影を遂行しています。徐々に作業は進み、完了した箱からパリ、コレージュ・ド・フランスに原史料と目録・写真を送付しています。これは史料所蔵者であった三井その子氏がコレージュ・ド・フランスに寄贈されたため、日本にも副本を残し、パリでも活用していただくための作業となります。

私どもは、これからもフランス等の世界のアーカイブズ制度に学びながら、日本独自の歴史と文化の中で、牛のように一歩一歩あゆみは遅くとも、前に進んでいくことにします。

論文

article

[タイトル]

内閣制創設期における 記録局設置についての一考察

A Study of the Foundation of *Kirokukyoku* (Record Bureau)
at the Beginning of the Modern Japanese Cabinet System

[著者]

渡邊佳子 | Yoshiko Watanabe

[キーワード]

| 内閣制 | 内閣記録局 | 記録局 | 記録管理 | 小野正弘建議案 |
cabinet system / *Naikaku Kirokukyoku* (Cabinet Record Bureau)
Kirokukyoku (Record Bureau) / records management / Masahiro Ono Proposal

[要旨]

日本の行政機関等における公文書の管理は、歴史的に見て、国の政治制度と密接に関わりながら変遷して来た。

1885年、太政官制度から内閣制度への移行という政府機構の大きな変革があった。この時、内閣と各省に記録局が設置される。行政に合理性と効率化が求められる中で、この記録局は、従来の業務を引き継ぎながら、記録の編纂保存について新たな方法を築いて行った。

本稿では、内閣に設置された内閣記録局を中心に、政治制度の変革期における記録局の位置付けや業務に視点をあて、新たな内閣制度の中で、この記録局が何を指そうとしたのか、そして、その活動の結果として現在に何が残されたのかについて考察する。

The records management of government agencies in Japan has, historically, had a close relationship with the political system of the era. There was a significant reform in government organization, when the cabinet system moved from the *Dajyokan* (Ancient Cabinet) system to the modern cabinet system in 1885; *Kirokukyoku* (Record Bureaus) were founded both in the cabinet and in each department of the cabinet. After the reform, in situations where the government and administration were required to be practical and efficient, these *Kirokukyoku* created and established new methods for compiling and preserving official records based on former records management tradition.

This paper will study what the *Kirokukyoku* aimed to accomplish under the new cabinet system, and what has been handed down to the present as a result of their work. It will focus on *Naikaku Kirokukyoku* (Cabinet Record Bureau) and discuss the roles that the *Kirokukyoku* have played in the reform of political institutions.

日本の行政機関等における公文書の管理は、国の制度改革と大きな関連を持つ。近年でいえば、公文書館制度であり、情報公開制度であり、公文書管理法の制定である。そして、これらの諸制度の創成には、その制度を必要とした社会的背景があった。約130年前にも大きな制度改革があった。それは、1885(明治18)年の内閣制創設である。これは、憲法制定、国会開設に向けての政府組織の改革であり、官僚機構の整備と強化につながるものでもあった。行政組織の拡大にともない行政事務を進めていく上で合理性や効率化が求められるようになる。文書管理もその例外ではなく、新たな変革を迎えることとなる。

この時、内閣や各省に記録局(課)が設置された。特に内閣に設置された内閣記録局は、こうした状況の中で多くの課題を背負ってスタートした記録組織であった。

内閣記録局については、国立公文書館の歴史公文書探索サイトの「ぶん蔵」に、「BUREAU OF ARCHIVE, NAIKAKU」と印刷された、1891(明治24)年の英書追加目録の表紙の写真が掲載されており、「内閣記録局はいわば『内閣のアーカイブ』として、記録の編纂・図書の保存などの仕事を行っていた」[1]と紹介されている。また、『公文録』『太政類典』をはじめとする明治太政官文書を整理・分類して保存措置を講じ、それら貴重な史料を今日に伝える役割を果たした」との評価もある[2]。実際、国立公文書館が設立された時、その中心的な所蔵資料となったのは、この内閣記録局で編纂保存されて来た政府の公文書で、「量も多く、また最もよく整理されているのは、『太政類典』(慶応三年十月から明治十四年)、『公文録』(明治元年から同十八年)、『公文類聚』(明治十五年から昭和二十年)、『公文雑纂』(明治十九年から昭和二十年)と呼ばれる公文書等の綴である。」と紹介されている[3]。現在伝えられている資料を見る時、内閣記録局が近代における政府の記録保存に果たした役割は大きかったといえる。

一方、各省の記録組織は、各省官制通則でその設置が定められることになる。1886(明治19)年2月27日制定の各省官制(勅令2号)で、各省に対し、記録局もしくは記録課の設置と公文の取扱順序を示した統一的な規定が設けられたが、これは、おそらく近代の日本において、文書管理に関わる各省統一的な規定が法律で設けられる最初であると考えられる。詳しくは後述するが、その後、法律により各省庁の統一的な文書管理に関わる法規が定められるのは、約120年後の2009(平成21)年7月1日に公布された公文書等の管理に関する法律(法律第66号)の制定を待たねばならなかった。

こうした内閣制創設期の記録組織は、「各省事務ヲ整理スルノ綱領」(以下、「官紀五章」と表記する。)等に示すような、行政事務に合理性や効率化が求められるという時代の要請を背景にして、新たにスタートしたものであったが、これまであまり論究されることはなかった。管見の限りでは、明治政府の記録保存事業に視点

1 — 国立公文書館、<http://www.bunzo.jp/archives/entry/000961.html>、2012年11月確認

2 — 中野目徹「内閣記録局小史—太政官・内閣文書の編纂と保存」、『日本歴史』628号、2000年、22頁

3 — 「所蔵公文書の紹介」、『国立公文書館年報』創刊号、1971年、51頁

- 4 — 高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」、岩倉則夫・大久保利謙編『近代文書学の展開』、柏書房、1982年、250-259頁
- 5 — 前掲2、中野目徹「内閣記録局小史—太政官・内閣文書の編纂と保存」。中野目徹「内閣記録局の公文編纂—初代次長小野正弘の「非職」まで」、『日本近代思想大系20 家と村』、岩波書店、附録月報12、1989年
- 6 — 牧原出「『記録保存型文書管理』と『意思決定型文書管理』」、総合研究開発機構・高橋滋編『政策提言—公文書管理の法整備に向けて』、商事法務、2007年、248-250頁
- 7 — 「歴史課事務章程」、内閣記録局編輯『法規分類大全・官職門・官制・太政官内閣二』、339頁
- 8 — 「記録課章程並編纂処務順序」、国立公文書館所蔵『記録局諸則沿革録一』、帳00052100
- 9 — 前掲8、「記録課章程並編纂処務順序」

をあて、太政官、内閣、各省の記録組織の変遷や、内閣記録局の業務について述べた高橋喜太郎氏の論考^[4]がある。また、中野目徹氏の組織の意思決定を示す稟議書を編纂保存する記録部局の実態の解明が、当該組織の構造や機能を解明する有力な手段となりうるという視点から、内閣記録局で編纂された史料を解明し、内閣記録局の全容を明らかにした論考や、内閣記録局初代次長である小野正弘に即して明らかにされた内閣記録局の公文編纂についての研究がある^[5]。また、公文書管理法を構想する前提として「文書管理」概念を明治期に遡って再検討し、「記録保存型」と「意思決定型」の文書管理について述べた牧原出氏の論考もある^[6]。しかし、アーカイブズ制度としての視点から、この時期の文書管理を検討した論考は、管見の限りで見出すことはできていない。本稿では、これらの諸研究の成果に学びながら、内閣制創設と同時に内閣直属の組織としてデビューした内閣記録局が辿った軌跡を検証し、当時の文書管理における記録局(課)の位置付けや業務に視点をあて、新たな内閣制度の中で、この記録組織が何を目指そうとしたのか等について考察する。

1 — 内閣記録局前史: 太政官制における記録組織の機能と業務

1-1: 記録掛の設置から正院の廃止まで

太政官制度の中で、「記録」ということばが用いられた最初の組織の名称は、1868(明治1)年に行政官の権弁事の別局として設置された「記録掛」である。1871(明治4)年7月の太政官官制改革により、正院が設置され、正院直属の「記録局」となる。翌年、新たに記録分局として「歴史課」が設置され、「本課ノ掌ハ歴代ノ紀伝ヲ編撰シ、世運ノ汚隆政体ノ沿革ヲ詳ニシ、一定ノ国史ヲ修ルニ在リ」と歴史課事務章程が定められる^[7]。一方、記録課の事務章程では「夫政務ヲ執ルハ人ニアリト雖モ、其人ノ依拠遵奉シテ典例規則ヲ謬ラス、能ク天下人民ノ信ヲ得テ、歴世経国ノ法秩然素レサルモノ唯記録ノ存スルニ由ル、故ニ人事変換アリ天災迭臻アリト雖モ、之ヲ守護シ散逸ナラサシムル事、政府ノ要務ニシテ一日モ忽ニスベカラサル事ナリ」「本課ノ職務ハ官中一切ノ文書ヲ掌リ、行政ノ際典例規則ノ依拠スヘキ皆信憑照準ヲ取り、誤謬ナカラシムルヲ以テ要トス」とある^[8]。これまで記録課が行ってきた業務の内、国史編纂は、内史所管の歴史課に移り、外史所管の記録課の業務は、行政執行上依拠すべき記録の編纂と保存に特化されて行く。

1873(明治6)年の「記録課章程並編纂処務順序」^[9]によると記録課には三科が設置され、公文科は、「各庁中牒奏請ノ文書蒐録整頓ヲ掌ル」を分掌し、公文録・太政官日誌・大政提要の編纂業務を、類典科は、「諸公文ノ類聚編纂ヲ

掌ル」を分掌し、太政類典・官途必携・職官表・布告全書の編纂業務を、雑科は、「課中雑事写書并簿書出納等一切之ヲ管掌ス」を分掌し、写生字謄写校合・月報考課・簿書出納・文書図画の模写等の業務を行った^[10]。編纂した記録の概要は、公文録は、「各庁ノ申牒奏請及垂問照議往復等ノ文書ヲ蒐録シ区分シテ編纂」したもので、裁決の月日順に編纂し、巻首に件名を掲げ番号を記注して翻閱の便を図ったもの、太政官日誌は、「官務ノ中、諸命令ヲ始メ広く世ニ示スヘキ者ヲ編纂シ」知新を期したもの、太政提要は、「公文中ヨリ、政務ノ綱領世変ノ大略ヲ抜抄表出シテ考索ノ用ニ供」したものの、太政類典は「太政官日記及日誌諸公文ヨリ、典例条規ヲ採り、部門ヲ分ツテ類纂」し、「総テ照考証引ヲ要スルコトアレハ、其照例事類ヲ編拋スルノ便ニ供」したものの、官途必携は、「太政類典ノ中ヨリ政務ノ要領ヲ抄出」したものの、職官表は、「総テ職制ノ沿革、各省ノ廢置其概略ヲ綜シ之ヲ表出シテ以テ便閱ニ供」したものの、布告全書は、「慶応丁卯ヨリ本年ニ至ル諸命令ヲ整理シ、漸次印書局ニ付シテ上刻セシム」もので、着手の順序は公文録と同様であった。なお、公文録と太政類典については、中野目氏^[11]や石渡隆之氏の論考^[12]に、また、太政官日誌は、1877(明治10)年1月22日に廃止されるが、これについては、山室信一氏の論考に詳しい^[13]。

1877年、政府は官庁の統廃合等行政組織の改革を実施し、1月18日、正院が廃止された。正院に設置されていた記録局は、内閣制における内閣記録局となるまでの間、太政官内の機構改正に伴い度々その所管課が変遷した。

1-2: 正院廃止後の記録組織の変遷

正院の廃止後、記録課は、太政官内の機構改正に伴い、1877年1月18日に太政官本局記録掛、1879(明治12)年3月20日には太政官書記官局記録部、1880(明治13)年3月25日には太政官内閣書記官局記録課、1883(明治16)年5月11日には文書局記録課、1885(明治18)年6月24日には再び太政官内閣書記官局記録課となり、同年12月24日に内閣記録局となる。約10年の間に5回も所管課が変わっており、記録課の所管が定まらない状況であった。

この間、1881(明治14)年には、行政権の強化を目指した政府の動きの中で、記録課は、内規課・庶務課・用度課と共に内閣書記官局の所管となり、同年11月9日の「記録課処務規程改正」によると、記録課の所掌事務は、「公文ヲ編次シ類典便覧ヲ編纂シ及ヒ官中一切ノ書籍ヲ管守シテ、其出納ヲ取扱フ所トス」と規定される^[14]。記録課には、三掛が設置され、編纂掛は、「公文録、太政類典、布令便覧等総テ本課ノ編輯事務ヲ取扱フ所トス」という分掌の中で、公文録・公文附録・布達進呈書・太政類典・布令便覧の編纂業務を、謄写掛は、「写生字ヲ督シ、謄本ヲ校シ、写字料及ヒ製本等ノ事ヲ取扱フ所トス」という分掌の中で、写生字への辞令交付や業務配分等の業務を、庶務掛は、「公文及ヒ雑籍ノ

10 — 前掲8、「記録課課程並編纂処務順序」

11 — 中野目徹「公文録と太政類典」、『日本近代思想大系別巻 近代史料解説』、岩波書店、1992年、7-20頁。中野目徹「近代史料学の射程——明治太政官文書研究序説」、弘文堂、2000年、26-46頁。中野目徹「近代太政官文書の形成過程——明治六年皇城炎上と「公文録」の編纂」、『明治維新史研究9 明治維新と史料学』、吉川弘文館、2010年、109-134頁。

12 — 石渡隆之「太政類典の構成——利用者のための手引き」、『北の丸』2号、国立公文書館、1974年、22-30頁。石渡隆之「「公文録」の一覧」、『北の丸』9号、国立公文書館、1977年、30-80頁。

13 — 山室信一「太政官日誌と官報」、『日本近代思想大系別巻 近代史料解説』、岩波書店、1992年、48-60頁

14 — 「記録課処務規程改正」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・記録局諸則沿革録一』、帳00052100

- 15 — 前掲14、「記録課処務規程改正」
16 — 「公文録編纂例則」、「公文録編纂心得」、「太政類典編纂例則」、国立公文書館所蔵「諸帳簿・記録局諸則沿革録二」、帳00053100
17 — 前掲11、中野目徹「近代史料学の射程 — 明治太政官文書研究序説」、30頁
18 — 「内閣書記官局所管記録課ヲ文書局ニ属ス」、公文書館所蔵「公文類聚・第七卷・明治十六年」、類00085100
19 — 国立公文書館編「内閣文庫百年史」、国立公文書館、1985年、5-7頁
20 — 「記録課処務規程ヲ改定ス」、国立公文書館所蔵「記録局諸則沿革録一」、帳00052100
21 — 「官制改定ノ詔附太政大臣奏議」、国立公文書館所蔵「公文類聚・第九編・明治十八年・第一卷」、類00226100

収蔵出納等、及ヒ課中ノ雜務ヲ取扱フ所トス」の分掌の中で、収蔵資料の目録作成と資料の出納・謄写済書類の処理等を分担した^[15]。編纂した記録の概要を見ると、「公文附録」は、外国新聞抄訳、在外公使館報告、出納報告、華族諸届類、議官出席簿の類を編次したもの、「布達進呈書」は、各庁から布達進達のあった書類の内進達書のみを編次したもの、「布令便覧」は、現行法令を部類に分け、法令中、改正・追加・廃止等の場合は、加除改削したものであった。この改正された処務規程は、記録課の組織と業務がこれまでの規程の中では最も具体的かつ詳細に記述されており、この他に、「公文録編纂例則」や「公文録編纂心得」、「太政類典編纂例則改正」等記録編纂に係る規程の整備が図られている^[16]。太政類典は、翌1882年に名称が公文類聚と改められ、編纂方法が変更されることになる。「明治14年は政治史上の画期とされているが、結果的には太政官記録編纂の歴史のうえでも転換期であった。」^[17]とされている。この後、記録課は、1883年5月11日に、官報編輯を管掌する組織として設置された文書局の所管となる^[18]。2年後の1885年6月24日、再び太政官内閣書記官局記録課となり、この頃に官庁間の中央図書館として図書集中管理を行う太政官文庫の構想がまとめられ、太政官文庫も所管することになる。1884(明治17)年1月24日、太政官文庫設置の太政官達が出される^[19]。記録課には、編纂・謄写・庶務・文庫の4掛が置かれ、「記録課ハ公文ヲ編次シ類典便覧ヲ編纂シ及官中一切ノ書籍ヲ管守シテ其出納ヲ取扱フ所トス」とされた^[20]。

2 — 内閣制の創設と内閣記録局の設置

2-1: 内閣制創設と官制等の整備

明治十四年の政変後、憲法制定や国会開設に向けて準備を進めて来た政府は、1885(明治18)年12月22日、これまでの太政官制に変わって内閣制を創設した。この内閣制創設の経緯については、「太政大臣奏議」^[21]で述べられているように、太政官と諸省との隷属関係を改め、「内閣ヲ以テ宰臣會議御前ニ事ヲ奏スルノ所トシ、万機ノ政専ラ簡捷敏活ヲ主トシ、諸宰臣入テハ大政ニ参シ、出テハ各部ノ職ニ就キ」と各省大臣の宰臣會議への参加により、各省大臣に国政運営と行政各部の長としての責任とを兼任させ、「万機ノ政専ラ簡捷敏活」を図ろうとするものであった。この太政大臣奏議の中では「大宝令ノ制ニ依リ、太政官ヲ以テ諸省ノ冠首トシ、諸省ヲ以テ隷属ノ分官トス、此レヨリ後諸省ハ専ラ指令ヲ太政官ニ仰キ、太政官ハ批ヲ下シテ施行セシメ、凡ソ文書ノ上奏スル者ハ皆太政官ニ經由シ、往復ノ間、省ノ察ニ於ケルニ均シ」とも述べられており、各省から上げられる文書の太政官での状況が把握できる。

1885年12月22日、内閣制創設の太政官達「太政大臣左右大臣参議各省卿ノ職制ヲ廢シ内閣總理大臣及各省諸大臣ヲ置キ内閣ヲ組織ス」(太政官達第69号)と「内閣職権」(太政官達)が、翌日「内閣改制ノ詔」が官省院府県に達せられる。2日後の24日には、内閣書記官官制(内閣達第75号)と内閣記録局の設置(内閣達第76号)、官紀五章(内閣達)とが定められた。翌年の2月26日には、公文式、各省官制、各省官制通則が制定されるなど内閣制における体制が順次整備されて行く。そして、1889(明治22)年2月11日に大日本帝国憲法(以下「憲法」と表記する。)が公布され、同年12月24日内閣官制(勅令第135号)が制定される。

こうした中、内閣記録局は官制上どのような位置にあったのであろうか。記録局の所管は内閣であり、その官制は内閣所属職員官制で定められる。しかし、その官制の体裁が整うのは、憲法公布以降である。最初に定められた、1890(明治23)年7月1日の内閣所属職員官制(勅令114号)では、所属職員として、書記官長・恩給局長・記録局長・統計局長・官報局長・会計局長・書記官・内閣總理大臣秘書官・恩給局審査官・試補・属・技手が規定されている。この官制は、1893(明治26)年10月31日勅令第119号の内閣所属職員官制で全部改正され、所属職員は、書記官長1人・恩給局長1人・官報局長1人・書記官4人・内閣總理大臣秘書官2人・恩給局審査官1人・属123人・技手2人となり、内閣記録局は内閣記録課に格下げされて内閣書記官の所管となる。1898(明治31)年10月22日勅令第255号で、内閣所属職員官制は、二度目の全部改正が行われ、所属職員は、書記官長1人・統計局長1人・恩給局長1人(法制局長官兼務)・書記官4人・内閣總理大臣秘書官2人・統計局審査官2人・恩給局審査官1人・属93人となった。内閣の職員数は5年間の内に30人減員されている。

2-2:内閣記録局の組織と分掌

内閣記録局の組織は、先に見た内閣所属職員官制の下に、諸規程により定められるが、初期には、まだ内閣職員官制は制定されていなかった。1885年12月24日に出された「内閣中文書恩給局ノ二局ヲ廢シ更ニ記録會計官報ノ三局ヲ置キ官制ヲ定ム」(内閣達第76号)[22]の第6条で「記録局ハ、内閣書記官及内閣各局文書ノ記録編纂及図書ノ類別保存出納ヲ掌リ、事務分掌ノ為ニ左ノ諸課ヲ置ク」と規定され、記録課と図書課が設置される。記録課は、「内閣書記官及内閣各局ノ文書ヲ記録編纂シ、諸課隨時參觀ノ用ニ供シ、其出入及保存ノ事ヲ掌ル」こととなった。本稿ではこの記録課の業務を中心に述べて行く。

1886(明治19)年1月18日、「記録局分科」[23]が定められ、記録局には上官室・記録課・図書課・庶務掛が設置される。記録課では、臨時編纂、類聚法令編纂、公文類聚編纂、公文雜纂編纂、そして旧公文録終結委員、旧公文類聚終結委員等の担当が決められている。同じ頃「記録局処務規程草按」[24]が作成され

22 — 「内閣中文書恩給ノ二局ヲ廢シ更ニ記録會計官報ノ三局ヲ置キ官制ヲ定ム」、国立公文書館所蔵「公文録・明治十八年・第八巻」、公03903100

23 — 「記録局分科」、国立公文書館所蔵「諸帳簿・内閣記録局日記附録・自明治十八年十二月至同十九年十二月」、帳00092100

24 — 「記録局処務規程草按」、国立公文書館所蔵「諸雜公文書(その他)規程例則原案簿」、昭46総00603100

25 — 「内閣記録局分課内規ヲ定ム」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・記録局諸則沿革録第二編全』、帳00073100

26 — 「内閣記録局分科章程ヲ定ム」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・記録局所屬沿革録第二編全』、帳00073100

27 — 「内閣書記官室分課内規ヲ改定ス」、国立公文書館所蔵『公文類聚・第十七編・明治二十六年・第七卷』、類00637100

28 — 「内閣書記官室記録課分掌規程ヲ定ム」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・内閣書記官室記録課諸則沿革録全・自明治二十六年至同二十七年』、帳00074100

29 — 「内閣書記官室記録課処務規程ヲ定ム」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・内閣書記官室記録課諸則沿革録全・自明治二十六年至同二十七年』、帳00074100

30 — 「公文編纂例則ヲ定ム」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・内閣書記官室記録課諸則沿革録全』、帳00074100

ている。第一款から第四款までの74項目と第五款(項目無し)にわたる規程である。文字の修正や各所に付箋が貼付されており、まさに「草按」であることがわかるが、「処務規程」としてまとめようとしている様子が見え、この「記録局処務規程草按」の第五款分課章程によると、記録課の所管事務は、「内閣一切ノ公文ヲ編纂スル事」、「法律例規等ヲ編纂スル事」、「記録書類ノ要不要ヲ甄別スル事」となっており、編纂が内閣の公文の編纂と法律例規の編纂に二分され、新たに、「記録文書中無用ニ属スル者アレバ、之ヲ記録廃棄簿ニ登録シ、局長ノ認可ヲ得テ然ル後処分スベシ」と記録書類の要不要の甄別が加えられている。

憲法公布後の1890(明治23)年以降、内閣記録局の所管事務も規程上整備されていく。1890年7月1日の内閣所属職員官制の記録局長の下に、内閣記録局分課内規^[25]により、記録課と図書課が設置される。記録課は「大日本帝国憲法及法律勅令ノ原本、其他内閣諸公文保存ノ事項」と「内閣諸公文及現行法規等類聚編纂並出納ノ事項」を分掌した。1892(明治25)年7月6日の内閣記録局分科章程^[26]では、記録課に編纂掛と庶務掛が置かれ、編纂掛は「内閣一切ノ公文書ヲ編纂スル事」、庶務掛は「受付出納保存及謄写其他雑務ヲ処弁スル事」とされている。

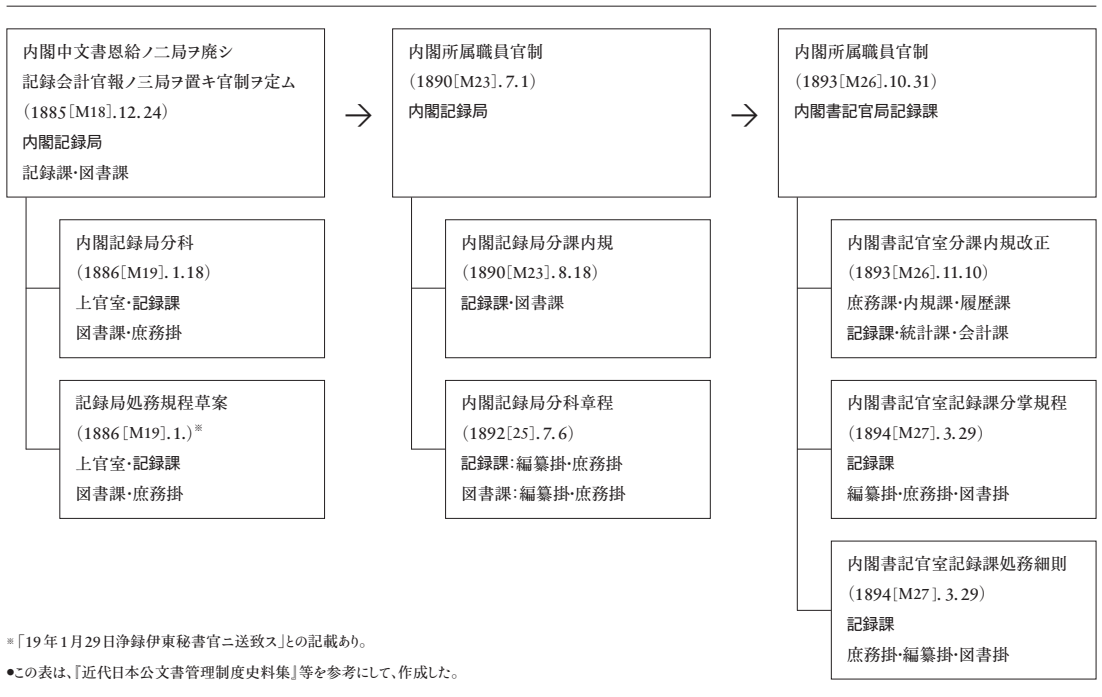
1893(明治26)年10月31日の内閣所属職員官制改正で、内閣記録局は内閣書記官室記録課となる。同年11月10日の内閣書記官室分課内規改正^[27]により、内閣書記官室には庶務課・内規課・履歴課・記録課・統計課・会計課が置かれた。記録課は、「大日本帝国憲法及法律勅令ノ原本ノ保存ニ関スル事項」、「内閣記録ノ編纂ニ関スル事項」、「内閣所管図書ノ類別、購買、保存及出納並其ノ目録調製ニ関スル事項」、「内閣所用図書ノ出版ニ関スル事項」の事務を掌ることになった。

翌1894年3月29日の内閣書記官室記録課分掌規程^[28]によると、記録課には、庶務掛、編纂掛、図書掛が設置され、編纂掛では「大日本帝国憲法及法律勅令ノ原本ノ保存ニ関スル事項」「公文ノ編纂整理ニ関スル事項」「法令ノ編纂整理ニ関スル事項」「記録文書ノ保管及出納ニ関スル事項」の事務を掌ることとされた。同日定められた内閣書記官室記録課処務細則^[29]では、編纂や保存、記録文書の借覧等の業務が具体的に示されており、「記録文書ヲ廃棄スル場合ニ於テハ課長ノ認可ヲ経テ之ヲ処分スベシ」との記載もある。同年4月5日に定められた「公文編纂例則」^[30]では、公文類聚、官吏任免、官吏恩給、叙勲及叙位は永久、公文雑纂は十箇年、採余公文は一箇年という具体的な保存期限が規定されている。記録局に関わる官制、分課、分掌等の規程をまとめると次表のようになる。

2-3:内閣記録局の新たな取り組み

さて、内閣記録局は、太政官制時代の記録保存のための各種編纂事業を引き継

表1 — 内閣記録局分課等の規程の流れ



ぐことになるが、その編纂方法は、大きく改められる。記録局設置の翌月の1886年1月4日には、「記録改良順序ノ梗概」^[31]が定められる。この梗概には、「明治十八年十二月廿六日、総理大臣ヨリ各省大臣ニ示サレタル事務整理ノ綱領、第三ニ明記セラレシ繁文ヲ省クノ旨趣ヲ体認シ、本局記録課編纂事務モ又漸次改良スル所アルベシ(後略)」と述べられ、官紀五章をふまえて編纂業務の見直しを行い、改良しようとする意図がうかがえる。記録改良の順序が規定されており、公文録は、「従前ノ法ヲ以テ編次スルハ、十八年十二月三十一日ヲ限り之ヲ廃止ス」、公文類聚は、「明治十六年ノ諸公文則チ第七編迄ハ旧例則ニ拠リテ編纂スヘシ」、布令便覧は、「従前ノ例則ニ拠リテ編纂スルハ十八年十二月三十一日ヲ限り之ヲ廃止シ、追テ新タニ例則ヲ設ケテ更ニ之ヲ編成スベシ」となった。1886年の記録局分科によると記録課では通常の編纂業務のほか、旧公文録終結委員、旧公文類聚終結委員等の担当を決め、対応していることがわかる。

1886(明治19)年1月19日、「記録編纂仮規則」^[32]が定められ、記録文書を三類に区別し、編纂方法も三区分にした。その概要は、次表のとおりである。

また、1885(明治18)年に「記録需要者質問ノ大要」^[33]が、各局へ回示される。「記録需要者質問ノ大要」は、検索時の無用の手数を省くため、あらかじめ質問事項を提示したもので、各局への文書には、質問の大要4点を掲げ、これまで、旧内閣書記官の一課で職員も少なく、各局の当務の官吏の参観に不便を

31 — 「記録改良順序ノ梗概」、国立公文書館所蔵「諸帳簿・内閣記録局日記自明治十八年至同十九年12月」(内閣記録局日記附録)、帳00092100

32 — 「記録編纂仮規則」、国立公文書館所蔵「規程例則原按簿」、昭46総00603100

33 — 「記録需要者質問ノ大要」、国立公文書館所蔵「諸帳簿・内閣記録局日記自明治十八年十二月至同十九年十二月」、帳00092100

34 — 「記録図書目録記載ノ区別ヲ定ム」、国立公文書館所蔵「諸帳簿・記録局諸則沿革録六・自明治十九年至同二十年」、帳00057100

35 — 「記録目録凡例ヲ定ム」、国立公文書館所蔵「諸帳簿・記録局諸則沿革録六」、帳0057100

36 — 前掲2、中野目徹「内閣記録局小史——太政官・内閣文書の編纂と保存」、28頁

37 — 前掲2、中野目徹「内閣記録局小史——太政官・内閣文書の編纂と保存」、23-26頁

表2 — 明治19年公文編纂の概要

公文の種類	記録文書の編纂方法とその名称	編纂、謄写の有無等
第一類： 法律規則の類	類聚： 公文類聚	副本を謄写。謄写校合の後、原書、副書を各部門に分けて編纂。原書は書庫へ。日常の参観は、謄本で。
第二類： 制規によって施行するものの類	編年： 公文雑纂	各片に分け、年月順に編纂。副本を謄写。編纂順序等は公文類聚に同じ。原書は書庫へ。日常の参観は、謄本で。
第三類： 一時的なもので、他日の考拠とならないもの及び官吏身分ニ関スル雑事の類	記帳： 官吏雑件ほか	副本の謄写は不用。本文並に要旨を帳簿に記帳。官吏雑件は本文と要旨を記帳し、原書は整理合綴して保存。

かけたが、総理大臣直轄局となり、「当務官吏其事実ヲ挙ゲテ質問アラバ、直ニ参考準拠トナルベキ文書ヲ檢尋シ、務メテ其需用ニ応センコトヲ期ス」とし、機密の漏泄についても守秘は徹底しているの心配することはないと記されている。ここからは、新たな体制の中で、記録局の利用者(当務の官吏)に対してアピールしたいという気持ちが読み取れる。

1886(明治19)年2月15日には、「記録図書目録記載ノ区別」^[34]の見解がまとめられ、公布できる書類は「図書目録」へ、公布できない書類は「記録目録」へ記載することになった。ちなみに、1892(明治25)年11月には、「法規分類大全」や「明治職官沿革表」が記録課から内閣文庫へ移管されている。

さらに、1886年12月18日、「記録目録凡例」^[35]が制定される。「記録目録凡例」は、目録を、公文・巡行録・日記・上書建白・職務進退・公文類聚・家記・年報報告・件名簿・単行書・記録材料・諸帳簿の12類に分けたものである。「これ以降同局によって編纂された内閣の文書は、この『記録目録』に順次書き加えられていったのである」とされている^[36]。1886年1月に定められた「記録編纂仮規則」や「記録局処務規程草案」では、公文類聚等の編纂部類は、22の部門が掲げられている。編纂部類を整理することにより、事務の効率化が図られたと考えられる。また、新たな業務として「法規分類大全」の編纂が始められた。

2-4: 内閣記録局の業務の実態

内閣記録局の編纂業務は、内閣の公文編纂と法律例規等の編纂が中心であったが、内閣記録局自体の記録の編纂も行っていた。「記録局諸則沿革録」や「内閣記録局日記」、「内閣記録局報告」(第一回~第七回)等、多くの記録が編纂されている^[37]。

年間の業務報告でもある内閣記録局報告は、明治19年の「内閣記録局第一回報告」から明治25年度の「内閣記録局第七回報告」までが残されている(第四回報告から、暦年を会計年度に改めており、第四回報告は、追加を出して調製している)

[38]。報告は、「記録課ノ部」「図書課ノ部」「両課雑事ノ部」に分かれ、例えば、「記録課ノ部」であれば、公文類聚等の編纂状況、記録の収蔵状況や貸出、公文原書の受入、不要文書の廃棄等の業務の状況が記載されている。「両課雑事ノ部」では、謄写、曝書、経費について記されている。また、文末に統計諸表が添付されており、これも「記録課諸表」「図書課諸表」「両課諸表」に区分され、30数項目にわたる統計諸表が作成されている。

1886(明治19)年の第一回報告によると「明治十八年十二月廿二日、大詔ヲ下シ施政ヲ改良ヲ図ルノ聖旨ヲ以テ、太政官ヲ廢シ内閣ヲ置カレ、其廿四日本局ノ内閣中ニ創置セラレタリ(申略)、是ニ至リテ記録文庫兩課ノ事務ヲ併セテ本局ニ附セラレ、更ニ記録図書ノ兩課ヲ置キ之ヲ管スルニ至レリ」とあり、新しい体制への期待が感じられるが、組織変更に伴う処理や臨時編纂の仕事も入り、業務量増加への戸惑いも見られる。

内閣記録局報告から、当時の業務の実態を見ていくことにする。内閣記録局では、記録編纂がその業務の中心であるが、そのほか、公文原書の受領と保存、記録貸出、不要文書の廃棄、記録目録の整頓等の業務を行っていた。中心となる記録編纂は、通常の編纂業務と臨時の編纂業務があり、通常の編纂業務では、公文類聚・公文雑纂・法令類聚・建議雑纂・法規分類大全等の一部謄写や編纂がなされていた。また、臨時編纂として、省令・法令索引・内閣及諸省官制沿革・現行官制等の編纂が、1886年から1888年にかけて、多く実施されている。公文の謄写については、他局からの依頼も受けていたようである。

各省から送付のある公文原書については、年平均5,700冊を受け入れている。その内容は、内閣各局の文書と各省の法規関連の文書である。特に、憲法公布の1889(明治22)年は、受領文書が多く、各省で憲法制定前後に法規が整備された様子が伺える。第六回報告によると、1889年には大日本帝国憲法の原書を領受、「堅牢ノ鉄函ヲ製シ、二重匣ニ収メテ鄭重ニ之ヲ保管ス」と記されている。また、内閣各局及び各省に貸出していた公文(原本or副本)、公文録、太政類典等は、年平均約7,000冊である。不要文書の廃棄については、年平均約1,500冊であった。この内、第二回報告の廃棄冊数は86冊で、極めて少ない数値であるが、これは、1885(明治18)年の官制改革時に、各局継続の書類と本局多年堆積の草案等を棄却したためと説明されている。この際に、約5,290冊が廃棄された。

以上が報告書から把握できる業務の概要であるが、これらの業務を内閣記録局はどのような体制で行っていたのだろうか。各回の報告に添付された記録課諸表によると、内閣記録局の職員数は、各年により多少の増減はあるが、平均40名近くいたことがわかる。先に述べた1893(明治26)年10月31日 勅令第119号の内閣所属職員官制では、所属職員は、書記官長以下134人となっており、その約3分の1が、記録局職員であったことが把握できる。40名という数値は、少し

39 — 『法規分類大全』第一編、内務省一、57頁
40 — 「各局へ回達按 記録編纂仮例則」、国立公文書館所蔵『規程例則原按簿』、総00603100
41 — 「記録編纂方法文部省へ照会ノ件」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・往復簿・明治十九年・内閣記録局』、帳00049100

前の国立公文書館の職員数にも匹敵する人数で、当時の内閣記録局はそれなりの体制が布かれていたことがわかる。また、この他に謄写等を担当する写字生・校字生も雇用されており、その人数も年平均約40名であった。ちなみに、内閣制創始まで存続した内務省図書寮は、約100人の職員を擁していた[39]。現在では、望むべくもない職員数である。

次に、内閣記録局と各省とは記録保存についてどのような連携がなされていたのであろうか。内閣記録局長の決裁を得た1886(明治19)年1月19日付けの「各局へ回達按」には、「記録ノ要ハ専ラ議法施政ノ用ニ供スルニ在リ、然ルニ其編纂ノ法タル主任者宜シキヲ得タリトスルモ、或ハ需要者ノ望ニ適応セザルモノナキヲ保シ難シ、是ヲ以テ去年十二月編纂諸例改正ニ関シ、既ニ各局ノ注意ヲ請求セリ、思フニ各局一般処務ノ規程ヲ制定セラル、亦遠キニアラザルベシ、此際、編纂例則等改良企画ノ事ニ関シ、各局ヨリ書面若シクハ口頭ヲ以テ充分意見ヲ賜ヒ、以テ各局ノ用ニ充分ナル方法ヲ得バ、本局ノ幸之ニ過ギス、是レ本局ノ各局長各位ニ望ム所ナリ、依テ別紙編纂仮例則ヲ回覧ニ供シ、併セテ此旨ヲ商議ス」と記されており、内閣記録局は、内閣制創設に伴う官制改革や官紀五章の「繁文ヲ省ク事」を踏まえ、編纂例則を定めるに当たり、各局の意見を聞き、編纂仮例則について協議し、需要者である各局の要望に適応できるよう苦心していた様子が伺える。回達按に添付の記録編纂仮例則にも「内閣組織全ク整理シ立法、行政、司法ノ三権判明ナルニ至ラハ、公文体式ニ於テモ自ら変更アル可シ、然ル時ハ編纂例則亦改正セザルヲ得ズ、是レ本文ヲ仮則ト為ス所以ナリ」と記した付箋がつけられている[40]。内閣制創設の体制に見合う「編纂例則」等の規程を制定するため、当面は、「仮規則」「草案」という形で運用されていたとみられる。その後、残されている資料を見る限りにおいて、「公文編纂例則」については、内閣記録局が内閣記録課となった翌年の1894(明治27)年4月5日に制定されている。

また、1886年、各省の記録目録や記録編纂方法、公文書類の編纂保存方法、廃棄文書等について各省と内閣記録局との間で文書の往復が見られる。一例をあげれば、次のような内容の文書である[41]。

— 明治19年1月19日付けの、局長心得・内閣記録局次長小野正弘から文部大書記官辻新治あての照会文書。

諸省記録法ヲ調査スルニ、貴省ニ於テハ従来局毎トニ各自記録ヲ整頓致サル、ヤニ承リ及ヘリ、右各局ニテ記録保存ノ概況閲覧ヲ得度、局員ニ命シ貴省ニ就キ指示ヲ乞ハシム、願ハクハ主任官ニ命セラレテ々指教セラレシム事ヲ、右照会ス

— 明治19年1月20日付けの、文部大書記官辻新治から局長心得・内閣

当省記録整頓方等一見ノ為貴局員被差越候趣了承、然ルニ今般省中局課ノ改置ニ際シ、従来ノ記録類ハ官房ニ取纏メ、目下専ラ整頓中ニ属シ候得共、来示之儀ハ委曲主任へ申聞置候間、何時貴局員被差越候テモ差支無之候条、此段及御回答候也

•紙面の都合で文書の体裁は無視した。

この内容からは、内閣記録局が各省の記録方法を調査していた様子も伺える。以上のことから、内閣記録局は、後に述べる小野の建議案にあるように、「記セル者ヲ管理スル、亦其専任ヲ設ケサル可カラス」との考えも持ち、各省記録を把握する専任の機関たるべく準備をしていたとも考えられるのである。

3 — 各省官制通則制定と各省記録局の設置

3-1: 明治19年の各省官制通則に見る文書管理の意義

1886(明治19)年2月26日、各省官制(勅令第2号)が制定された。各省官制は、行政整理の指針を示した「官紀五章」を具体化した各省の統一的な法規であった。これまでに進められてきた行政組織の整備は、「各省官制の制定により、一応の完成を見る。」とされている[42]。この時、制定された各省官制は、記録組織にとっても重要な内容が規定されていた。

それは、通則第36条の「各省総務局ニ文書課往復課報告課及記録課ヲ置キ、其事務ヲ分掌セシム」、第40条の「記録課ハ、其省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存ス、各省中記録局ノ設ケアルモノハ、別ニ記録課ヲ置カス」、第53条から第70条までの公文取り扱いの条文、第71条の「各局課ノ文書処分済ノモノハ、之ヲ記録局又ハ記録課ニ送付ス(後略)」という規定である。各省ではこの通則に基づき、独自の処務順序、処務規程、文書保存規則等を定めることになった。省中の省務を統轄する総務局の所管として、文書課(省中各局成案の回議を審議し諸文案の起草を分掌)、往復課(各省に到達する公文書類及成案文書の接受発送を分掌)、報告課(各局課に就いて統計報告の材料を採輯し、統計報告を調整して大臣の査閲に供し、官報掲載の事項の官報局への送致を分掌)、記録課(其省及省中各局課一切の公文書類の編纂保存を分掌)の設置と、各局課の文書で処分済みのものは、記録局(課)へ送付すること、そして公文の取扱が勅令により規定された意味は大きかったといえる。

43 — 「各省官制通則改正の理由」、内閣記録局編『法規分類大全第二編巻三 官職門一 官職総』、12頁

44 — 瀬畑源『公文書をつかう—公文書管理制度と歴史研究』、青弓社、2011年、23頁

45 — 前掲6、牧原出『「記録保存型文書管理」と「意思決定型文書管理」』、249頁

46 — 中野日徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』、岩田書院、2009年

47 — 前掲46、『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』、551頁（内務省文書保存規則並細則）、953頁（文部省総務局記録課処務細則）、1004頁（農商務省庶務局記録課処務順序）

一方、各則では、各省ごとにその所管事務や組織について定められ、この中で、記録局(課)について規定した条文が見えるのは、外務省、司法省、逓信省、大蔵省である。また、陸軍省は総務局所管の第一課の所掌事務に「諸公文書ノ聚輯保存ノ事」が、海軍省は大臣官房の所掌事務に「通則ニ依リ各省総務局記録課ノ所掌ニ属スル事項」が規定されている。この後、各省官制の各則は、各省ごとの官制として制定されることになる。

3-2: 各省官制通則の改正とその影響

この後の各省官制通則の改正で、記録局(課)の設置に大きな影響を与えたのは、1890(明治23)年の改正(勅令第50号)で、記録局(課)の設置とその分掌を定めた条文、公文の取扱を定めた条文が削除されたことである。記録局(課)は、各省での設置根拠を失った。この先、記録組織の存在基盤は希薄になり、その機能は、記録組織の名称と共に縮小され消滅していくことになる。

こうした改正の背景として、文書課や記録局(課)を所管する総務局の位置付けが確定しなかったことが指摘できる。当初の各省官制通則で規定された「各省中省務ノ全部ヲ統轄スル為ニ総務局ヲ置キ」(第35条)という条文に対し、大きな権限を有する総務局の設置をよしとしない考えが各省にあったようである。1890年3月20日の官制調査委員稟申によると、総務局の設置を避ける省が増えた場合の対応策として「総務局ヲ置クト否トハ各省ノ便宜ニ任セ、其官制ニ就テ各之ヲ定ムルノ穩当ナルニ如ス」(下線は筆者)とされた。そして、各省中の課の設置も各省の事務の都合で廃置することができるようになったので、その処務綱領についても官制通則中に残すのは徒法であるという考えから、総務局の所管を定めた条文(第36条)も、記録局(課)の設置を定めた条文(40条)も、公文の取扱を定めた条文(第53条から71条)も削除された^[43]。各省官制通則の制定により、「いわゆる各行政機関の『分担管理』原則が明確化されることになった。」^[44]とされているが、この改正は、文書管理に関わる各行政機関の「分担管理」の始まりでもあったといえる。しかし、1886年の各省官制通則等の一連の規定によって、「起案・回議・決定のための文書処理が各省にはぼ共通のルールとして受容された。いわゆる稟議制と呼ばれる文書処理手続きが省横断的に共有されるようになったのである。」とも言われている^[45]。『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』^[46]によると、この後、各省は文書保存期限を設定した文書関連の規程を整えていく様子が把握できる。しかし、記録組織は、縮小されていく。

この時の各省の記録組織は、1888(明治21)年の各省官制各則で記録局(課)を設置していた省は、外務省、司法省、逓信省、大蔵省であったが、各則の条文にはなかった内務省、文部省、農商務省にも記録課が設置されている様子が伺える^[47]。しかし、1890年の各省官制通則改正以降の各省における「記

録課」は徐々に消えて行き、文書課記録係としてかろうじて記録組織の名称を残すところもあった。

4 —— 内閣権少書記官小野正弘の建議案

1881(明治14)年12月1日、内閣権少書記官であった小野正弘から「記録課ノ処務ニ関スル建議案」[48]が出されている。この建議案は、太政官の十三行野紙に書かれ、「記録局諸則沿革録」に編綴されており、「(第三十四)十四年十二月一日 内閣少書記官小野正弘記録課ノ処務ニ関スル建議案(本書処務ノ全体ニ関スル建議ナルヲ以テ、之ヲ編纂部ニ入ルヽハ妥当ナラサレトモホタ之ヲ通則中ニ入ルヽヲ得ス、故ニ如ク茲ニ載ス)」と朱書きされた付箋が貼付されている。建議案には、嘗て課員に示していた「記録課ノ性質及ヒ効用」が別冊として添付されている。

小野正弘は、東京府士族で、1872(明治5)年に左院の中主記に任命され、内閣記録局次長、内閣記録局長心得を歴任し、1887(明治20)年に退官した人物である[49]。その後、内閣記録局長の推薦により、諸記録整頓及文書保存事務を担任し、内閣記録局設置の際、局長心得として局務を整理した功勞により特旨叙位を受けている[50]。小野正弘については、中野目氏の論考[51]の中で、「小野は、1872(明治5)年以来一貫して太政官、内閣の記録畑を歩み、累進して記録局次長まで昇った“記録のプロ”とでもいうべき“たたき上げ”の官僚である。」と紹介されている。明治十四年の政変後の太政官制改革直後に、建議案を提出した意図はどこにあったのか。建議案の概略は、次のとおりである(全文は、量が多くなるので、資料として文末に掲げた)。

太政官六部を廃止し参事院を設置した今回の改革は、「法律規則ヲ構案セラルヽニ於テ、最モ其鄭重ヲ極メタル者」であるとした上で、(記録課では)「聖旨ヲ奉体シ」役立つよう努力すべく、既に編纂方法の改正に着手したと述べる。しかし、「之ヲ活用スルノ道具宜キヲ得サレハ、未タ其効用ヲ奏スル事能ハス」とし、本課の職員が精力を尽し完全無欠の記録法を整理することが出来ても「其供用ノ便猶欠クル所」があれば、「記録ノ効用豈ニ之ヲ全フセリト謂フ可ケン哉」という。そして、「今某等ノ請フ所ノ者ハ、今ヨリノ後政府新ニ法令ヲ発シ、稟議ヲ定ムル事アル毎ニ、必有司ヨリ速ニ本課ニ命シ、事類ノ輕重ニ随ヒ、其書類ヲ整頓録上セシメラレシ事ヲ、然ラハ則チ本課ハ謹テ所管ノ文書ニ就キ、仔細検索、条疏具陳、以テ参考ノ用ニ供スヘシ」と記録課の業務をアピールし、「是レ上ハ以テ政府本課ヲ置カルル所以ノ本意ニ称ヒ、下ハ以テ展転緡閱往復煩數ノ勞ヲ免シ、体裁ト便宜トニ於テ、両ナカラ其宜キヲ得ルニ庶幾カラン」とその効果を述べる。しかし、「右ハ某等鄙意ノ在ル所ニシテ、未タ以テ有司ニ聞スルニ及ハス、此ニ幸ニ官制改革ノ事アルニ際シ、聊カ其大略ヲ陳シテ採択ニ

48 —— 「記録課ノ処務ニ関スル建議案」、国立公文書館所蔵「記録局諸則沿革録 記録課之部 四」、帳00055100

49 —— 「小野正弘」、国立公文書館所蔵『諸帳簿・記録局諸則沿革録附録一・旧局員履歴』、帳00064100

50 —— 「元非職内閣記録局次長従六位小野正弘特旨ヲ以テ陸叙ノ件」、国立公文書館所蔵「官吏進退・明治23年官吏進退十・叙位一」、任A00232100

51 —— 前掲5、中野目徹「内閣記録局の公文編纂——初代次長小野正弘の「非職」まで」、6-9頁

備フル事此ノ如シ」と建議の趣旨を説明し、「其本課ノ性質及ヒ効用ハ嘗録シテ課員ニ示セル者アリ、此ニ別冊ヲ作りテ之ヲ附呈ス、併セテ観覧ヲ賜ハラハ、幸甚ノ至ニ堪エス」と結んでいる。

附呈された別冊「記録課ノ性質及ヒ効用」では、まず最初に「蓋シ記録ナル一課ノ、必行政官庁ニ欠ク可カラス」として、記録要用の理由を述べた上で、「本課ハ常ニ此必要ノ位置ニ存在セン事ヲ希望スルノミ」と前置きし、記録とは「官府ノ文書ヲ概括セル総称」、記録課とは「行法・施政・命官等、百般ノ公文ヲ管理スルノ所」と述べる。上古では、「政ヲ施シ」と「政ヲ記スル」ことが一手でその職を分けなくてもよかったが、繁文の極みの後世では、「施ス者」と「記スル者」の任を分け、その「記セル者」を管理する専任を設ける必要があるとし、「是、後世行政庁ニハ、必記録ナル一科ノ随帯セル所以ナリ」と説明する。「一定ノ成文法アル国ニ在ルモ、猶記録ノ用ニ資ラサルヲ得ス」と外国の状況にも触れ、「況ヤ我国ノ如キ(中略)文書ノ極メテ繁多ナル政府ニ於テハ、苟モ記録ノ整理、其法ヲ得ルニ非サルヨリハ、官吏照準ニ迷ヒ、人民信憑ニ苦ムノ弊、得テ免カル可カラス」と日本の現状を述べる。そして、「以上ノ理由ヲ以テ、行政庁ニ於テハ、記録ノ必専任ノ課局ヲ要スル所以ヲ知ルニ足ル可ク、而又記録ノ整理・最其方法ヲ要スル所以ヲ知ルニ足ルヘシ」と記録専任課局の必要を述べる。次に「本課ノ實際ニ就キ、現状及ヒ将来ノ方向ヲ述フル」として、太政官記録課の沿革を述べ、名称の変更、規模の伸縮、管理者の交換が度重なり、「直言スレハ、記録ノ整理、完全ヲ得サル者ハ、主トシテ此更革ノ多キニ因リテ然ルト謂フヘシ」と指摘し、記録課の現状について記している。続いて、「本課ノ現ニ編次ニ従事スル者ハ」と、公文録、太政類典、布令便覧、布告達全書、職官表を「行政官庁ニハ必欠ク可カラサル文書タル事、復疑ヲ容レス」とし、その内容を説明し、「要ハ明治政府ノ記録ヲシテ、其政令ノ変換頻数ナルニ拘ハラズ、首尾貫通終始一ノ如ク以テ、其性質ト効用トヲ全フシ、後世ニ迄準則トナサシム可キ事、実ニ本課ノ当務ナルヘシ」と結ぶ。

以上が小野の建議案の概要であるが、ここからは“記録のプロ”である「記録官吏」[52]としての自負が読み取れる。建議案の内容は、現在にも十分通じる箇所がある。小野が述べた「記録ノ効用」は、現在言われるところの「アーカイブズの力」に繋がるものでもありと考える。小野は、この中で、記録を「行政官庁ニハ必欠ク可カラサル文書」とし、記録課の設置を「必行政官庁ニ欠ク可カラス」という。4年後の内閣創始の中で定められた各省官制通則には、各省に記録局(課)設置の条文があるが、この建議案との関連はなかっただろうかと考えてしまう。また、「施ス者」と「記スル者」の任の分課、成文法が備わっている外国においても記録は必要とされており、文書繁多のわが国では猶のことであるとの指摘は、的を射ている。規程例則の制定や改正の文書を綴じた「規程例則原按簿」という簿冊の目録(筆者注:目次)の中に「各国記録局制摘要 同日」という記述があること

から、諸外国の記録制度をある程度把握していたと考えられる[53]。「之ヲ活用スルノ道具宜キヲ得サレハ、未タ其効用ヲ奏スル事能ハス」、「未タ以テ有司ニ聞スルニ及ハス」と記録課の業務に対する有司の無理解を嘆き、「此ニ幸ニ官制更革ノ事アルニ際シ、聊カ其大略ヲ陳シテ採択ニ備フル事此ノ如シ」と建議の趣旨を説明している。正院廃止後記録課の所管が転々とする中で、小野はこの機会を一つのチャンスと捉えたと考えられる。この建議案が、その後どのように取り扱われたかは、把握できていないが、内閣権少書記官という立場で書かれたものであり、内閣記録局が編纂した「記録局諸則沿革録」に編輯されているということ、そして、その後小野は、内閣記録局初代次長に就任したということを考え合わせると、この建議案には、内閣書記官局記録課という組織としての意向も反映されているように思える。

5 ——— まとめ

内閣制創設期に時期をしぼり、記録局に視点をあてて、内閣記録局を中心に、当時の文書管理について検討した。「内閣組織全ク整理シ立法、行政、司法ノ三権判明ナルニ至ラハ公文体式ニ於テモ自ラ変更アル可シ」と先に述べた回達按にもあるように、内閣制の創設は、文書管理にも大きな変革をもたらした。内閣記録局は、新たな官制が布かれる中で、太政官制の時代の事業を整理して引き継ぐと共に、官紀五章を踏まえた対応が求められた。そうした中で、従来の編纂方法を変更すると共に、記録書類の要不要の選別と保存年数の設定という新しい手法も取り入れた。そして、新たな試みとして、何よりも目指したのは、編纂し保存している記録の活用であったと考えられる。それは、先に述べたように、内閣記録局設置直後に「記録需要者質問ノ大要」を各局に通牒していること、「記録ノ要ハ専ラ議法施政ノ用ニ供スルニ在リ」として、公文編纂例則等の規程を定めるに際して、各局や各省へ意見照会を行っていること、そして小野の建議案からも十分にくみ取ることができるものである。内閣記録局は、どのような機能を目指していたのだろうか。中野日氏は、「小野は『記録課ノ処務ニ関スル建議案』の中で、公文編纂方法を改め、記録課を太政官、内閣の“記録情報センター”とする構想を明らかにするとともに、『記録法』の制定すら示唆している。」としている[54]。「規程例則原按簿」の目次に「各国記録局制摘要」と記されていることから、各局の記録制度を調べていたことは推察できる。現在のところその中身を知ることができないので、諸外国のアーカイブズの知識をどこまで把握していたかは不明であるが、筆者は、政府組織内のアーカイブズ的な機能を目指していたのではないかと考える。実際、範囲が限定されていたが、各省から公文原書の送付を受け、それを編纂、保存し、内閣各局や各省等の利用に提供していた。内閣記録

53 — 「規程例則原按簿 目録」、国立公文書館所蔵『諸雜公文書(その他)規程例則原按簿』、昭46総00603100
54 — 前掲5、中野日徹「内閣記録局の公文編纂——初代次長小野正弘の『非職』まで」、9頁

55 — 「公文書類貸出並閲覧伺綴込」、国立公文書館所蔵『諸雑公文書(その他)』、昭46総00690100。「局外閲覧簿」、国立公文書館所蔵『諸雑公文書(その他)』、昭46総00687100。

56 — 牧野伸顕(1889(明治22)年12月に内閣記録局長に就任)『回顧録』上、中央公論社、1977年、149-150頁。柳田國男(1910(明治43)年に内閣記録課長に就任)「故郷七十年」、『柳田國男全集第21巻』、筑摩書房、1997年、189頁。

57 — 「大正10年内閣告示第一号、内閣文庫図書供覧規程中ヲ改正ス」、国立公文書館所蔵『公文類聚・第六十六編・昭和十七年・第五十九巻・官職五十五』、類02617100

58 — 前掲2、中野目徹「内閣記録局小史 — 太政官・内閣文書の編纂と保存」、33頁

59 — 国立公文書館デジタルアーカイブズ、資料群階層及び簿冊一覧から推測。http://www.digital.archives.go.jp/index.html、2012年11月確認。

局報告を見ると、各省等への記録貸出数は、年平均7,000件近くある。その後も、各省庁を初め、行政裁判所、帝国大学、伯爵家等へも貸出されている。貸出の状況については、この報告のほか「公文書類貸出並閲覧伺綴込」(明治44年-大正13年)、「局外閲覧簿」(大正10年-昭和10年)等の記録が残されている[55]。

しかし、「記録局」のアーカイブズ的な機能は十分に展開されなかった。その要因は、様々に考えられる。当時繰り返し実施された行政整理は、予算と職員数の削減を求めた。また、各省に記録局の設置を規定した条文は、先に述べたような各省官制改正のテクニックの中で、消えていった。更に、少し年代は下がるが、内閣記録局(課)長の回顧譚[56]にみられるように、記録保存に対する組織トップの無理解、無関心も影響していたとも考えられる。そして、内閣記録局の業務に関連して言えば、太政官時代の記録編纂と比較して、その対象となる文書の範囲や種類が変化していた。また、太政官制の頃と異なり、各省官制通則で各省に記録局の設置が規定され、各省の文書は、作成から記録保存までを各省でという整理がなされたのではないとも考えられる。この後、政府の行政機関は、この分担管理のもとに、文書を管理して行くことになるが、各省の記録局(課)も順次廃止され、施行済文書の編纂保存を専門に担当する部署は、少なくなっていく。

フランス革命を契機に生まれたという市民の利用を保障した近代のアーカイブズが、日本に生まれるまでには、まだ相当の年月が必要とされた。その過程についての検討は、今後の課題としたい。

内閣記録局は、1885(明治18)年から1893(明治26)年の8年間存在した組織である。この後、内閣記録課に名称が変更され、内閣書記官室の所管となるが、1942(昭和17)年に内閣官房総務課に吸収され、その名称は消える[57]。しかし、「内閣記録局が作成した『公文編纂例則』は、目が増加するなどの部分改定を受けながらも、その後延々と効力を維持して第二次大戦後まで及び、1955(昭和30)年8月30日制定の『内閣総理大臣官房総務課文書保存規則』に引継がれて、その役割を終えた。[58]とされている。また、「公文雑纂」は、1950(昭和25)年まで、「公文類聚」は、1954(昭和29)年までその編纂が続けられた[59]。国立公文書館に所蔵されているこれらの資料を見ると、内閣記録局の意思は、現在に残されている資料に託されたようにも思えるのである。

- 本稿をまとめるに当たり、中野目徹・熊本史雄編「近代日本公文書管理制度史料集」を参考にした。資料の利用にあたっては、原本(国立公文書館デジタルアーカイブの画像を含む)を確認したが、全体的な状況を把握する上で大いに参考になった。
- 引用資料中の読点は、筆者が記入した。
- 法律、勅令等の出典標記については、省略した。

記録課ノ処務ニ関スル建議案

十二月一日、記録課勤務内閣権少書記官小野正弘再拝謹テ白ス、伏シテ案スルニ、今般ノ改革ハ、去月十二日ノ聖勅ヨリ発シタル者ニシテ、六部ヲ廢シ、新ニ參事院ヲ置カレタル事、法律規則ヲ構案セラルトニ於テ、最モ其鄭重ヲ極メタル者ナリ、某等ノ不肖ナル、苟モ乏シキヲ一課ニ受ク、亦務テ聖旨ヲ奉体シ、萬一ノ裨益ヲ謀ラサル可カラス、是ニ於テ、先ツ本課整理ノ宜キヲ得ルヲ主トシ、既ニ其編纂方法ヲ改正スルニ着手セリ、頃又竊ニ以為ラク、此等ノ事、固ヨリ必要ニ属スト雖モ、苟モ之ヲ活用スルノ道具宜キヲ得サレハ、未タ其効用ヲ奏スル事能ハスト、何トナレハ縱令本課員ニ於テ、充分ノ精カヲ尽シ、異日完全無欠ノ記録法ヲ整理シ得ルモ、其供用ノ便猶欠クル所ノ者アリテ、卒然議法発令ノ件アルニ逢ヒ、前後ノ類例ヲ問ハス、事由ノ沿革ヲ徴セス、直ニ之ヲ胸臆ニ取り、以テ天下ニ令セラルトカ如キ事アラハ、其意向ハ善美ナリト雖モ、或ハ技梧扞格行ハレサルノ患ナキヲ保ツヘカラス、而シテ此ノ情勢アルニ於テハ、記録ノ効用豈ニ之ヲ全フセリト謂フ可ケン哉

回顧スルニ、従前ノ慣習タル、諸局部其主務ノ件ニ於テ、構案セント欲スル事アル時ハ、其吏員ヲシテ本課ニ就キ、諸公文ヲ点檢セシメ、或ハ其数冊ヲ借覽シ、以テ査閲ニ供セリト雖モ、勢其專任スル所ノ一事ニ止マリ、其他ニ之ニ関セル類例、及ヒ其詳細ノ事由等ハ、尽ク之ヲ知悉スルニ遑アラス、是レ固ヨリ平居諸公文ヲ通覽セサルノ致ス所ニシテ、決シテ之ヲ咎ムルヘキニ非ラス、本課員ノ如キハ、則チ之ニ異ニシテ、其平生ノ職務、全ク此等ノ外ニ出テス、故ニ其慣熟暗練ノ極、甲ノ事件ハ何ノ年月ニ在ル、乙ノ法令ハ孰レノ發議ヨリ起ル、又其他幾回ノ更革ヲ經、何等ノ交渉アル等、苟モ一タヒ諮問ヲ得ハ、殆ト物ヲ掌中ニ探ルカ如ク、手ニ隨テ之ヲ得ルコトアルヘシ、故ニ今某等ノ請フ所ノ者ハ、今ヨリノ後、政府新ニ法令ヲ發シ、稟議ヲ定ムル事アル毎ニ、必有司ヨリ速ニ本課ニ命シ、事類ノ輕重ニ隨ヒ、其書類ヲ整頓録上セシメラレン事ヲ、然ラハ則チ本課ハ謹テ所管ノ文書ニ就キ、仔細檢索、条疏具陳、以テ参考ノ用ニ供スヘシ、是レ上ハ以テ政府本課ヲ置カルル所以ノ本意ニ稱ヒ、下ハ以テ展轉緡閥往復煩數ノ勞ヲ免シ、体裁ト便宜トニ於テ、両ナカラ其宜キヲ得ルニ庶幾カラ

右ハ某等鄙意ノ在ル所ニシテ、未タ以テ有司ニ聞スルニ及ハス、此ニ幸ニ官制更革ノ事アルニ際シ、聊カ其大略ヲ陳シテ以テ採択ニ備フル事此ノ如シ、其本課ノ性質及ヒ効用ハ、嘗テ録シテ課員ニ示セル者アリ、此ニ別冊ヲ作りテ之ヲ附呈ス、併セテ觀覽ヲ賜ハラハ、幸甚ノ至ニ堪エス

蓋シ記録ナル一課ノ必行政官庁ニ欠ク可カラス、而カモ又議政局部ニモ要用ナル理由ヲ詳述スルハ、特ニ課局創設ノ際ニ当リテ必要ナルノミナラス、平時、課員ノ服務用意ノ上ニ於テモ、頗ル切実ノ關係アルモノタルヲ信ス、故ニ課員ノ従來慣熟諳練シタルモアルニ拘ハラズ、更ニ本課ノ性質ト効用トヲ詳述シ、其現ニ処理スル所ノ者、果シテ能ク此性質ニ適シ、果シテ能ク此効用ヲ奏スルヤヲ反省シ、然ラサル者アラハ、直チニ之ヲ改良シ、本課ハ常ニ此必要ノ位置ニ存在セン事ヲ希望スルノミ

抑記録トハ、官府ノ文書ヲ概括セル総称ニシテ、記録課トハ則チ行法・施政・命官等、百般ノ公文ヲ管理スルノ所トス、蓋シ、上古簡質ノ代、政ヲ施シ政ヲ記スル、大抵一手ニ出テ必シモ其職ヲ分タスシテ足ルト雖モ、後世繁文ノ極、特ニ施ス者、記スル者ト其任ヲ分ツノミナラス、其記セル者ヲ管理スル、亦其專任ヲ設ケサル可カラス、是、後世行政庁ニハ、必記録ナル一科ノ隨帶セル所以ナリ

夫レ古今ノ沿革ヲ徴シ、以テ施政ノ参考ニ供スルハ、百般ノ事務ニ於テ一定ノ成文法アル国ニ在ルモ、猶記録ノ用ニ資ラサルヲ得ス、況ヤ我国ノ如キ、事ニ当リ物ニ接シ、随テ法ヲ制シ又随テ之ヲ改ムル等、文書ノ極メテ繁多ナル政府ニ於テハ、苟モ記録ノ整理、其法ヲ得ルニ非サルヨリハ、官吏照準ニ迷ヒ、人民信憑ニ苦ムノ弊、得テ免カル可カラス、又況ヤ大政一新ノ後、日タル猶淺ク未タ一定ノ記録法アルニ及ハス、而モ百般ノ法令規則ハ、加除改正、存廃常ナラス、矛盾抵触、輒モスレハ則チ之有リ、此ニ由リテ之ヲ觀レハ、記録整理ノ行政ニ要スル亦決シテ少々ノ關係ニ非サルナリ

今試ミニ一ノ法令ノ発行シ、若クハ一ノ稟議ヲ査定セントスルニ当リ、少シク鎮重ヲ旨トセル有司ハ、必其旧來施行セン類例、若クハ先前裁定セン準則ヲ点檢スルニ非スンハ、決シテ其一事一件ヲモ決行スル能ハサルヲ知ルヘシ、然ルニ此場合ニ於テ、点檢ス可ヘキ文書、僅ニ数卷ニ止マルモノナラシメハ、必シモ其整理ヲ要セス、容易ニ之ヲ檢出シ得可シト雖モ、其文書ノ錯雜セル、卷冊ノ浩瀚ナル、之カ推積層墨スルニ一任セハ、唯其芒洋トシテ畔崖ヲ得ルニ苦ムノミ、而シテ施政ノ際ニ当リ、搜索檢尋ノ為メニ、幾多ノ時日ヲ浪費ス可キノ

以上ノ理由ヲ以テ、行政庁ニ於テハ、記録ノ必專任ノ課局ヲ要スル所以ヲ知ルニ足ル可ク、而又記録ノ整理・最其方法ヲ要スル所以ヲ知ルニ足ルヘシ

記録ノ普通ノ性質ト其効用トハ、以上ノ數項ニ於テ之ヲ詳述シタレハ、是ヨリ

本課ノ實際ニ就キ、現状及ヒ将来ノ方向ヲ述フル事、最緊要ナルヘシ

抑、本課ノ起原ハ明治元年十一月、行政官中記録掛ヲ置カレシヲ以テ始メトシ、次テ三年ニ至リテ記録編集局ヲ置キ、漸ク其規模ヲ拡張セラレシモ、爾來官制ノ沿革アル毎ニ、其名称ヲ変セラレ、從テ其規模・伸縮常ナラス、則チ、四年辛未七月ニ至リテハ、又図書課ト稱シテ式部寮ニ屬シ、五年壬申十月ニ至リテハ又記録課ト稱シ、外史ノ所轄トナリ、八年九月ヨリ第三科ト稱シ、十年一月又記録掛ト改メ、共ニ史官所轄ノ分課ニ列シ、十二年三月ヨリ太政官書記官ニ屬シ、記録部ト改稱シ、十三年三月更ニ記録課ノ稱ニ復シ、内閣書記官ノ分任スル所トナル、是ヲ維新以來・太政官記録課ノ沿革ノ大略トス

然レトモ、此數回ノ沿革ハ、皆太政官職制ノ變更ニ伴フ者ニモ、一モ記録整理ノ目的ヨリ出テタル者ニアルニ非ス、且、此沿革毎ニ管理ノ吏員亦屢變更シ、随テ端緒皆其統ヲ得ス、直言スレハ記録ノ整理、完全ヲ得サル者ハ、主トシテ此更革ノ多キニ因リテ然ルト謂フヘシ、然レトモ官制更革ノ目的ハ、専ラ全官改良ノ一辺ニ注シ、記録ノ便否ヲ顧ミラレサルハ、固ヨリ其所ニモ、唯々記録上ニ取リテノ不幸ト謂フ可キノミ

本課ハ、此ノ如ク屢々管理者ノ交換アルカ為メ、整理ノ目的亦一樣ナラス、其盛時ニ在リテハ一部ノ公文ヨリシテ分類摘要、各種ノ編纂ヲ始メ、僅ニ着手ノ半ニ至レハ、既ニ其転任ニ逢ヒ、復其後ヲ修ムル事能ハス、或ハ其人繁密ヲ尚フノ目的ナルヲ以テ、課員皆其風ヲ承ケ、漸ク体ヲ成スニ至レハ、却テ簡略ヲ主トスルノ人代リテ其後ヲ承ケ、又勉メテ前例ヲ更メサルヲ得ス、且、其編次ノ際、部門類目ノ別、詳略取捨ノ法、亦人々其目的ヲ異ニス、課僚ノ編纂ニ従事スル者、將何レニ適從スヘキ是ヲ以テ本課ノ編纂セン各種ノ文書ハ、實ニ未タ倫序ノ整正ヲ得サル者多シ

本課ノ現ニ編次ニ従事スル者ハ、公文録ト云ヒ、太政類典ト云ヒ、布令便覽ト云ヒ、布告達全書ト云ヒ、職官表ト云フ、此他従前編纂シ、中廢ニ屬セル者ハ、後來ト雖モ再ヒ業ヲ繼クニ及ハサル者多キヲ以テ、此ニ之ヲ提告スルヲ要セス、此五種ノ者ハ或ハ從來編纂其法ヲ得サル者有ルニ拘ハラズ、行政官庁ニハ、必欠ク可カラサル文書タル事、復疑ヲ容レス、其内布告達全書ノ如キハ、唯年々ニ發行セラレタル分ヲ、聚集シテ簡明ナル目錄ヲ附シ、冊ヲ成スニ止マル者タレハ、別ニ説明ヲ要セス、又職官表ハ、官庁ノ廢置職制ノ沿革ヲ表出シテ一目通覽ノ便ニ供スル者ニモ、今日ノ如ク改廢頻數ノ時ニ於テハ、此用決シテ欠ク可ラサルナリ

編纂書類中最モ浩瀚ナル者ハ、公文録ニシテ此書ハ官・省・院・使・庁・府・県ヨリ吏

員ニ至ル迄、一切ノ申稟請求若クハ勘査構案等、苟モ太政官ニ於テ授受シタル公文ハ、悉ク皆之ヲ収録セサル無ク、其編次ノ法ハ、各官庁ト吏員トノ目ニ分チ、月ヲ以テ之ヲ序ツ、三年庚午ヨリ昨十三年迄ノ分、無慮二千五百卷明治政府十余年間、施政ノ梗概ハ大抵此中ニ包括セサルナシ、之ヲ政府記録ノ基礎ト称スル可ナラン、然レトモ此書専ラ公文ノ保存ヲ目的トシ、唯其本書ヲ編次スル者ニズ、其類例ヲ搜索スルニ当リ数所ヲ繙閱スルニ非スナハ、之カ用ヲ弁スル能ハス、是必類聚法ノ編次ヲ要スル所以ニズ、太政類典ノ用、此ニ於テ切ナルヲ知ルヘシ

類典ハ専ラ典章事例ニ係ル者ヲ公文中ヨリ採集シ、制度・儀礼・兵刑・外交等各類ニ分チ、一類中又小目ヲ分チ、一法令ノ沿革ハ一目数冊ノ中ニ於テ、通覽ス可キ者トス、慶応三年丁卯月十月ヨリ明治四年七月ニ至ル之ヲ第一編トシ、四年八月ヨリ十年ニ至ルヲ第二編トシ、十一年十二年分ノヲ第三編トス、十三年ハ稿既ニ脱スルモ、浄写未了ラス、第一編ハ猶修正中ニ属シ、此ノ他猶外編ノ撰アリ、本編外編ニ通シ脱稿ノ分合セテ六百十六冊、其未稿ヲ脱セサル者、無慮数百卷ノ多キニ及フ、即巻数ノ公文録ニ次ク者ナリ

公文ノ施行ヲ經タル原本ハ、既ニ公文録アリテ之ヲ整理シ、考慮検索ノ便・又類典ノ編纂アラハ、記録ノ用・殆備ハレリト謂フヘシ、然ルニ猶其便覽ヲ要スル所以ノ者ハ、何ソ、試ミニ思フヘシ、維新以來百般ノ政令、条例規則ニ論無ク改廃・分合・加刪等殆ントトシテ之無キハ無シ、故ニ類典ニ就テ其一類ノ通覽ヲ得ルト雖モ、其改廃等ヲ經タル現行法ヲ点檢スルハ、頗又難事トス、且、其後令ノ為ニ前令自然ニ消滅スル等、令文ニ於テ別ニ指示セサル者ノ如キハ、其考案実ニ容易ナラス、是ニ於テ本篇ハ専ラ現行法令ノミヲ摘録シ、諸官庁ノ分ヲ合セ・又類典ノ分類ニ倣フテ之ヲ編次シ、其改廃分合加刪等、随テ発スレハ、随テ記註若クハ刪除シ、又各令中互ニ關係アル者ハ、各其所ニ註記シテ対照ノ便ニ供ス、本編附録ヲ合セテ共ニ六十三冊トス、凡ソ此冊子ノ中ニ存在スル者ハ、実ニ明治政府諸庁法令ノ現行セル全キ部分ナルヲ了知スヘシ

以上ノ三種ヲシテ果シテ能ク其分類ト取捨詳略ノ法ト十分ナラシメハ、以テ記録ノ効用ヲ全フシテ、其性質ヲ失ハサル者ニ庶幾シト謂フ可キ歟、故ニ記録課ノ今日ノ目的ハ専ラ此修正刪潤ノ事ニ存シ、而シテ其日々発行セル文書ヲ逐次編纂スルハ、是ヲ常務ノ一日モ止ム可カラサル者トス、要ハ明治政府ノ記録ヲシテ其政令ノ変換頻数ナルニ拘ハラズ、首尾貫通終始一ノ如ク、以テ其性質ト効用トヲ全フシ、後世ニ迄準則トナサシム可キ事、実ニ本課ノ当務ナルヘシ

明治十四年十月

[下線部分は、本文に引用した箇所]

研究ノート

research note

アメリカのアーキビストと社会運動記録

“Archival Edge”をめぐる

American Archivists and Social Movements' Records: On and Over the “Archival Edge”

平野泉 | Izumi Hirano

| 社会運動 | アーカイブズ | アメリカ | 収集戦略 | 評価選別 |

social movement / archives / United States of America / collection strategy / appraisal

日本では、戦後社会運動の記録は公文書館等の系統的収集対象になりにくく散逸の危機が指摘されているが、海外では同様の記録が多くのアーカイブズ機関に収集されてきた。そうした内外の条件の違いを明らかにし、日本の今後に生かすための試みの第一歩として、本稿ではアメリカの事例に取り組んだ。主としてアメリカアーキビスト協会1974年度大会の会長演説“Archival Edge”を軸に、アメリカアーキビスト協会が編集・発行する専門誌*The American Archivist*掲載関連論文・記事を検討した結果、アメリカ社会の変動や、大学の大衆化・科目の多様化等さまざまな要因がアメリカのアーキビストたちの活動に与えた影響や、現存するコレクションが抱える問題点等が確認できた。今後はカナダ等条件の異なる国を対象に検討を続けて国際比較を可能とするとともに、日本における社会運動記録保存を考える手がかりとしたい。

In Japan, records of social movements after WWII have rarely been systematically collected by archival institutions, and researchers lament the loss of such records. However, such records are within the mandate of many archival institutions abroad. Why is there this difference in Japan? As the first step to answer this question, this research note looks into what conditions contributed to the survival of similar records in the United States through the examination of related material published in *The American Archivist*, with a primary focus on the seminal presidential address at the Annual Meeting of the Society of American Archivists in 1974 by F. Gerald Ham, “Archival Edge,” and the repercussions it found.

We confirm that many factors, including dynamic social change from the time of the Civil Rights Movements to the Vietnam War, the massification of higher education, and the diversification of curriculum positively affected the collection activities in the United States. However, based on the ensuing discussions, this paper will also suggest that the resulting collections have problems that need to be addressed. By looking further into the practices followed by other countries, such as Canada, the author hopes to make international comparisons and find some clues as to how Japanese archivists can envision a better future for the preservation of records of social movements.

大戦間期のシカゴ。社会福祉・平和運動家であり、後年ノーベル平和賞を受賞するジューン・アダムズ[1]が暖炉で書類を燃やしている。たまたま居あわせたスワースモア大学の理事が、歴史的価値のある資料だから大学図書館で預かろうと提案し、アダムズは記録を同大学に移管し始める。そして彼女が亡くなった1935年、その活動を記念してスワースモア大学平和コレクション(Swarthmore College Peace Collection)が設立される[2]。同年、アムステルダムでは国際社会史研究所が正式設立し、ヨーロッパの運動記録を戦火やナチスによる破壊から守るうえで重要な役割を果たすことになる。同研究所の所蔵資料ガイドは、運動記録がしばしば不完全な形でしか残らない理由として、運動当事者が自らの記録を「つまらない場所ふさぎの紙きれ」としか考えていない場合があることを挙げている[3]。

「確立された制度外の領域での行動を通して、共通の利益をさらに追求し、または共通の目標を達成する集会的試み」[4]としての社会運動(social movement)は、社会的現実の重要な一部である。アーカイブズ[5]の目的が「我々の社会が表象するものごとに関する妥当な(reasonable)ドキュメンテーションを将来の世代に残すこと」[6]であるなら、社会運動の記録はアーキビストの営みの中にどう位置づけられてきたのだろうか。

日本でも、法政大学大原社会問題研究所などの機関が社会運動の記録保存に携わってきた。しかし同時代史や現代の社会運動の研究者は、1950-60年代以降の公害や開発に関する住民運動や、反核・平和などを訴える市民運動に関するアーカイブズ機関の収蔵資料が「極めて手薄である」[7]と批判している。原水爆禁止運動に深く関わった安井郁の資料を整理した小林文人も、「戦後史を担ってきた市民活動や住民活動の側でも、貴重な資料が保存され活用される条件をもつことができず、無惨に姿を消してしまっている悲しむべき現実」[8]を嘆いている。その一方で、日本で1960-70年代にかけて活動した「ベトナムに平和を!市民連合」の文書が、アメリカの運動体の収受文書としてスワースモア大学平和コレクションに所蔵され[9]、日本における反戦米兵の脱走支援活動に重要な役割を果たしたフランスの運動体“Solidarité”(「連帯」)の記録の一部は国際社会史研究所で公開されている[10]。

筆者の目指すところは、日本の社会運動記録保存の現状を考えるための手がかりとして(1)日本では「無惨に姿を消す」同時代の運動記録が、海外ではアーカイブズ機関に幅広く取り込まれ得たのはいかなる状況下であったのか、(2)海外各国間の共通点や相違点は何か、(3)この2つの問いに答えるにはどうすればよいのか、を明らかにすることである。そのための第一歩として、本稿では、(3)(方法論の問題)については手探りしながらということにはなるが、多くの運動記録を保存・公開してきたアメリカでの議論と実践について、(1)の一事例として検討するこ

[URLは全て2012年9月22日最終確認。The American Archivist誌はAAと略記。]

1 — Harvard University Library Open Collections Program, “Women Working, 1800-1930”, Jane Addams (1860-1935) の項目。http://ocp.hul.harvard.edu/www/addams.html

2 — Ellen Starr Brinton, “The Swarthmore College Peace Collection-A Memorial To Jane Addams”, AA, vol.10, no.1, January 1947, pp.35-36.

3 — Elly Koen, “Introduction”, in: Atie van der Horst, Elly Koen (eds.), *Guide to the International Archives and Collections at the IISH, Amsterdam*, Amsterdam: Stichting beheer IISG, 1989, p.XVII.

4 — Anthony Giddens, *Sociology, Sixth Edition*. Cambridge: Polity Press, 2009, p.1010.

5 — 本稿では、アーカイブズ所蔵機関を指す場合は「アーカイブズ機関」の語を用いる。

6 — Richard Cox, “Conclusion: The Archivist and Community”, in: Jeannette A. Bastian and Ben Alexander (eds.), *Community Archives: the Shaping of Memory*. London: Facet Publishing, 2009, p.257.

7 — 原山浩介「市民・住民運動資料をめぐる現在の制度的課題」、「1970年代の市民・住民運動が蓄積した資料の整理・活用」の道を探る」刊行委員会「1970年代の市民・住民運動が蓄積した資料の整理・活用」の道を探る — 資料の持つ代替不可能な価値を活かすために」、同委員会、2009年、p.15.

8 — 小林文人「安井家資料と沖縄問題」、和光大学人間関係学部岩本陽見研究室「原水禁運動資料のデータベース化の試み — 安井郁・田鶴子関係資料の整理・保存・活用を通して — 2006年度和光大学総合文化研究所 模索研究 報告書」、和光大学人間関係学部岩本陽見研究室、2007年、p.47.

9—Quaker Action Group Records, 1965-1973, Collection No.DG074, Box20. <http://www.swarthmore.edu/library/peace/DG051-099/dg074AQAG.htm>

10—国際社会史研究所オンラインカタログ, Solidarité Archives, <http://hdl.handle.net/10622/ARCH01986>

11—Richard J. Cox, 'Lester J. Cappon and the Relationship of History, Archives, and Scholarship in the Golden Age of Archival Theory', *AA*, vol.68, Spring/Summer 2005, p.104.

12—F.Gerald Ham, 'Archival Edge', *AA*, vol.38, no.1, January 1975, p.5.

としたい。ただし対象地域をアメリカに限定したとしても、あらゆるできごとや議論を検討の対象とすることはできない。そこで本稿では、アメリカアーキビスト協会(The Society of American Archivists, 以下「SAA」という。)が編集・発行する専門誌 *The American Archivist* (1938年創刊, 以下「AA誌」という。)掲載論文・記事を主な素材とし、1974年SAA年次大会の会長演説“Archival Edge”を軸として、その内容、背景、その後の議論の展開等を中心に検討を試みる。同演説がアメリカにおいて、社会運動記録への注目を高めることに一定の役割を果たしたと考えられるからである。

2 — “Archival Edge” 演説とは

1974年10月1日-4日、カナダ・オンタリオ州トロントでSAA第38回年次大会が開催された。「アメリカ文化をドキュメントする(Documenting American Culture)」をテーマに掲げた大会3日目、会長任期を終えるジェラルド・ハムが演説を行った。「過去のSAA会長演説の中で最も重要かつ最も引用されている演説のひとつ」[11]、“Archival Edge”である。(参照の便のため、同一論文の連続引用・参照の際には初出時脚注に書誌情報を示した後は本文中に()でページ数を示す)

私たちアーキビストにとって最も大切で、知的に最も困難な仕事、それは同時代人の経験を表象(represent)する記録を未来に提供できるような情報を、十分な知識に基づいて選別することだ。なのにどうして私たちはこの仕事を、これほど下手くそにやらなければならないのだろうか? [12]

そう問いかけたハムは、アーカイブズ機関の所蔵資料がアメリカ社会の全体を反映したものにはなっていないという批判のいくつかを紹介し、そうした批判をアーキビストが問題視していないことこそが問題だと指摘した(p.7)。記録の保管者(custodian)たるアーキビストの役割は歴史家が選別・収集した資料を保存することだという認識は根強く、当時増加傾向にあった専門アーカイブズ機関設立の契機も多くが歴史家の資料収集活動であるため、収集活動は歴史研究の動向に左右されてしまっているとハムは言う。そのうえで彼は、自らの関心に縛られている歴史研究者にはできない、「書かれる必要がある全ての歴史について心配」することこそ「アーキビストのすべきこと」(p.8)であり、当時の社会に起こっていた「相互に関係する5つの変化」が、より積極的・創造的な役割をアーキビストに負わせるとした。

第1に、社会の構造的変化によりアソシエーションや圧力団体、労働運動体などのアーカイブズの重要性が増したにもかかわらず、そうした方面の収集努力はいまだ十分とは言えないとハムは述べている。第2の変化は、記録の量の増加により

全てを残すことは不可能となり、適切な選別の方法論が必要となったこと、それに関連した第3の変化が、コミュニケーション媒体としての電話の重要性が増したことによる文字記録の質の低下である。そのため残された記録には少なからぬ欠損があり、アーキビスト自身がオーラル・ヒストリーなどで欠損を埋める努力をする必要があるとハムは言う。第4の変化が、作成と同時に失われる類の、アーカイブズとしてまともに残りにくい記録(instant archives)の出現である。その例としてハムは1960年代の公民権運動やベトナム反戦運動の記録を挙げ、早期から当事者にコンタクトを取ることなしにはそうした記録は残らなかっただろうと述べている。そして第5の変化が技術革新であり、電子記録の脆弱性がすでに指摘されている(pp.8-10)。

これらの変化が、アーカイブズ機関に所蔵されるべき資料の範囲を拡大し、アーキビストに対し過去に経験のない選択を迫っているとしたうえで、ハムは専門アーカイブズ機関の設立や、限られた資源を活かすための機関を越えた連携等をそうした状況への積極的応答として挙げている(pp.10-11)。古い習慣や態度にこだわらず、より広い視野、より確かな方法論、そしてより緊密な協力により、アメリカ社会の確かな表象を残そうと訴えたこの演説の終盤で、ハムはアーキビストとアーカイブズの存在意義を次のように表現した。

彼(アーキビスト)は、研究コミュニティにとってのルネサンス的教養人にならなければならない……(中略)……もしアーキビストが受け身で、情報を持たず、何がアーカイブズ記録となるべきかについて狭い見しか持たずにいたら、彼が収集するコレクションは決して人類に鏡を差し出すようなものにはならないだろう。また、もし我々がそうした鏡を差し出すのでなかったら、人々が自分の暮らす世界を理解する手助けをしようとするのでなかったら、そしてアーカイブズがつまりとるそのためにあるのでなかったら、我々のしていることの何がそれほど重要なのか、私にはわからない。(p.13)

そして演説を締めくくるのが、タイトルの由来となったカート・ヴォネガットの小説『プレイヤー・ピアノ』からの引用句、“Out on the edge you see all kinds of things you can't see from the center....Big, undreamed-of things – the people on the edge see them first.”(「縁ゆかりにいと、まんなかでは見えないいろんなものが見える。夢にも思わないようなでっかいもの——縁ゆかりにいる人間が、それを最初に見るのさ」[13])である。演説では触れられていないが、この小説の舞台は機械とパンチカードに人間の運命が完全に支配され、やりがいのある仕事をし、人間らしい生活を送るのは管理マネージャー者と技術エンジニア者のみという近未来の社会だった。そして上記の引用句を口にしたのは、稀有な才能に恵まれてエリートコースを歩みながら、そこから離脱することを選んだエド・フィナティーである。生産性と効率を至上の価値とする世界で「正常」であることを拒否し、まんなかよりも「縁」に立つことを選んだエドの言葉を用い、ハムはアーキビスト自身が現代社会の抱える問題の一部であることを自覚

14 — James M. O'Toole and Richard J. Cox, *Understanding Archives and Manuscripts*. Chicago: The Society of American Archivists, 2006, p.71.

15 — Fredric M. Miller, 'Social History and Archival Practice', *AA*, vol.44, no.2, Spring 1981, pp.114-115 や、桐谷正信『アメリカにおける多文化的歴史カリキュラム』東信堂、2012年、p.8等。

16 — Herbert Finch (Report), 'News Notes: Manuscript Collections', *AA*, vol. 31, no.1, January 1968, pp.121-122.

17 — Maynard J. Brichford, 'University Archives: Relationships With Faculty', *AA*, vol.34, no.2, April 1971, p.175 や、Patricia J. Gumpert, Maria Iannozzi, Susan Shaman, and Robert Zemsky, 'Trends in United States Higher Education from Massification to Post Massification', National Center for Postsecondary Improvement, School of Education, Stanford University, 1997. http://www.stanford.edu/group/ncpi/documents/pdfs/1-04_massification.pdf等。

18 — Maynard J. Brichford, 'Academic Archives: Überlieferungsbildung', *AA*, vol.43, no.4, Fall 1980, p.455.

するよう求めた。最初の問いかけからも明らかとなり、この演説の主題は社会を広くドキュメントするための収集戦略であった。しかし時代、状況、語られた場面、そして「縁」のメタファーが、この演説にそれを超えた意味づけをもたらした。3,4章ではその点につき検討を加えてみることにしたい。

3 — “Archival Edge”の時代：「まんなか」と「縁」

3-1：アメリカのアーカイブズ状況

民間の努力による歴史資料収集が公文書館設立に先行したアメリカでは、企業や労働組合などの民間団体の資料は各地の歴史協会や図書館の専門コレクション等の、いわゆる「マニュスクリプト・コレクション」が伝統的に収集してきた。そもそもアーカイブズ機関が、公文書や著名人の私文書のみならず多様な組織や無名の人々の記録を保存することを求められるようになったのは、歴史学の関心が国家や外交、政治家や著名人の活動が創る歴史から、無名の人々の思想や活動が織りなす社会史へと移行したことに影響を受けている[14]。アメリカでは、フランスのアナール派の影響を受けながらも「新しい社会史」が独自の発展を遂げ、1950-60年代の公民権運動と連動し、アメリカ社会のマイノリティを研究対象として70年代後半に成熟期を迎えていた[15]。

そうした研究の対象となる資料の収集活動が活発化したのもこの時代だったようだ。AA誌では1968年1月号から、マニュスクリプト・コレクションに関する短報(News Notes欄の一部として)の掲載が始まった。これは全米で急増中の労働、都市問題、地域、人種、女性などをテーマとする専門アーカイブズ機関の情報交換を目的としたもので[16]、機関設立や人事に関する情報のほか、全米各地の機関のアーカイブズ受け入れに関する情報が1980年まで毎号多数掲載されている。

また、そうした専門アーカイブズ機関の収集活動には、1950年からの国民の中流化を背景とする高等教育機関の増加、そして60-70年代にピークに達した大学の大衆化も影響を与えていた[17]。急増する大学・大学院では研究・教育の内容が多様化し、新しい専門分野に優秀な教員・学生を呼び込むとともに、彼らの研究・教育活動を支援するための学術資源が必要とされた。その結果、大学図書館の専門コレクションや大学内のアーカイブズ機関が、多様な資料を積極的に収集することになったのである[18]。

3-2：専門職集団としてのSAA

一方、前節で示した専門アーカイブズ機関の増加は、大学に勤務するアーキビ

ストを増加させ、それによりSAAの会員構成に変化が生じ、公文書館職員から大学等研究機関勤務のアーキビストへと比重が移動した[19]。またSAA設立(1936年)前後にアーキビストとなって専門職草創期を支えた世代が現役を退く時期を迎え、世代交代も進みつつあった[20]。しかもこの時期SAAに加わった若手の多くは、戦後の繁栄期に中流家庭の伝統的価値観の中で育てられながら、50年代には公民権運動、60年代には学生の抗議行動とベトナム戦争を経験し、そうした価値観を疑うことになった世代に属していた。彼らは「ナパーム、キャンパスでの暴動、対人兵器の記憶」や生き残ったことへの罪悪感を共有し、親や教師の示す道を歩めば幸福に生きられると信じられなくなった若者たちだったのである[21]。このように専門職内部でも、「まんなか」(例えばベテラン、官僚機構の中で組織文書を扱うアーキビスト)と「縁」(例えば若手、リベラルな研究・教育環境で収集資料を扱うアーキビスト)との関係は変わりつつあった。その一方でアーキビストの社会的認知は依然として低く、専門職全体としては社会の「縁」に位置していた[22]。

こうした動向をとらえたSAA会長のハーマン・カーンは1970年8月、1970年代のための委員会(Committee for the 1970's)を設置する。この委員会はフィリップ・P・メイソンを委員長として1972年まで活動し、SAAの現状と会員ニーズを分析し、SAAがより民主的、応答的かつ重要な組織となるための提言を報告書にまとめた[23]。

1970年度大会では、公民権運動やベトナム反戦運動に積極的に関与した歴史家のハワード・ジンが報告を行う。ジンは、専門性は強力な社会的統制(social control)の一形式[24]であり、アーキビストの中立性はまやかし(fake)だと言いつつ(p.123)。アメリカにおいて保存される記録資料とその利用可能性は「多くの場合富と権力の配分により決定」(p.123)されており、アーキビストは業界で主流とされる考え方に受動的に従い、「中立的」に仕事をすることで、「重要人物、権力者、軍事・政治・経済界のリーダーたちを賛美し、社会に生きるふつうの人々の生活を暗がりに放置」する、アーカイブズの偏見(archival bias)の維持に加担してしまうことになる。だからこそ「我々が自らの受動性から自らを引き離し、我々の専門職としての生き方を自らの人間性と統合すること」が必要であるとジンは訴えた。そして、「ふつうの人々の生活や欲求や必要に関する、全く新しい文書資料の世界を構築」すべく努力し、「真の民主主義」の実現のために役割を果たそうと呼びかけたのである(pp.129-130)。

こうしたジンの言葉に動かされた十数名のアーキビストが、1971年大会を前にArchivists for Change(ACT)を結成する。彼らは「SAAの民主化、既存の路線に代わる立場の提示、新しいプログラムの立ち上げ、そして私たちの仕事を、それぞれのコミュニティで実現しようとしている社会変革につなげることを目指し、1970年代のための委員会の活動を積極的に支援した[25]。また大会では、都市の歴史を専門とするサム・バス・ワーナーが、「我々の仕事はあら

19 — Frank B. Evans and Robert M. Warner, 'Americian Archivists and Their Society: A Composite View', *AA*, vol.34, no.2, April 1971, p.162 掲載のTable 1によれば、1970年のSAA会員アンケート回答者423名のうち大学勤務141名、連邦+州政府149名ではほぼ均衡。

20 — Philip P. Mason, 'Archives in the Seventies: Promises and Fulfillment', *AA*, vol.44, no.3, Summer 1981, p.199.

21 — Andrea Hinding, 'The Third Generation: War, Choice and Chance', in: Herman Kahn, Frank B. Evans, and Andrea Hinding, 'Documenting American Cultures Through Three Generations: Change and Continuity', *AA*, vol.38, no.2, April 1975, pp.156-157.

22 — 例えば前掲20, Mason(1981), p.201およびp.205.

23 — Philip P. Mason, 'The Society of American Archivists in the Seventies: Report of the Committee for the 1970's', *AA*, vol.35, no.2, (April 1972), p.193.

24 — Howard Zinn, 'Secrecy, Archives, and the Public Interst', in: Howard Zinn, *Howard Zinn on History*. New York: Seven Stories Press, 2011, pp.117.

25 — PDF化され、Progressive Archivistのサイトに掲載されている"Archivists for Change" (<http://www.lib.org/progarchs/pdf/ACT.pdf>)によれば、最初の会合に出席したのは16名だったという。

26— Sam Bass Warner, 'The Shame of the Cities: Public Records of the Metropolis', *Midwestern Archivist*, vol.2, no.2, 1977, p.29. <http://digital.library.wisc.edu/1793/45940>

27— F. Gerald Ham, 'Report of the Secretary, 1970-71', *AA*, vol.35, no.1, January 1972, p.111

28— 前掲注23, Mason(1972), p.205.

29— Lester J. Cappon, 'The Archivist as Collector', *AA*, vol.39, no.4, October 1976, p.430.

30— David J. Delgado, 'The 34th Annual Meeting of the Society of American Archivists', *AA*, vol.24, no.1, January 1971, pp.43-45.

31— Patrick M. Quinn, 'Archivists and Historians: The Times They Are A-Changin'', *Midwestern Archivist*, vol.II, no.2, 1977, p.12. <http://digital.library.wisc.edu/1793/44116>

32— 前掲注21, Kahn et al.(1975), Editor's Note, p.147.

ゆる人が自分の役に立つような知的な歴史をつくる手助けをすることであり、人間として可能な限りにおいて、アメリカ史における古典的な主題を放棄し、我々自身の時代の主たる問題に対する歴史的説明の探求に向かわなければならない」[26]と語った。

現代社会とそこに生きる人々の思いと行動をドキュメントするために、そしてよりよい社会を創るためにアーキビストが積極的な役割を果たすこと、つまりアーキビスト自身が activist=運動家になることを2人の歴史家がアーキビストに訴えたこの時期、ハムはSAAの事務局長を務めており(1968年-1971年)、上記1970年代のための委員会の職権上のメンバーでもあった。当時実施した会員アンケートの結果を報告するにあたり、会員が現代の社会問題に全く無関心であることを嘆いていた[27]ハムは1974年、一アーキビストとしてではなく、SAA会長としての立場で2人の歴史家の問いかけに答えた。しかも年次大会恒例の会長演説という大舞台で、専門職の「まんなか」に安住することをやめ、その「縁」に立とうと同僚たちに語りかけたのである。こうしたハムの態度は、人種差別や雇用の平等といった同時代の諸問題に対して、それがどれほどの議論を巻き起こそうとも、公式な態度表明を行う「倫理的責任」をSAAは負う、とした70年代のための委員会報告書の文言[28]とも呼応していた。

4 — 「挑発的なメタファー (a provocative metaphor)」[29]

4-1: 共感と懸念

参加登録者が511名に達した1970年度大会で、ジン報告を含むセッション「アーキビストとニュー・レフト」は300人を超える参加者を集めた。ジンの報告後、ウェイン州立大学のフィリップ・P・メイソンが、「多くのプログラムや機関が、抗議運動や改革運動の指導者やグループのドキュメンテーションを積極的に集めている」ことを指摘し、ウィスコンシン州歴史協会のパトリック・M・クインは学生運動家としての経験からジンの見解を支持した[30]。ジンの主張は「比較的少数の、主として若手のアーキビストには熱狂的に受け入れられ、彼らがその後、アーカイブズ専門職に対するジンの批判の正しさを同僚たちに認めさせるよう努めた」[31]とクインは後年、述べている。そして4年後、ハムの演説は満場の喝采を浴びた。

一方で、彼らの発言に対する懸念を表明した者たちもいた。例えば1974年大会2日目の全体会議で、1930年代、50年代、60年代にアーキビストとなった3世代から1名ずつが、「社会と文化における人間性をドキュメントするためのプロセスと可能性」について報告した際[32]、第2世代を代表して演台上に立ったフラン

ク・B・エヴァンズがその一人である。彼はジンの言う運動家=アーキビストが母組織の記録には無関心であったり、収集したアーカイブズをマニュスクリプトのように扱ってしまっている場合があると指摘し、ヒラリー・ジェンキンソンを引用しつつ、運動家になることで専門職が伝統的に保ってきた中立の立場を捨てることになってもよいのかという疑問を投げかけた[33]。またSAA創設メンバーでもあるレスター・J・カッポンは1976年の論文で、ハムの“Archival Edge”は「挑発的なメタファー」ではあるが、それは「いったいどこにあるのか」と切り返した[34]。そしてハムの主張は目新しいものではなく、多くのアーキビストが考え、取り組んできたことであり、ある種の記録に対しては思い切った選別が必要である一方で、ある種の資料が稀少なものになってしまうのは、時代を問わずアーキビストが直面するジレンマであると指摘したうえで、積極的収集努力に伴うアーキビストの主観的判断が歴史家のそれに優先してしまうことへの危惧を表明した(p.430)。この2人は明らかに記録保管者としての中立性、業務の副産物として生まれる記録の無垢(innocence)に不変の価値を見るジェンキンソンの信念を共有している。そうした彼らにしてみれば、ジンやハムの発言は自らがこれまで築いてきた理論と実務の有効性を否定するものとも聞えかねない[35]ことを考えると、彼らの反応も理解できる。ただ、この2名がともに50年代までにアーキビストとなったベテラン世代に属しているからといって、ジンやハムの議論に対する温度差を世代間の相違に帰することもまた、過剰な単純化として避けられるべきであろう。

4-2:「どうしてこれほど下手くそに」

3-1で触れた通り、AA誌News Notesのマニュスクリプト・コレクション欄には、12年間にわたり全米の様々な機関にどのような資料が受け入れられたかが報じられている。日本でもよく知られている運動体のもも多く、例えば1970年1月号(vol.33, no.1)は、テンプル大学都市アーカイブズセンターが開館し、フィラデルフィア自由人権協会や、全米黒人地位向上協会(NAACP)フィラデルフィア支部などのアーカイブズを公開したと伝えている(p.147)。1977年1月号(vol.40, no.1)には、ニューヨーク大学のタミメント図書館がアメリカ左翼のオーラル・ヒストリー・プロジェクトに着手し(p.131)、プリンストン大学がコモン・コースにより「同団体のアーカイブズ収蔵機関に選ばれた」ことなどが報じられており(p.132)、運動体が自らの記録を大学内の機関へ継続的に移管することは、すでに通常の実務であることが伺える。また1978年1月号(vol.41, no.1)は、消費者連合(Consumers Union)の公式リポトリである消費者運動研究センターが全米人文科学基金(NEH)の助成金を得たと伝えている(p.86)。どんなアーカイブズ機関でも支援を受けられる連邦レベルの助成金プログラム(NEHのほか、国立歴史的出版物・記録委員会(NHPRC)なども)が、運動記録保存の営みをも下支えていたのだ[36]。

33 — Frank B. Evans, 'The Second Generation: The Teachers and the Taught', 同上, pp.152-153.

34 — 前掲注29, Cappon(1976), p.431.

35 — 前掲注11, Cox(2005), p.105.

36 — 他にも1977年にはYWCAの理事会が、アーカイブズの編成・記述のための助成をNEHから('News Notes', AA, vol.40, no.2, April 1977, p.267)、ミネソタ大学移民史研究センターが、International Institute 運動資料の収集・保存活動に対する助成をNHPRCから受けている('News Notes', AA, vol.40, no.4, October 1977, p.486)。

37 — Eva S. Moseley, 'Sources for the "New Women's History"', *AA*, vol. 43, no. 2, Spring 1980, p. 183.

38 — Linda J. Henry, 'Collecting Policies of Special-Subject Repositories', *AA*, vol. 43, no. 1, Winter 1980, p. 59.

39 — 前掲注15, Miller (1981), p. 117.

40 — Dominique Daniel, 'Documenting the Immigrant and Ethnic Experience in American Archives', *AA*, vol. 73, Spring/Summer 2010, p. 91.

41 — Rabia Gibbs, 'The Heart of the Matter: The Development of History of African American Archives', *AA*, vol. 75, Spring/Summer 2012, p. 200.

もちろんこうした全てがジンやハムの演説で始まったわけではないが、70年代以降の社会運動やマイノリティの記録に関する議論で頻繁に参照されるのは彼らの演説である。よく見られるのは(皮肉なことに)彼らの議論が有効であり続けているとの指摘だ。例えば女性運動に関し、運動に参加する余裕がある中流以上の女性と著名な運動に収集対象が限られていること[37]、ジェンダーやエスニシティに特化した専門アーカイブズ機関でも、所蔵資料が著名人のものに偏っていること[38]、組織化された活動への注目自体が、ふつうの人の歴史を研究する社会史家にとってはバイアスであること[39]、などの指摘である。そうした指摘が正しいとすれば、この間の努力はたんにアーキビストの目線で「縁」を設定し直したに過ぎなかったことになるだろう。

現在もハムの議論は基本的に有効とされている。しかし例えばドミニク・ダニエルはエスニック・アーカイブズに関する論文[40]で、記録が社会の事象を映し出すこと(representativeness)は実現不可能であり(p.91)、コミュニティが自らを理解する様式こそが重要で(p.98)、エスニシティを収集対象たる「主題」ではなく記録の「出所」ととらえるべきと論じた(p.95)。またラビア・ギブスは黒人解放運動のドキュメンテーションに関する論文[41]で、マイノリティ集団の内部にも圧殺された声、消された記憶があることを指摘(p.200)、「多様なグループ内部の多様性をよく見極め、対象とするコミュニティの内部に存在するあらゆる視点を織り込めるよう、私たちの目標を設定し直さなければならない」(p.204)と主張し、「縁」と「まんなか」は記録作成者たちの内部にも存在することを示した。これらの論考から見えてくるのは、“Archival Edge”の問題提起から約40年たった今、ハムの議論を下敷きとしつつも、ある集団の記録をアーキビストの収集活動の単なる客体と見るのとは異なる、より参加的かつ精緻な議論が始まっているということである。アーキビストはまだまだ「下手くそ」な仕事をしているのであり、それを修正する努力もまた、続いているのだ。

5 — おわりに

本稿では、AA誌掲載論文・記事を主たる題材とし、1974年の“Archival Edge”演説を検討の軸としたため、時代としては1970年代以降の議論に重点が置かれることになった。それにより設定される二重の限界のなかで、当面の結論として言えることは以下の通りである。

まず、アメリカで現代の社会運動記録が一定量残された背景には、70年代初頭アメリカの社会的状況(例えば公民権運動やベトナム戦争などがもたらした大きな社会変動、高等教育機関の急増と科目の多様化によるアーカイブズ機関の増加と収集対象の変化)に加え、アーキビスト集団の世代交代やメンバー構成の変化、政治や社会に

対する意識の変化などの要因が複雑に絡み合う状況があったことである。アメリカの同僚たちはそうしたなかで収集範囲の「縁」を内部から押し広げ、多様な記録を多様な機関に取り込んできたが、それとともに新しい要求や課題にも直面することになった。

また、アメリカ社会やSAA自体が変化を遂げていた時代のSAA会長として、ハムはアーキビストが専門職として進むべき方向を明示する必要があった。多くの問題を抱える社会に生きる人々の役に立つ存在になろうというメッセージと、社会問題の内部に身を置き、既成概念を疑いつつ「縁に立つ」アーキビストのイメージが、同時代のアーキビストたちの政治意識や社会状況に対する危機感にアピールしたのである[42]。私たちは印刷された“Archival Edge”を読むことしかできないが、それが演説として肉体と声を通じて伝えられ、聴衆を挑発したということ忘れてはならないだろう。少なくとも一部のアーキビストたちは、ジンやハムの問いかけに答え、「『規範』への抵抗”(“rebellion against the *norm*”)[43]を試みた。ここからは筆者の推測になるが、社会運動の記録を収集対象としながら、その運動が対象とする社会問題に無関心であり続けることは難しい。運動記録に向き合うアメリカのアーキビストたちは、社会の中で運動する人々の姿を自らに差し出された鏡とし、彼ら自身も「社会をドキュメントする」という運動をしていたのではないか。そしてアメリカのアーカイブズ機関に収蔵された社会運動記録は彼らの運動の成果でもあり、その蓄積が現代のより精緻な考察を可能にしているのではないだろうか。

AA誌に見る、アメリカの同僚たちが経験から引き出した数々の論点——例えば専門性と権力、社会をドキュメントする努力に伴うジレンマ、そして記録作成者たちの内部にも存在する記憶と忘却の政治など——を参照することは、日本のアーキビストが日本の状況に合った運動記録保存のあり方につき、より実のある議論をするための一助となるはずだ。そして、今こそそうした議論がなされる必要がある。アーカイブズが人々のものであるなら、「『無名』の人々がこれからも携わるであろう数々の『運動』『活動』の貴重な前例、学ぶべき経験の宝庫として大切な意味を持つ」[44]運動記録は、その必須の一部をなすはずだからである。

末筆になるが、今回の検討を通して、各国の主要なアーカイブズ専門誌のみを検討対象としても(その限界を意識している限りにおいて)、社会運動記録をめぐる状況、取り組み、そして議論の輪郭をつかむことは可能なのではないかと思うに至った。今後トータル・アーカイブズのカナダや、アーカイブズと社会運動がともに長い伝統を有するヨーロッパ各国などを対象として同様の検討を試みることで、研究の方法論についてさらに模索するとともに、日本での議論の一助となるような論点や知見を抽出し、日本も含めた何らかの国際比較を可能とするための努力を続けたい。

42 — Brien Brothman, 'The Society of American Archivists at Seventy-Five: Contexts of Continuity and Crisis, A Personal Reflection', *AA*, vol.74, Fall/Winter 2011, pp.420-423 は、この流れが「社会正義実現の道具としてのアーカイブズ」という議論につながると指摘している。

43 — 前掲注24, Zinn(2011), p.122. ここでは *norm* に「規範」と単純な訳語をあてたが、前後を総合的に解釈すると「一般にそれが普通とされている典型的な考え方ややり方」といった意味であり、それに唯々諾々と従ってしまうことをジンは批判していると考える。

44 — 道場親信「市民・住民運動資料論の展望と課題」、前掲注7、「1970年代の…」, p.12.

画家とアーカイブズの関係についての 覚え書き

パウル・クレーを事例として

A Note of the Relationship between Artist and Archives: In the Case of Paul Klee

渡邊美喜 | Miki Watanabe

| アート・アーカイブズ | 個人アーカイブズ | パウル・クレー | パウル・クレー・センター |
Art Archives / Personal Archives / Paul Klee / Zentrum Paul Klee, Bern

アートに関わるアーカイブズと一口に言っても、その範囲は広汎である。本稿では、一人の画家とその人物に関わるアーカイブズを考察することによって、アート・アーカイブズの一例を提示した。まず、アートの世界ではアーカイブズがいかに認識されているかを専門事典『マクミラン社 グローヴ世界美術大事典』(*The Grove Dictionary of Art*)に見る。そして具体的事例としてパウル・クレー(1879-1940)を取り上げ、彼にまつわるアーカイブズとは何かを考える。その際、アーカイブズの2つの面、すなわち資料群とそうした資料を管理する組織の両者を切り離して整理する。さらに、パウル・クレーのアーカイブズを先に挙げた文献に示されるアート・アーカイブズの類型と照らし合わせる。パウル・クレーに関わるアーカイブズ組織は、現在設立されて半世紀以上経つ。その蓄積をも含んだものが今日、パウル・クレーに関わるアーカイブズ資料と見なされる。

The idea of art archives is too broad to understand. This paper will discuss the archives of Paul Klee (1879-1940) as an example of art archives. First, based on the categories of art archives as outlined by *The Grove Dictionary of Art*, the details of Klee's archival objects and the institution holding them will be mentioned. The Zentrum Paul Klee in Bern, Switzerland, has studied Klee for a while, and holds works of art as well as Klee's archival objects. Through accumulations of its predecessor, the Zentrum Paul Klee has become the center of Klee study, and, furthermore, has enriched the archives of the artist himself.

1 — はじめに

アートに関わるアーカイブズと一口に言っても、その範囲は広汎である。本稿では、一人の画家とその人物に関わるアーカイブズを考察することによって、アート・アーカイブズの一例を提示する。

まず、アートの世界ではアーカイブズがいかに認識されているかを専門事典に見る。そして具体的事例としてパウル・クレー (Paul Klee, 1879-1940) を取り上げ、彼にまつわるアーカイブズとは何かを考える。その際、アーカイブズの2つの面、すなわち資料群とそうした資料を管理する組織の両者を切り離して整理する。さらに、パウル・クレーのアーカイブズを先に挙げた事典に示されるアート・アーカイブズの類型と照らし合わせる。このように検証を重ねることによって、個人に関わるアート・アーカイブズの具体的な像と、それを管理する組織に求められる役割は何であるのかを考察する。

なお、アート(Art)の訳語としては、芸術、美術などがあり、芸術は美術の上位概念となる。慣用的に Art を美術と表す場面もあるが、本稿での Art は美術だけにとどまらず、建築をも視野に入れた領域を意図し、これを「アート」と呼ぶ。しかしながら、Art を芸術と解した場合、そこには音楽、文学、映画、演劇、舞踊なども含まれよう。こうした領域にも、以下に登場するアート・アーカイブズの類型は援用できるのかもしれないが、本稿では考慮の対象外とする。また断りのない限り、本文中で「クレー」と記した場合は、パウル・クレーを指すものとする。

2 — アート界におけるアーカイブズの認識とアート・アーカイブズの類型

はじめに、アートの世界におけるアーカイブズの認識を確認する。そこで用いるのは、アートの専門事典にあるアーカイブズの定義である。

グローヴ・アート・オンライン(以下 GAO と表記する)は、オックスフォード大学出版局によるオックスフォード・アート・オンラインで提供され^[1]、その母体の一つとなっているのが『マクミラン社グローヴ世界美術大事典』(*The Grove Dictionary of Art*)である^[2]。これは定評のある参考図書であり、冊子体としては34巻から成る。1996年に刊行され、その見出し語は45,000以上にも及び、日本からも多くが執筆に参加している。

その項目の一つに、「アーカイブズ(Archives)」がある^[3]。冒頭、GAOではアーカイブズをオリジナルの記録のコレクションであると定義する。そしてアート・アーカイブズとはアートに関わる多様な所蔵機関と刊行物に及ぶものとし、以下の6つの類型に分ける。

1 — Oxford University Press. "About Grove Art Online", Oxford Art Online. <http://www.oxfordartonline.com/public/book/oaogao> (入手2012年9月30日)

2 — Jane Turner ed., *The Dictionary of Art*, Macmillan; Grove's Dictionaries, 1996, 34 vols. 邦題は同書が刊行された時、日本で編集された解説書(松永尚子編『The Dictionary of Art: マクミラン社グローヴ世界美術大事典スタンディガイド』、ネイチャー・ジャパン株式会社: マクミラン社グローヴ世界美術大事典日本事務所、1996)に基づく。

3 — Oxford University Press. "Archives", Oxford Art Online (入手2012年9月30日)。ただし閲覧できるのは、購読者のみである。冊子体では、Antje B. Lemke; Deirdre C. Stam, "Archives". *The Dictionary of Art*, vol. 2. Jane Turner ed., Macmillan, Grove's Dictionaries, 1996, pp. 363-372. この一項目は刊行に先立ち、日本語訳が雑誌に掲載された(アントジェ B. レムケ: デェアドレ C. スタム「アート・アーカイブズ」、水谷長志: 中村節子訳「アートドキュメンテーション研究」4号、1995年、47-68頁)。さらには、『情報管理』(39巻2号、1996年、101-123頁)に転載される。ただし、訳者が執筆者から提供された英文と冊子体、あるいは現在グローヴ・アート・オンラインでの記載には、表現の差異があるように推測される。そこで本稿は、翻訳版を参照しながらも、オンライン版を底本とした。

4 — 注3で示したオンライン版と冊子体での類型の説明文の対比による。

5 — 寺門臨太郎編「展覧会歴(日本国内)」、「パウル・クレーの芸術」、愛知県美術館・山口県立美術館編、愛知県美術館・中日新聞社、1993年、347-348頁

6 — 「パウル・クレー おわらないアトリエ」展(会場:京都市立近代美術館、会期:2011年3月12日-5月15日;会場:東京国立近代美術館、会期:2011年5月31日-7月31日)。2会場共通の協力団体に、パウル・クレー・センター(ベルン)がある。展覧会の新聞評では、「やや玄人好みの構成だが、画家の行為の謎解きに参加するような面白さは堪能できる」と記された(岸桂子「展覧会パウル・クレー おわらないアトリエ 思索の跡たどる構成」、『毎日新聞夕刊』、2011年7月19日、4頁)。この展覧会は絵画作品、アトリエ写真、カタログ・レゾネなど、クレーとそのアーカイブズ資料について示唆に富む。

- 1. アートに関わる個人と組織についてのオリジナルの記録をもつアーカイブズ
- 2. オリジナルのアート作品のコレクション
- 3. 参照や教育を主たる目的として収集されたアート作品の写真、版画、マイクロフィルムのコレクション
- 4. あらゆる種類の視覚的な画像による商業的なアーカイブズ
- 5. 芸術家や建築家によるオリジナルの文書や素描、そして絶版となった挿絵本を公刊したコレクション
- 6. 誌名に「アーカイブズ」をもつ雑誌

事典が刊行されたのが1990年代半ばのことであり、上記の類型にはデジタル媒体によるものへの目配りはない。項目によってはGAOのオンライン版の内容が更新され、冊子体とは記述が異なることもある。しかしながらこの項においては、冊子体とインターネットでの公開版との差異はない[4]。恐らく現時点でアート・アーカイブズを考えるならば、デジタルを媒体とするものは必ずや言及されることだろう。しかしながら本稿では、1990年代に書かれたアート・アーカイブズの類型は今日にも通用するものと見なし、GAOに表れる6つの類型そのままを用いる。

3 — パウル・クレーの生涯

ではアート・アーカイブズの一例として、パウル・クレーにまつわるアーカイブズを検証する。はじめにクレーとはどういう人物であったのか、その生涯を追う。

パウル・クレーは1879年、スイスのベルン近郊のミュンヘンブーフゼーに生まれた。3歳違いの姉がおり、ドイツ人である父は音楽教師、スイス人の母はオペラ歌手という音楽一家のもとで育つ。クレー自身も音楽の才をもち、バイオリンを習い、わずか10歳にしてベルン市の管弦楽団の非常勤団員となる。一方、描く才能も発揮し、画家を志して1898年にミュンヘンに旅立つ。私生活でのクレーは、1906年にピアニストであったリリー・シュトゥンプフと結婚、以後、生活の拠点をドイツに置く。30歳の時には初めてとなる個展をベルンで開催するが、画家としては不遇の生活を送る。収入は妻のピアノ教授に頼り、主夫となって結婚の翌年に誕生した一人息子フェリックスの子育てを行う。1914年にアウグスト・マッケらとともにチュニジアを旅したことが、その色彩表現に大きな影響を及ぼす。

転機となったのは、バウハウスへの招聘である。バウハウスとは、近代のデザインと建築に大きな影響を及ぼしたドイツ国立の総合造形学校であり、1919年に開校した。クレーは1921年より10年間教壇に立ち、1931年にバウハウスを辞職、同年デュッセルドルフ美術アカデミーへと転出した。ナチスがドイツの政権を掌握した1933年、クレーは生地ベルンへと逃れる。ドイツ国内では、1937

年の「頽廃美術展」にその作が展示され、公立美術館に所蔵される100点余りがナチス政府により押収された。

晩年、クレーは病に苦しみなながらも、最後まで旺盛な制作活動を行う。そして1940年、スイス南部の療養所で死去する。かねてから申請していたスイスの市民権が得られたのは、没後一週間足らずのことであった。1940年という年はクレー家にとって、悲しみと喜びの一年となる。1月、画家の父が91歳で大往生をとり、6月に画家が60歳で死去した。そして年末には画家にとっての初孫が誕生し、その顔を見ることはできなかった。

クレー作品が日本で公開されたのは、クレー存命中の1920年代にさかのぼる[5]。個展は1958年にブリヂストン美術館で初めて開催されて以来、その規模は大小さまざまであるが何度となく行われ、日本での人気も高い。近年では2011年に、「パウル・クレー おわらないアトリエ」展が開かれている[6]。

以降、パウル・クレーのアーカイブズを具体的に検討する。アーカイブズは、資料群、あるいはそれを管理する組織など、いくつかの語義をもつ。そこで、まず資料群としてのアーカイブズを整理し、組織としてのアーカイブズを次に見る。

4 — 資料群としてのアーカイブズ

クレーは画家でありながら、ものを書くことにも熱心であった。著作を「クレーが何らかの形で書き残したもの」と位置づけた著作解題では、日記、手紙、出版物、講義録、詩、草稿の6つに分類している[7]。以下、解題での分類にいう日記、手紙、講義録、さらにはGAOに言及されるアート・アーカイブズの類型をも考慮に入れて、クレーに関わる資料群としてのアーカイブズを考える。

日記は、4冊のノートが残る[8]。1898年から1918年に渡って、断続的につけられていたものである。およそ20年間のことであり、クレーの全生涯に及ぶものではない。その日記で特徴的であるのが、区切りごとに番号を付していたことであり、その数は欠落があるものの1,134に達する。筆者自身が日記を編集していた痕跡が見られ、下書きとその清書という複数の版があり、メモ書きが貼付されているところもある。

手紙は、家族のみならず、友人、画商に宛てたもの、さらには事務的なものもある[9]。存在が確認されるものの中では、家族への書簡が圧倒的に多い。家族に宛てた私信のうち、現存する一番古いものは1893年7月、13歳の時のものである。夏休み中、旅先のクレーからその父ハンスへと書かれている。

講義録は、教育者としてのクレーの産物である[10]。前述の通りクレーは1921年からバウハウスで教鞭をとり、担当したのは「基礎的造形論」講座であった。きちんとしたノートの体裁をとっているものは、1921年から23年にかけての1冊に過

7—— 拜戸雅彦編「クレーの著作解題」、前掲5)、320-325頁。これは個々の分類に関して、構成と特徴、出版経緯などを記す。以下本文で触れるアーカイブズ資料については、別に掲げる文献の他、この一文も参考した。

8—— 日記については、パウル・クレー『クレーの日記』、南原実訳、新潮社、1961年、ならびにパウル・クレー『新版 クレーの日記』、W. ケルステン編、高橋文子訳、みすず書房、2009年を参照した。

9—— 手紙については、『クレーの手紙』、南原実訳、新潮社、1989年による。この原本は、Paul Klee; herausgegeben von Felix Klee, *Briefe an die Familie: 1893-1940*, DuMont, 1979. 原題が「家族に宛てた手紙」と記される通り、取められているのは画家の両親、姉、妻、息子とその妻に宛てたもののみである。ただし、邦訳されているのは原本の3分の1程度に過ぎない。

10—— 講義録については、パウル・クレー『造形思考』、土方定一；菊盛英夫；坂崎乙郎訳、新潮社、1973年ならびにパウル・クレー『パウル・クレー手稿 造形理論ノート』、西田秀穂；松崎俊之訳、美術公論社、1988年を参照した。クレーは1925年に *Pädagogisches Skizzenbuch (Bauhausbücher Band 2)*, Albert Langen Verlag. を刊行している(邦訳は、パウル・クレー『教育スケッチブック』、利光功訳、中央公論美術出版、1991年(バウハウス叢書2))。これはクレーの生前、著作としては唯一となる単行書で、副題には「ヴァイマルの国立バウハウスにおける理論の授業についての原案」とある。スケッチブックと題されるように、文字のみならず画家の手によるスケッチがちりばめられ、文章と図、その両者がともに重要である。刊行にあたっては、バウハウスの同僚であったモホイ・ナジラー・スローがレイアウトを行った。

11 — 作品総目録については、フェリックス・クレー「作品総目録」、『パウル・クレー』、矢内原伊作；土肥美夫訳、みすず書房、1962年、201-204頁とChristian Rümelin, 'Notes on the Catalogue raisonné', *Paul Klee catalogue raisonné*, vol. 1. Paul Klee Foundation; Museum of Fine Arts, Bern ed., Thames and Hudson, 1998, pp. 19-32. による。『パウル・クレー』は副題に「遺稿・未発表書簡・写真の資料による画家の生涯と作品」と記される通り、アーカイブズ資料を豊富に用いて、クレーの生涯をたどるものである。

12 — ヴォルフガング・ケルステン「油彩転写素描」、池田祐子訳、『パウル・クレー おわらないアトリエ』、池田祐子；三輪健仁編、日本経済新聞社、2011年、114-121頁。2011年の展覧会ではクレーの作品の成り立ちに着目し、「プロセス1 | 写して/塗って/写して || 油彩転写の作品」「プロセス2 | 切って/回して/貼って || 切断・再構成の作品」「プロセス3 | 切って/分けて/貼って || 切断・分離の作品」などの章が設けられた。この他、画家の創作の過程を知る道具として、写真が取り上げられる。クレーのアトリエを写した写真は、未完成作品の作業風景を示すばかりではなく、そのアトリエの様子はクレー自身が演出したものと指摘される。ヴォルフガング・ケルステン「アトリエ絵画」、池田祐子訳、同前書、36-40頁。ならびに池田祐子「ミュンヘンのアトリエ写真」、同書、76-81頁。を参照。

13 — herausgegeben von Felix Klee, *Tagebücher von Paul Klee*, Verlag M. Dumont Schauberg, 1957. 1961年刊行の邦訳については注8参照。

14 — Paul Klee, *Tagebücher, 1898-1918. Textkritische Neuedition*, herausgegeben von der Paul-Klee-Stiftung, Kunstmuseum Bern, bearbeitet von Wolfgang Kersten, 1988. 2009年刊行の邦訳については注8参照。

ぎないが、この他断片的なメモがおおよそ3,000点残る。

以上の3つが、著作解題の分類に掲げられていたものである。この他にも、クレーに関わるアーカイブズ資料がある。まず自身の作について手控えとなる作品総目録を、1911年からクレーは丹念に付けている[11]。画家は年ごとに通し番号を付け、作品の題名と大よその技法を記す。作品総目録ではあるが、画家自身が登録するに値すると認めた作品のみを記載するという方針をもつ。そのため、作品すべてが必ずしも記載されるわけではなく、習作や若年期の作などはその意思により除外されることもある。作品総目録に登録される作が8,918点あるほか、息子フェリックスの集計によると、クレーが記さなかった作が228点ある。目録の最初に掲げられているのは、1883年の5歳にもならない時の作とされ、5点ある。作品総目録は全部で12冊あり、最初期の1冊は1883年から1918年を対象としている。第一次世界大戦の戦禍により失われることを恐れて、クレーはこれの複写版を作成させた。しかしながら、その複写版は1917年までを範囲としており、完全なる複製物とはなっていない。

またクレーの場合、その絵画作品もアーカイブズ資料と見なすことができる。1916年から3年間の従軍期間の中で、クレーは航空学校での作業に従事した。そこで型紙を用いた軍用機の塗装転写技術を学び、後年それを応用した油彩転写という新たな技法による作品を作る[12]。さらにはある作品を元に、それを切り、向きを変え、そして組み合わせ、貼るなどして、クレー自身による再構成の作業を経た作品を生み出す。こうした作品を詳細に検証することにより、画家の創作の痕跡を見取ることができる。

これまで見てきたクレーのアーカイブズ資料の多くは公刊され、日本語への翻訳も多い(表参照)。なかでも日記と講義録は、編者が異なるものが複数刊行される。

日記の場合1957年に、息子フェリックスが編集したものが刊行された[13]。編者あとがきでフェリックスは、出版をもちかけられたのが1955年であると記す。刊行までに2年を要したが、クレー没後、まだ20年たらずという時期である。そこで日記そのものでは名が記されているにも関わらず、存命の知人に配慮して頭文字だけにして表、名前が伏せられるところがあった。また、編集最中に発見された日記のメモ書を該当する年代のところに挿入する。こうした編集上の改変が示されないままに出版されたため、学術的研究の妨げとなると批判がなされるようになる。そこで1988年にパウル・クレー財団が編集を担った新版が成る[14]。4冊のノートに記された日記がそのまま書き起こされ、その時々で異なるインクの色にも言及される。クレー自身が省略していない限り、人名も明らかにされた。さらには同一のノートの中で順を追わずに書き継がれていた時期もある、クレーによる日記の成立研究への底本ともなるように企画された。

日記よりも複雑な経緯をたどるのが講義録である。クレーの死後、未亡人リリーとともに画家ユルク・シュピラーが遺稿の整理を行った。彼の手により1956年に

刊行されたもの[15]は、シュピラーの理解に基づき断片的なメモ類ばかりでなく、ノートをも解体するようにして再構成されたものであった。そのためクレー自身の思考の発展のさまを無視したものとして批判を受けた。次に1970年に出たものも同じくシュピラーを編者とはしているが、その恣意的な解釈は少なくなったと評価される[16]。さらにはクレー生誕100年を機として、1979年に編者をパウル・クレー財団とするファクシミリ版が出版された[17]。冒頭、「造形的形態理論のために」と講義題目が記されたノート1冊が、画家による文章と図との有機的な関係そのままに忠実に再現されている。ノートの大半は、1921年から22年にかけて行われた冬学期の9回の講義が占める。つづけて1922年夏学期の講義のための補充メモ、さらには22年から23年にかけての冬学期の講義が記されている。

また、アーカイブズ資料そのものを公刊したものではないが、それを基盤として生まれたのがカタログ・レゾネである。このレゾネはパウル・クレー財団の編集による9巻本であり、刊行は1998年より世紀をまたいだ大プロジェクトとなった[18]。上述の通りクレー自作の作品総目録では8,918点を数えているが、カタログ・レゾネにおいては9,418点とされる[19]。両者の数字を単純に比較するならば、レゾネに掲載される作品のうち、自作の目録にも登録されていたのは95パーセントにのぼる。この高い割合は、画家自身が包括的な作品総目録を作成していたことの証拠といえよう。

カタログ・レゾネで、個々の作品について掲載される事項は以下の通りである。

- カタログ番号
- タイトル(主要タイトル、英文タイトル、異名)
- 制作年
- 作品番号
- 自作の作品総目録にある技法ノート
- 技法(メディア、支持体、装丁の状況)
- 寸法
- 署名
- 画家とその妻による書き込み
- 状態
- 来歴
- 所蔵先
- 画家自身による作品への言及
- 参考文献
- 展覧会歴
- オークション記録
- 参照

15 — Paul Klee, *Das bildnerische Denken*, Benno Schwabe & Co. Verlag, 1956. 1973年刊行の邦訳については注10参照。

16 — Paul Klee, *Unendliche Naturgeschichte*, Schwabe & Co. Verlag, 1970. 邦訳は「パウル・クレー：無限の造形」、南原実訳、新潮社、1981年。

17 — Paul Klee, *Beiträge zur bildnerischen Formlehre. Faksimilierte des Originalmanuskripts und Transkription von Jürgen Glaesemar*, Schwabe & Co. Ltd., 1979. 1988年刊行の邦訳については注10参照。

18 — ドイツ語版と英語版の2種が同時に刊行される。目録などレゾネの主要な部分はドイツ語によって表記され、これは英語版も同様である。英語版は、序文やカタログ・レゾネに関する断り書き、用語集などが英文である。本稿では英語版を参照した。Paul Klee Foundation; Museum of Fine Arts, Bern ed., *Paul Klee catalogue raisonné*, Thames and Hudson, 1998-2004, 9 vols. 以下、カタログ・レゾネについては、主として第1巻を参照した。

19 — カタログ・レゾネ全9巻において連番により登録される作品数による。2004年に刊行された最終巻である9巻には、その巻末に補遺としてこれまでの8巻にある修整や新規発見された作などの追加分がある。本文ではそれらを考慮の対象とはしていない。

表——バウル・クレーの生涯とそのアーカイブズについての関連年表

	その生涯	家族の動き	アーカイブズ 資料の刊行(ドイツ語)	アーカイブズ 資料の邦訳刊行	アーカイブズ 組織の動き
1879年	12月18日、スイス・ベルン近郊の ミュンヘンブーフゼーに誕生				
1883年	自作の作品総目録で No.1と記される作品を制作				
1898年	4月より日記を付ける (第1の日記) 画家を志しミュンヘンの画塾に通う				
1901年	10月より翌年にかけて、イタリアに滞在 日記を付ける (第2の日記:10月から翌年5月まで)				
1902年	5月、ベルンに戻る 日記を付ける (第3の日記:6月から1916年3月まで)				
1906年	リリー・シュトゥンプフと結婚 ミュンヘンに移住				
1907年		長男フェリックス誕生			
1911年	作品総目録の作成を始める				
1912年	カンデンスキー、 マルクらの結成した 「青騎士」に参加				
1914年	チュニジアに旅行 第一次世界大戦勃発				
1916年	3月、ドイツ軍に徴兵される 日記を付ける (第4の日記:1916年3月から1918年末まで)				
1919年	兵役解除				
1921年	前年に招かれた ヴァイマル国立バウハウスで、 「基礎的造形論」講座を 受け持つ	母イダ死去			
1925年	ヴァイマル国立バウハウスの閉校により、 デッサウに移る 「バウハウス叢書2」として 『教育スケッチブック』刊行				
1931年	バウハウスを辞任 デュッセルドルフ美術アカデミーで 教授する				
1932年		フェリックス、 エフロシナ・グレジョウワと 結婚			
1933年	スイスに亡命				
1940年	6月29日、スイス南部 ロカルノ＝ムラルトの療養所で死去 7月、スイス市民権が与えられる	父ハンス死去 孫アレクサンダー (愛称アリオンジャ)誕生			
1946年		妻リリー死去			クレー協会設立
1947年					バウル・クレー財団設立
1948年		フェリックス一家、 スイスに帰国			バウル・クレー財団、 ベルン美術館内に 置かれる
1952年					フェリックスが ⁴ バウル・クレーの 著作相続権を 主張した裁判の結果、 クレー協会解散

その生涯	家族の動き	アーカイブズ資料の刊行(ドイツ語)	アーカイブズ資料の邦訳刊行	アーカイブズ組織の動き
1956年		ユルク・シュビラー編集による講義録 A1 [注15]		
1957年		フェリックス編集による日記 B1 [注13]		
1960年		フェリックス編集による『クレール詩集』I フェリックス・クレール著 『パウルクレー』II		
1961年			1957年版に基づく日記 B1 [注8]	
1962年			フェリックス・クレール著 『パウルクレー』 [注11] (1960年刊の邦訳)	
1963年	フェリックス、 パウルクレー財団理事長に就任 (1990年まで)			
1970年		シュビラー編集による講義録 A2 [注16]		
1973年			1956年版に基づく講義録 A1 [注10]	
1977年	エフロシナ死去			
1979年		フェリックス編集による手紙 [注9] パウルクレー財団編集による講義録 A3 [注17]		
1980年	フェリックス、リヴィア・マイヤーと再婚			
1981年			1970年版に基づく講義録 A2 [注16]	
1988年		パウルクレー財団編集による日記 B2 [注14]	1979年版に基づく講義録 A3 [注10]	
1989年			1979年刊の手紙の部分訳 [注9]	
1990年	フェリックス死去 アレクサンダー、 パウルクレー財団理事長に就任			
1998年		パウルクレー財団編集によるカタログ・レゾネ9巻本刊行開始 (2004年まで) [注18]		
2004年			『クレールの詩』 III	パウルクレー財団解散
2005年				パウルクレー・センター設立
2009年			1988年版に基づく日記 B2 [注8]	

[凡例]

パウルクレーとその家族の生涯、アーカイブズ資料の刊行(ドイツ語、邦訳)、そしてアーカイブズ組織の動きを一表にした。

アーカイブズ資料の刊行は、本文で言及されるものを中心とし、その全てを網羅するものではない。

編者が異なって数度刊行された講義録と日記は、略号としてA(講義録)、B(日記)を用い、数字は刊行の順を示す。

刊行されたアーカイブズ資料の書誌については、本文中の注に記載される場合はその番号を示し、それ以外の3点については枠内ではローマ数字で表し、以下に詳細を記す。

(I) Paul Klee; herausgegeben von Felix Klee, *Gedichte*, Die Arche, 1960

(II) Felix Klee, *Paul Klee: Leben und Werk in Dokumenten, ausgewählt aus den nachgelassenen Aufzeichnungen und den unveröffentlichten Briefen*, Diogenes, 1960

(III) パウルクレー 『クレールの詩』、高橋文子訳、平凡社、2004年

20 — Josef Helfenstein, 'Preface', *Paul Klee catalogue raisonné*, vol. 1. 前掲11), pp. 12-13.

21 — 主として, *Zentrum Paul Klee, Bern*, Hatje Cantz, c. 2005. を参照した。同書は、パウル・クレー・センターの開設記念の展覧会に合わせて、刊行されたものである。

22 — クレーの作品選別については、ケルステン「特別クラス」、柿沼万里江訳、前掲12)、372-380頁参照。

クレーと同時代を生きた他の画家のカタログ・レゾネと比較した時、油彩、版画といった技法別に編まれることが多いのに対し、クレーの場合は編年体である[20]。これは、画家自作の作品総目録を基盤として、カタログ・レゾネが編纂されたことによる。さらには、作品番号と技法ノートという、自作の作品総目録に依拠する情報をもつ。先述の通り、クレー自筆の作品総目録には、自らの意図で登録しない作品もあり、その場合はこうした項目は省かれる。参照という項目は、クレー自身による作品同士の相関関係を示す他、挿絵として描かれた場合は文学作品などを記す。

こうしたクレーにまつわるアーカイブズ資料からは、その人物像をうかがい知ることができる。創作者としてだけでなく、教育者といった公的な顔、その一方で自身の両親、妻、息子らに宛てた私信などからは、私的な姿も伝わってこよう。

5 — 資料を管理する組織としてのアーカイブズ

今日、パウル・クレーのアーカイブズ資料を管理する組織として、パウル・クレー・センター (Zentrum Paul Klee) がある。クレーが誕生し、現在眠るベルンに位置し、2005年に開設された。以下、1940年の画家の死後、クレーのアーカイブズ資料が管理されてきた経緯と、開設から7年を迎えるパウル・クレー・センターが果たそうとする役割について考察する[21]。

パウル・クレーが死去した時、手元にあった作品の数はおよそ6,000点である。ここには、生前から遺産コレクションの形成を目的として、「特別クラス」「非売」「自分へ」「リリーへ」「遺産コレクションのために指定」などと、画家自身が選別した作品が多く含まれていた[22]。妻リリーは夫の遺志を尊重しながら、作品の売却益を得ることで生活をする。一方、一人息子のフェリックスはドイツ兵として戦地にあり、1945年に第二次世界大戦終結となっても連絡がつかないままであった。そうした中、リリーの相談役を務めたのが、夫妻の古くからの友人であったロルフ・ビュルギである。

1946年9月22日にリリーは死去する。その2日後、ビュルギは他の3人と共同してクレー協会 (Klee-Gesellschaft) を設立、パウル・クレーの遺産を所有する受け皿となった。これはワシントン協定 (Washington Agreement) に基づく、連合国による財産の押収、清算への対抗措置であった。さらにはベルン州の教育長の助言を受けて、協会は1947年にパウル・クレー財団 (Paul-Klee-Stiftung) を設ける。その翌年クレー協会とベルン美術館との間で、財団を美術館内に置くことと財団が管理するクレー作品がベルン美術館に寄託されることが合意された。

リリーの没後、その相続人たるフェリックスが家族を伴いベルンに戻ったのは、1948年11月のことである。父パウル・クレーの遺産相続と著作相続権を主張し

て、フェリックスはクレー協会を相手取り裁判を起こす。フェリックスの主張が認められて、1952年末に裁判は決着した。その結果、クレー協会は解散し、パウル・クレー財団が存続する団体としてフェリックスとの間でクレーの遺産が分割された。

1952年12月に、パウル・クレー財団とフェリックス・クレーとの間で交わされた協定において、アーカイブズ資料は以下の通り規定される[23]。

- e パウル・クレーの現存せる書き物及び文庫に関しては次の如く協定される。
- aa 財団法人が所有する限りのパウル・クレーの書簡はフェリックス・クレー氏に引渡される。
- bb 日記、教育的遺稿、作品総目録は引続き財団法人に留める、文庫もそれがパウル・クレーの芸術的創造及び彼の人格の意義にとり重要なものである限り同様である。それに反し文庫が上述の意義をもたない限り、それは財団法人理事会との話し合いに基づきフェリックス・クレー氏に引渡される。(下線筆者)

文庫とあるのは、本稿でいうアーカイブズ資料と同義であろう。この一文をもってパウル・クレー財団と遺族との間での共通認識が明らかであり、創造者たるパウル・クレーの芸術的創造及びその人格の意義を尊重する。その一方、私的な性格をもつものとの線引きをしている。

最終的にはフェリックスは、財団に以下のアーカイブズ資料の所有権を認めている。

- 12部からなる作品目録
- 教育的遺稿
- 4部からなる日記

以来、所有権を回復したフェリックスは、手元に戻った父の作品を守り伝え、講演活動、またクレーに関する書籍の執筆、編集に熱心に取り組む。1990年にフェリックスが死去。その一人息子であるアレクサンダーは1992年、ベルン美術館長に対し、独立した施設としてのクレー美術館の設立を提案する。1995年、フェリックスの資産として管理されてきたクレー作品のコレクションは、フェリックスの妻と息子という2人へと分割された。妻リヴィアは自分の相続分を公的機関に寄贈することを希望していた。そしてフェリックスの死後、パウル・クレー財団への寄贈、寄託が以下のように行われる。

- 1997年 リヴィア・クレー 約700点寄贈

24 — 財団のベルン美術館からの分離は、クレール作品がベルン美術館から全く無くなったことを意味するわけではない。財団所有の2,600点あまりが新法人であるパウル・クレール・センターへと引き継がれた。現在でもベルン美術館は、『パルナツス山へ』(1932年)といったクレール作品を所有し、同館コレクションのハイライトの一つとなっている。またベルン美術館とパウル・クレール・センターとの協力関係は保たれている。

25 — クリスティーネ・ホプフェンガルト「アーカイヴ」、『パウル・クレール・センターベルン』、柿沼万里江訳、BNPパリパスイス財団：スイス美術研究所、2006年頃、119-123頁

— 1998年 アレクサンダー・クレール 約850点寄託

1952年の裁判の結着により、1940年のパウル・クレール、そして1946年の妻リリー・クレールの没後、画家遺族の手元に残されていた作品が、パウル・クレール財団と息子フェリックス・クレールへと二分された。1990年のフェリックスの死によりその遺産が2人へと細分される。しかしながら、それらが寄贈あるいは寄託されることで、財団がこれまで所持してきた作品およそ2,600点を含め、4,000点以上がパウル・クレール財団で一元的に管理されることとなった。先述のカタログ・レゾネに登録される作品数は9,000点余りであるので、財団が管理する作品はクレール全作品のほぼ40パーセントに相当する。一人の画家の作品が一カ所に集中する例は他にあまりなく、さらにはこうしたクレール作品の集約が、他の個人コレクションが財団に寄託される動きをもたらしめている。

リヴィアの寄贈には一つの付帯条件があり、それは2006年までにパウル・クレールを専門とする美術館を公立の施設として設立することであった。これまでベルン美術館に同居していたパウル・クレール財団が、別場所で新たな施設、組織によって運営されることが具体化したのは、世界的な外科医ミューラー博士夫妻から土地と資金の支援を受けたことによる[24]。そして世界遺産に指定されるベルン旧市街を見下ろす高台の、画家の墓ともほど近い場所に建造となった。建物の設計は建築家レンゾ・ピアノによるもので、ベルンの観光資源の一つである。パウル・クレール財団は2004年末に発展的に解消し、2005年1月1日をもって新法人パウル・クレール・センターが誕生した。

パウル・クレール・センターでは、日記、講義録、作品総目録といったクレールのアーカイヴズ資料を管理する他、近年整備されつつあるアーカイヴズには以下のものがある[25]。

- 写真アーカイヴズ
- 展覧会アーカイヴズ
- ラジオ・テレビ報道アーカイヴズ
- 音楽アーカイヴズ
- 「クレールの生徒」プロジェクト
- 受容アーカイヴズ

パウル・クレール・センターは、1947年以降の歴史をもつパウル・クレール財団の後継組織である。これまで述べてきた財団が所持するアーカイヴズ資料やパウル・クレール財団の編纂物などは、長年の調査研究の蓄積に基づく。そして成熟の時を迎え、パウル・クレールという一人の人物の名を冠した組織ではあるが、一個人にとどまらず、広がりをもった活動を志す。

グローヴ・アート・オンラインでの
アート・アーカイブズの類型との対照

ここまで、パウル・クレーという一人の画家と、その人物に関わるアーカイブズを考察してきた。冒頭に挙げたGAOに示されるアート・アーカイブズの類型を考えた場合、該当するのは以下の通りである。

- 1. アートに関わる個人と組織についてのオリジナルの記録をもつアーカイブズ
- 2. オリジナルのアート作品のコレクション
- 3. 参照や教育を主たる目的として収集されたアート作品の写真、版画、マイクロフィルムのコレクション
- 5. 芸術家や建築家によるオリジナルの文書や素描、そして絶版となった挿絵本を公刊したコレクション

パウル・クレーという一人の人物のアーカイブズを考えた時、GAOに示される類型に合致するのは唯一ではない。ここまで本稿では、資料とそれを管理する組織という二者を区別してきた。始まりはパウル・クレーという一人の人物が残したアーカイブズ資料である。クレーのために設立された財団が半世紀以上の歴史をもつ今となっては、組織そのものの記録も蓄積されている。財団設立当初、主たる業務としていたのは、所蔵作品の公開とそれを保存管理することであった[26]。その目的が少しずつ果たされ、次なる目標を掲げたのは1970年代初めのことである。作品に関する記録、専門図書館、展覧会資料、写真資料といった、財団が収集整備するパウル・クレーについてのアーカイブズ資料が拡充されていく。アーカイブズ資料としての重要性は、画家本人が生み出したものの方が高いことは間違いない。一方、その量においては、財団によるものが勝っているのかもしれない。

画家が没してから60年以上経つと、その資料とそれを管理する組織、さらにはそれを取り巻く関係者ともに、時の経過を重ねる。第二次世界大戦直後という時代背景もあり、そのはじまりにおいては遺族と財団との関係は良好ではなかった。しかしながら現在は、画家本人を知る人はもはや存在せず、遺族も画家の孫の世代へと移り変わっている。2005年のパウル・クレー・センターの発足で、パウル・クレーのアーカイブズ像は、新たなふくらみをもつ。

7 — むすびに

これまで見てきたように、パウル・クレーのアーカイブズ資料は、いみじくも「整理狂」

27 — 『パウル・クレー』(前掲11)、201頁
28 — 『クレーの手紙』(前掲9)、5頁
29 — 「文化往来 横尾忠則現代美術館、神戸に今秋開館」、「日本経済新聞」、2012年6月8日、40頁

[27]と息子が評したように、記録魔という側面も持つ人物の産物である。しかしながら、クレー幼少期の絵や手紙が、画家生誕から130年近く経つ現在も残っていることから、クレー本人だけではなく、その親が子の資料を大切にしてきたことがうかがえる。実際、息子の絵の才能に気付いた母親が、その資料を残したことが始まりである[28]。このように創造者たる当事者を中心として、その親と子に当たる三世代により、アーカイブズ資料が大切に保持されてきたパウル・クレーの例は、特異であるのかもしれない。

今日まで続くクレー評価の礎は、こうしたアーカイブズ資料が保管されるばかりでなく、活用されてきたことによるものである。クレーの場合、画家の生前より財団による作品管理が意図されていたこと、1950年代に息子とパウル・クレー財団とが交わした協定書の中でアーカイブズ資料の重要性が認識されたこと、そして息子を中心とした一連のアーカイブズ資料公刊の働きが、画家個人のアーカイブズ資料の存続とその活用に大きな役割を果たした。そして今、クレー家とパウル・クレー財団という両者のコレクションはパウル・クレー・センターという組織において集約され、クレーを媒介としたさらなる活動の広がりが期待される。

2012年、日本に芸術家個人の名前を冠する美術館が新たに誕生する。兵庫県立美術館は11月、その分館として横尾忠則現代美術館を開館させる[29]。1936年に兵庫県西脇市に生まれた横尾忠則は、80歳を目前とした今日もなお精神的に活動する現役の芸術家である。新美術館の設立は、2008年に兵庫県立美術館で横尾が個展を開催したことを機に、自身が所蔵している全作品の寄贈・寄託を兵庫県に申し出て、それが結実したものだという。横尾忠則の作品展示を主たる活動とする西脇市岡之山美術館が、すでに横尾の出生地である西脇市にある。この度、横尾忠則現代美術館に寄贈・寄託される作品は3,000点を数え、今後芸術家横尾忠則に関する一大センターとなることは間違いない。またアーカイブルームを設けることも計画される。

個人を主体とするアート・アーカイブズとはいえ、その個人にとどまらずいかに同時代の社会と関わっていたか、また個人を媒介としていかに広い世界へのつながりを見いだせるかが鍵となる。クレーの場合は、教鞭をとったバウハウスや音楽との関係性である。デザイナーとして出発した横尾忠則の場合、ポスター制作などを通じた社会とのつながりが、一つの切り口となるのかもしれない。また本稿で見てきたパウル・クレーという人物のアーカイブズ資料とそれに関わる組織は、半世紀以上の積み重ねによるものである。一朝一夕にしては到達し得ない、アーカイブズ資料とどのように取り組むのか、その大きな青写真が必要とされよう。

書評

review

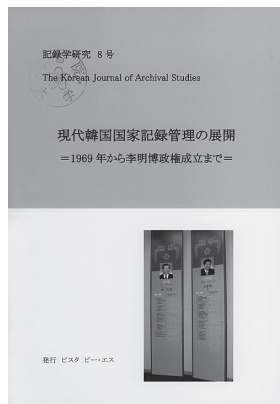
1

[書評 | review]

『現代韓国国家記録管理の展開 —1969年から李明博政権成立まで』

The Korean Journal of Archival Studies: Gendai Kankoku Kokka Kiroku Kanri no Tenkai

齋藤柳子 | Ryuko Saito



『記録学研究 8号』/ 翻訳者 = 野木香里・崔誠姫 / ビスタビー・エス / 2011年4月 / A5版 / 243頁 / 3,800円+税

本書は韓国記録学会誌『記録学研究』15号(2007年)から18号(2008年)より、現代韓国のアーカイブズ学の発展と動向に関する論文を選び出し、2011年4月に『記録学研究 8号』として、ピスタ ピー・エス社より日本語版で出版された。

『記録学研究(日本語版)』7号までは、韓国版各号の全ての掲載論文について日本語訳を行っていたのであるが、韓国記録学会の了承を得て、8号からは全論文の翻訳出版を中止し、年1回程度不定期でテーマを絞り込み、シリーズ形態で発行する方針とした。その理由は発行元によると、翻訳者の確保や翻訳作業に大きな負担感を覚えていた矢先に、韓国版の方は年2回から年4回(季刊)に発刊頻度が上がり、日本語への全訳作業を確保することは益々困難であるという判断に及び、抜粋した論文だけを掲載することになった[1]。

その選別の基準は、各刊とも歴史に記憶されるものとなるよう、韓国アーカイブズ学会及びアーカイブズ動向の中からテーマを設定し、単行本あるいはムック形式(単行本的な内容をもつが、編集・造本・発行方式などが雑誌に近い出版物)で発行することに至った。本書の日本語版8号には、「1969年から李明博政権成立まで」という副題がついている。これは民主化運動と連動した韓国のアーカイブズの展開に対して、「李明博大統領になってから国家の干渉が強まり、運営が行政的になり、本来のアーカイブズの役割から後退してきたという経緯の下に、その歴史の一時点の動向をまとめて置きたい」という意図で集約されている[2]。

さらに韓国社会における民主主義の成熟度を計るという観点で、韓国のアーカイブズの変遷を伝える論文としても抜粋されている。日本語版でこの時期(2011年4月)に提供するこ

とは、「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法)の施行開始時期に重ね、公文書管理体制の構築に出遅れた日本へ、一つの方法を提供するものと考えた。7つの論文は、韓国記録学の成立からその後の重要な出来事に触れた論文である。抽出した範囲は2007年から2008年迄であり、若干内容が古いともいえるが、日本の公文書管理法に相当する韓国の「公共記録物管理法」の制定(1999年)から10年経過した時期の範囲内で、韓国国家記録管理をより確実なものとするため、様々な視点から見直し、論じられている。

公文書管理法は、施行後5年を目途として、見直しをすることが附則13条で規定されている。2015年までの間に法の不備を洗い出すための視点を得、逆に後退しないように、韓国においてすら不履行や困難等があったことが何かを知ることで、我が国の進捗に置き換え、改善への方向性を見据える参考となるに違いない。

2 ―― 7つの論文紹介と参考となる視点

[1] 現代韓国における記録管理制度草創期の成立過程(1969-1999)

| p.1-27 | ジョン・ヒョンス[慶北大学校史学科 教授]

草創期(1969-1999)で記録管理制度が3つの方向から展開されていることを時系列で記述している。この時期は、韓国における記録管理の歴史の中で「変化と変革の時期」と言われている。

第一に、1969年、「政府記録保存所」が創設され、政府の永久保存および準永久保存文書、印刷物、書籍、地籍図、図案、写真、マイクロフィルム、映写フィルム、録音記録、その他重要な記録物を収集・管理・保存し、閲覧対応をおこなうことになった。詳細には、政府記録保存所の事務分掌、組織改編、1984年の釜山支所設置、1986年大統領記録文書庫の設置、1998年政府大田庁舎へ本部

移転、ソウルでは保存所の各種事務を行うだけとなった過程が述べられている。

第二に、「記録管理規程」の整備・統合についてである。詳細な7つの規程が1991年には「事務管理規程」として単一に統合された。その結果、おおよその文書の種類、作成、構成、機関、決裁および供覧、文書の内容・書式と処理、発送・受領および処理、文書統制などの内容が包括された。「記録管理規程施行細則」では保存期間、分類、引継・移管・廃棄について記述されている。処理が完結した文書は機能別十進分類法によって分類されるが、出所原則に基づいた記録管理と業務の最小単位を基準とする文書群(Records Group)の形成を不可能にした、と反省されている。保存期間は、永久、30年、20年、10年、5年、3年、1年と設定されているが、行政的価値だけが注目され、歴史的価値は考慮されなかった。

第三に、1999年、「公共記録物管理法」が制定され、記録物管理機構として、中央記録物、地方記録物、特殊記録物、大統領記録物が管理対象となった。三権分立に従って立法、司法、行政府などの記録管理に関する統一的な基準と原則の確立、国家記録物の指定、公開年限を定めた。但し、南北統一・外交・安保・捜査分野では、特殊記録館を設置し、30年間自主管理した後に、中央記録物管理機関へ移管することとした。そして特筆すべきことは、すべての記録物管理機構には、一定の資格要件と専門知識、使命感を備えた専門要員(Archivist)を配置するよう義務化した。これらの制度設定の背景には、1987年6月に代表される民主化運動のうねりや、それまで民衆に開かれていなかった政府情報の開示請求と説明責任を求める声の高まりがあった。

[2] 記録学の導入と記録管理の革新(1999年以後)

[p.29-49]

キム・イッカン[明知大学校記録情報科学専門大学院 教授]

1999年の「記録管理法」制定以降、2008年に至るまでの記録管理の発展と、記録学分野の成長がどのようであったについて述べられている。記録管理に関連する主体を①記録作成機関、②記録管理機関、③記録専門家集団、④市民社会の4つに設定し、各主体の時系列変化の特徴を示している。その結果、②と③は成長したが、①と④には不均衡が見られるとしている。

1999年、国立木浦大学を筆頭に開設された大学院記録管理学課程で修士学位を取得した専門家達は、その後10年間に行政機関に配置され、記録管理革新の伝道師としての役割を担い努力した結果、一部の記録管理機関と専門家の先導的な働きによって、海外の事例も取り入れたエリートモデルを打ち立て、法制化などの手段を通じて、記録管理を発展させてきた。しかし、急速なシステムの普及により、予想外の問題が現場で発生して、記録作成機関全般への普及は滞り、さらに法制度の強制力外にある一般市民組織や企業の記録管理では、遅れをとったという。しかし、専門家集団の成長は、研究、実践活動全般を活性化させ(42-44頁参照)、同時に国家記録管理体制の全般的成長の動力になった。特に大統領秘書室記録管理秘書官室の変化は目覚ましく、法制とプロセス、システムを含む標準化に拍車をかけた。それらの既存の機関で勤務していた職員は、内外の変化の動向を積極的に受容し、自ら発展していった。さらに新たに投入された体系的教育を受けた専門家達は、記録管理革新のロードマップをかれらと協同で稼働していった。このように専門家と職員の共同実務作

業、研究行事などの共同企画や、機関別プロジェクトの遂行などを通じた学会との連携も重要な課題であると書かれている。

教育機関としては、専門家を多く育て、活動する場所を確保し、人材を送り込むことにより、その後の彼らの成長が記録管理の発展に寄与すると読み取れる。その人材育成の過程は、記録管理のプロジェクトの遂行を通じて、納期管理とコスト意識を植え付け、理論や知識だけでなく実務能力も厳しく鍛えている大学院もあることは見逃せない[3]。

[3] 記録物管理法の制定と国会記録管理体制の改編(1999-2008)

| p.51-98 | イ・スンイル [国会記録保存所 記録研究員]

1999年の記録物管理法の制定により、「国会記録保存所」が設置され、国会事務所と図書館の各部署に分散していた記録物の収集・保存等の業務すべてを管轄することにより、国会の総合的な記録物収集保存及び編集部署として確立された。本稿はその詳細な管理体制の改編を巡って、1999年6月に作成された「国会記録物管理改善(案)」を作成するにあたった改善実務委員会が実態調査を行い、管理体系の改善、整備補強、活用法案等の細部の計画案を示している。

これらの詳細な実態調査結果は、表1～表35にまとめられ、その事実に基づきながら国会記録物管理体系の改編と記録物の保存現況を示している。第一に記録物管理の基本計画、教育訓練等がまともに実行されていないという実態が発表された。第二に永久記録物管理機関として保存中心から議員の立法支援業務や国民サービスへ、積極的に業務体系を改編する必要があると述べている。第三に、憲政資料の収集の改善である。国会議員は任期終了とともに多くの記録物を廃棄しているが、機密記録物も一部廃

棄されていると報道されている。現状では主要政党の会議録や記録物は収集されておらず、収集管理が課題である。第四に関連法規の整備を行い、国会議員補佐職員に対する記録管理教育を実施し、現場の改善実行のために人員を派遣・支援できるような法整備等が検討されなければならない。第五に電子記録管理体系を樹立し、国会においてもRMS (Record Management System) とAMS (Archival Management System) を統合する関連システムを構築することである。

我が国では、行政機関以外の国の機関(立法府、司法府)の歴史的公文書等に対して、内閣総理大臣は、国立公文書館において保有する必要があると認める場合に、当該機関との合意により、その移管を受けることができる。(公文書管理法14条)。つまり、合意がなければ法律上、移管を受けることはできない。このような日本の状況と比較してみれば、韓国の公共記録物管理法は、三権全てに対して均等に強制力を網羅している。日本の国会図書館の憲政資料室には、歴史的公文書として憲政資料(日本近現代政治史料)、海外の諸機関等が所蔵していた日本占領関係の公文書、日本人移民関係の資料が、歴史的文書として所蔵されているが、国会そのものの文書は法の強制対象外であり、韓国のような上記5つの施策の提案でさえも、未だ遠い道程である。

[4] 永久記録物管理機関における公共プログラムの役割と運営方案に関する研究

| p.99-141 |

ジョン・ウンジン [本浦大学記録管理学協同課程 修士]

まず、教授や国家研究員が居並ぶ著者達の中で、協同課程修士学生がアウトリーチに関する研究で本書に採用されていることに注目したい。韓国では一般国民に記録物管理機関(=アーカイブズ)の収蔵物の重要性を伝え、

認識を変えることで、新しい利用の創出をすることが求められている。潜在的利用者に対して積極的に記録管理を広報するためにも、出版、展示、教育プログラムを利用させ、さらに、外国の参考資料を基に、公共プログラム、アウトリーチサービスの利用が可能となるよう、プログラムの運営方法を示している。

図1～図3、表1～表9を駆使して、概念、先行研究、展示のためのアイデア、出版統計、出版類型別の詳細な内容や種類(英米の例)、オンライン展示、対象者別教育プログラム、英米の地域別教育プログラムの例、訪問サービスと貸出協定の内容等を示し、アーカイブズ機関は、国家と地域を代表して教育的・文化的役割を遂行する公共機関となることを目指すための活動を提示している。

これまでのサービスは、閲覧室内で公開請求がされた資料についてのみサービスすることがほとんどであったが、海外の「公共プログラム」の導入を通じて、積極的に大衆化するサービスが実施されることを提案している。しかし、本研究は利用者の要求分析とサービスの品質評価については言及していない。

アーキビストの業務には大きく分けて3つの領域がある。①収集と保存、②編成・記述、③情報サービスである。③を達成するには、広報戦略を計画し、自館と所蔵記録そのものの特性を認識し、さらに記録管理に関する知識も広めなければならない。これについて体系的に論じた研究は日本では少なく、今後、公共プログラムを多様に運営することにより、アーカイブズが十分に活用されるよう活動するヒントを得る研究であるといえる。情報サービスへの努力如何でアーカイブズ機関は今後、差別化が図られるといえよう。現在、日本の公共図書館では同様な努力が多数報告されている。公文書館も予算や人員削減が問われている中で、生き残りをかけて情報サー

ビスにも取り組まなければならない。

[5] 公共機関の記録管理現況評価指標の開発

| p.143-178 | チョン・スジン[放送通信委員会 記録研究員]

いかに良い記録管理の制度、組織、システムの提示があっても、個々の公共機関の現場で実現されなければ意味がない。そこで、各記録管理担当者の改善の方向性と実践過程を明確に設定し、これを共有するために「記録管理評価」を定義し、全ての公共機関に適用できるようなものが開発されなければならないとして、評価指標を提示している。

評価は、組織環境、記録管理業務、各遂行現場における記録管理の実施状況の3つの視点で開発された。①組織環境部門の評価(規程、人員、施設設備)、②記録管理業務部門の評価(作成・整理、移管・保存・廃棄)、③処理課記録管理状況の評価(教育及び指導・点検)に関する事項である。開発にあたっては、アメリカの記録管理セルフガイド[4]やイギリスの記録管理法履行診断ツール[5]も参考にし、2008年度の評価[6]を振り返っている。

評価指標は表3にまとめ、記録管理標準と改善のロードマップを示している。表4～表6では、測定方法と配点がそれぞれ100点満点に集計できるように設計されている。指標は全ての公共機関に適用可能なものとしたため、あるポイントに重点を置き遂行した効果等、個別機関の特殊な状況を評価に反映させることができなかつたと言及している。つまり、定量的評価だけでなく、定性的評価も必要であると思われる。記録管理を人間が行う以上、改善推進に伴う心理操作や、組織ごとの改善課題の優先度を考慮することは必要である。成果を上げるためには、例えば組織間の対抗意識を煽ったり、卓越した成果や技能を持つ人を前面に出し褒め称えたりする心理

的評価も必要であると筆者は思う。評価結果は、目指す方向が同じアーキビストが共に努力する時、記録管理に無関心な所属機関の職員に関心を持たせる契機となると、結んでいる。日本におけるこの分野の研究は未だ発表されていないので、参考になる論文であると思われる。

[6] 危機に処する大統領記録物管理 — 問題の認識と解決のための接近方式

| p.179-209 |

イ・サンミン [社団法人韓国国家記録研究院 企画委員]

本論文は、盧武鉉前大統領の記録物流出事件を記録学的に分析し、大統領記録管理を含む国家記録管理の制度的な改善を提案している。

盧前大統領は、慶尚南道金海の烽下村にある私邸に青瓦台業務支援プログラムの「e支援」を設置した後、在任当時の記録物を無断で搬出した容疑を持たれていた。これに対し盧前大統領は、「2007年末まで現政権と閲覧権問題を話し合ったが合意できなかった。そのため私費を投じてでも研究と著述目的で写本を確保しようとしたもの」と述べた。しかし検察の捜査の結果、盧前大統領が返納した記録物の一部が国家記録院にはなかったものと確認された。2008年9月に李元首席秘書官と鄭元秘書官が被告発人として検察に出頭して取り調べを受けた。検察は盧前大統領に対する訪問調査も考慮したが、盧前大統領が2008年11月に「あえて調査をするならば直接検察に出頭する。すべては私の指示ではじまったこと」と述べ調査は実現しなかった。(大統領記録物流出事件、関連者全員に起訴猶予の方針 2009年06月22日 中央日報日本語版)

ここでは、韓国で欠けている国家記録管理機関の「政治的中立性」が国家記録管理を行う上で必須条件であることを強調し、大統

領記録管理制度の不備を洗い出し、改善を図るために、政治的ではなく公共記録管理に対する認識と制度化の観点から述べられている。185-186頁に「大統領(公共)記録物の定義」を韓国、アメリカ、イギリス、オーストラリアの比較で論じ、特にアメリカの大統領記念館の例を示し、前職大統領が所有している記録への接近方式(=アクセス権)を包括的に認定すべきか、あるいは、直接訪問の閲覧に限定すべきか、アクセス権限の範囲についての問題ととらえ、論じている。アメリカでは行政府が交替すると、大統領記録はホワイトハウスそのものの行政記録と警備関連記録を除いては、機密記録を含む全てがNARAに移管される。すなわち、国政の遂行のため、ある記録が他の方法では利用できない場合でない限り、前職大統領の記録を新任大統領や補佐官が利用することはできない。全ての国家主要政策の記録は中央官庁にあるため、前職大統領の記録を参照して国政を遂行できるということではない。この点は韓国も同様であり、大統領交代時には、国政情報に関するブリーフィングを行う。

韓国の大統領指定記録物制度は、機密情報の保護の目的で設立された制度である。この中には政治的に機微な情報も含まれており、もし政治的ライバルがすべて閲覧できるようにするならば、大統領側は最悪これ以上作成も保存もしなくなるであろう。このような後戻りに再び戻らないための示唆としている。さらに電子記録の写本の扱いについても触れているので、興味深い。

大統領の歴史的記録が完全に保存・利用できるようになり、後世の研究者をして冷静に客観的に国政の重要事実を究明し、その歴史を解釈することができてこそ、国民全体が過去を反省し、未来のビジョンを含んだ真実の歴史記述が可能となると結んでいる。

[7] 公共記録物管理における李明博政府の責任と「業績」

| p.211-231 |

イ・スンフイ [明知大学校記録情報学専門大学院 教授]

本研究は、前半で「大統領指定記録物制度と記録管理の政治的独立」として、[6]で述べた記録流出事件の告発の相手同志が李明博と盧武鉉政権であるということで、一般の国民に、事件の解説をしている。大統領指定記録物とは、任期終了前的大統領が特別な理由から指定する記録物に特別な保護をかけることが可能で、15年間のアクセス制限をかけることができる。私生活に関するものであれば、30年以内の範囲で制限ができる。大統領は退任後閲覧を希望すればいつでも認められる。対抗勢力の大統領記録の政治的利用を防ぐため、大統領記念館長の任期を大統領と同様に5年に定めた。これにより、前大統領が任命した館長が、前大統領任期中に作成された記録を総括できるようにした。

後半では、記録管理機構の政治的独立と専門性強化が提示されている。さらに集中型の記録管理体系を構築するためには、大統領に直属し政策、制度の統括機能、管理方法の標準化機能、指導監督機能を遂行する常設委員会として「国家記録管理委員会」が必要であると提案された[7]。公務員以外の外部専門家で構成された委員の任期は3年間保障されている（「公共記録物管理に関する法律」第15条）。その後、国家記録管理委員会は大統領記録管理委員会と統合され、それにより機能と権限があいまいとなり、逆に下方修正されたといわれる。また、記録管理院の組織が改編され、14課から12課へ、記録管理専門家は6名から1名と減り、残り11名の管理職はすべて行政官僚から任命された。今後、記録管理法を改正するには、国家記録院を行政安全部から分離した独立機構

に変え、開放型職位性の導入と専門家の任用を大きく増やし、さらに地方に拡大しなければならないと提唱し、それが李明博政権の責任であると言及している。

歴代大統領記録物の移管状況の一覧表(231頁)も掲載されている。盧武鉉大統領の合計点数が2,873,445件でトップであり(含電子記録1,663,341件)それ以前の8名の大統領が残した文書記録は、凡そ22万余件であるのと比較して「奇跡」と言われているが、法令を忠実に遵守した当然の結果にすぎず、李明博政権もこの奇跡を必ず引き継いでいくことが責務であり、業績にもなる結んでいる。

3 ——— まとめ

韓国の記録管理体制は、1999年の公共記録物管理法の施行から、2007年に全面改正された。主な改正は、第一に、公共記録物管理法から大統領記録物管理法が別途に制定され、大統領記録館が運用するよう変更された。第二に、記録物管理機構を、憲法機関(国会、裁判所、中央選挙管理委員会)、中央記録物管理機関(国家記録院、国家記録管理委員会)、地方記録物管理機関(地方自治体、広域市)、大統領記録館、特殊記録館(外交、軍、警察、検察、国家情報院)、各級機関記録館(中央行政機関、特別行政機関、教育庁、国立大学等)の6つに分けて、公共記録を体系的に管理することができる基盤を整備した[8]。第三に、電子記録管理の規定が強化され、政府機能分類体系を導入することで、業務と記録管理が連続性を持つ統合を可能とし、国家記録院の国家ポータルシステムが作られた。第四に、国家記録院及び各機関に専門職が多数配置されるようになった。

しかし法制度は高い水準であるが、実態として公共機関の現場でそのレベルについてい

けず、誤った慣行が見られるという[9]。さらに、政権交替後、中央記録物管理機関の政治的中立性と独立性、専門性確保に対する対策は流動的であり、課題が多いとみなされている。記録管理専門家が多数配置された結果、大学院修士学位を取得しただけの実務経験がほとんどない状態で携わる者もあり、実務の体系的な再教育が必要である。最後に、記録管理専門機関の人員、予算の確保であるが、国家記録院に予算が集中し、他の専門記録管理機関に対する人員・予算の確保が具現化されていない。今後、法律に定められたことを実行するというのが課題である[10]。

最後に、民主化運動を推進してきた研究者の心に言及したい。韓国の今までの大統領・政治家は、親日、親米、親露、親中、何れにせよ自己の利益に繋がる政策を行い、それにより朝鮮半島はいつも歴史に翻弄され、国民は疲弊してきた。民族として物悲しく、寂しく、悔しい。その心は「恨」である、と釜山近代歴史館の資料を前に涙を抑えながら解説した研究者の姿に、一筋縄ではなかった道程を知った。研究者達は、高い志を持って記録管

理の専門性を身に付け、「国民主権の政治を維持するには、政治家が行った政策の記録を国民が管理し、透明性のある政治体制にしなければならない。過去の過ちは記録として残し、後世の政治家が二度と不正を働かないように監視するために、記録の存在を確かなものとし、政治の説明責任を果たす仕組みを構築していく」と展開している[11]。

韓国の公共記録物管理体制を日本に知らしめる意図は何であるか。民主主義の下で政治家や行政機関が行うことは国民のためであり、そのことは最終的に国民に説明する義務を持っているのであるが、日本は公文書管理の法制化が遅れ、その意識が大変低いと言わざるを得ない。韓国の記録管理の変遷の研究は、このような日本の実情に対して一石を投じるものである。本書の中で、韓国の公共記録物管理の在り方や克服すべき課題が具体的に述べられ、しかも表や図を駆使して諸外国の事例と韓国の現状を比較し、より具体的な目標数値を示している論文が多い。韓国の研究者達の公共記録物管理の民主的向上に対する強い思いが読み取れる。

1 —— ビスタピー・エス社 代表 酒井洋昌氏への質問回答 2012.11.14

2 —— 前掲注1 質問回答

3 —— 齋藤柳子「韓国記録管理 人材育成の現場」、『GCAS Report』Vol.1、2012年、83頁

4 —— National Archives and Records Administration, "Records Management Self-Evaluation Guide" 2001 Web Edition, 2001 <http://www.archives.gov/records-mgmt/publications/records-management-self-evaluation-guide.html> (アクセス2012.10.01)

5 —— The National Archives, "Complying with the Records Management Code: Evaluation Workbook and Methodology-Consultation Draft" 2005 http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/full_workbook.pdf (アクセス2012.10.01)

6 —— 国家記録院「'08年記録管理現況評価計画」、2008年

7 —— 韓国国家記録研究院「盧武鉉政権大統領職引継委員会 政策提案書」、2003年

8 —— 梅原康嗣「韓国公共記録物管理法の概要について」、『アーカイブズ』33号、2008年、27頁

9 —— ケック・コンホン「韓国記録管理体制「革新」の性格」、『韓国記録学会誌』第6号、2006年、3頁

10 —— 金慶南「韓国の公共機関記録館法全面改正と主な内容」、『アーカイブズ』33号、2008年、25頁

11 —— 金慶南 学習院大学釜山海外研修、釜山近代歴史館の展示資料前で説明 2012.11.03

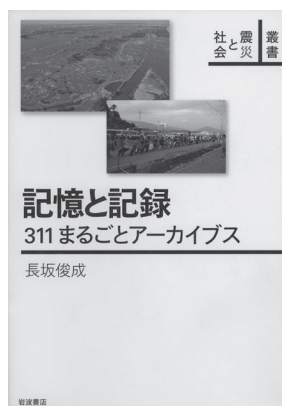
2

[書評 | review]

長坂俊成『記憶と記録——311まるごとアーカイブス』

Toshinari Nagasaka, *Kioku to Kiroku: 311 marugoto-archives*

蓮沼素子 | Motoko Hasunuma



長坂俊成『記憶と記録——311まるごとアーカイブス』/岩波書店/2012年4月/B5版/176頁/1,800円+税

2011年3月11日14時46分に起きた未曾有の大震災は、今なおその痕跡を色濃く残している。震災後から様々なボランティア活動が行われてきたが、混乱した被災地での活動は簡単なものではない。評者も仙台で東日本大震災を経験したが、ライフラインが遮断された状況の中でボランティアによる炊き出しや水の配給に何度も助けられた。一方で、長い避難生活においてボランティアと被災者とのトラブルも耳にした。

2012年に入ると震災に関する本の出版が相次いだ。中でも震災アーカイブズについては何冊も出版され、特に災害の記憶を記録することが注目されている。タイトルに「記憶と記録」とあるように本書はその内の1冊であり、被害が甚大であった岩手県大船渡市・陸前高田市・釜石市・宮城県気仙沼市を中心に、被災地への情報支援を行ってきた「311まるとアーカイブズ」プロジェクトを紹介したものである。

著者の長坂俊成氏は、独立行政法人防災科学技術研究所(以下防災科研と略す)社会防災システム研究領域主任研究員であり、震災以前から防災のためのリスクコミュニケーションや情報共有システムの研究に従事してきた。この「311まるとアーカイブズ」も著者が直後から被災地へ入り、民間企業やNPOなどと協働で行っている取り組みである。このプロジェクトは多くのボランティアによって成り立っており、本書には被災地に入ったボランティアの活動も記録されている。

「はじめに」において著者が述べているように、本書はリスクコミュニケーションのための災害記録とリスクガバナンスとしての被災地情報支援という視点から、「災害デジタルアーカイブズ」のあるべき姿を展望することを目的として書かれたものである。

はじめに	1 リスクコミュニケーションのための災害記録 2 リスクガバナンスとしての被災地情報支援
第1章	災害アーカイブの現状と課題 1 記録されない災害史 2 災害資料の二次利用を阻んでいるものは何か 3 災害記録の利活用のために 4 災害デジタルアーカイブスの提唱
第2章	災害発生直後の対応 1 3・11 その日 2 被災地の情報支援を決意 3 3・15 被災地に入る 4 情報支援のための障害と協力 5 情報支援システムをどう構築するか
第3章	「ALL311」を開設 ―― 協働情報プラットフォーム 1 被災地情報支援のミッション 2 被災自治体に対する支援 3 災害ボランティアセンターに対する情報支援 4 仮設住宅等の被災者生活支援
第4章	「311まるとアーカイブズ」 1 ボランティアによる被災地の記録 2 被災者が記録した映像の収集 3 テレビ映像に対する被災地の思い 4 被災前の写真の収集 5 被災者自身による復興過程の記録 6 「思い出の品」返却プロジェクト 7 定点撮影とデジタルフィールドミュージアム 8 災害ボランティア活動の記録 9 子どもとシニアによる映画製作 10 被災体験等のオーラルヒストリーの記録 11 災害対応に関する行政文書のデジタルアーカイブ 12 地場産業の復興過程のアーカイブ 13 アーカイブの利活用としての電子教材開発
第5章	記録ボランティアによる被災地の撮影 1 記録ボランティアの募集と活動 2 記録ボランティアからの批判 3 記録ボランティアの声
第6章	被災者による未来に向けた記録 1 被災者自身が復興過程を記録する意味 2 被災地の若者による記録① ―― 大船渡市・陸前高田市 3 被災地の若者による記録② ―― 釜石市・気仙沼市 4 被災地アーカイブスの利活用のために
おわりに	1 記憶アーカイブスにおけるオーラルヒストリーの可能性 2 デジタルコンテンツのアーカイブス化に向けて 3 リスクガバナンスにとって大切なもの 4 アーカイブス利活用のための課題

上記のように構成は6章立てであるが、内容は大きく3つに分けることができる。第1章は「災害デジタルアーカイブス」構築の前提となる災害記録の利活用の問題、第2-3章は東日本大震災直後の実際の対応と情報支援の取り組み、第4-6章は「311まるとアーカイブス」を含むボランティアや被災者自身による記録の取り組みである。では内容を詳しく見ていこう。

2 — 「311まるとアーカイブス」ができるまで

被災の記録とその二次利用のために、「災害デジタルアーカイブシステム」の構築を提唱しているのが、第1章「災害アーカイブの現状と課題」である。この章では、災害を記録する主体は国・地方自治体・防災関係機関・ライフライン事業者などであると考え、その目的は災害対応・復旧作業・防災対策の検証、災害広報などとなっている。その媒体として文書・写真・動画映像などがあり、災害状況や復旧・復興の過程を記録し、その他として研究目的や報道、そして被災者自身が記録することが挙げられている。このうち被災者自身による記録という観点から、本書全体を通した「災害デジタルアーカイブス」構想の基本となっている。著者はさらに、災害記録はそれを記録した主体それぞれの目的で独自に行われたものであり、これらの主体が協働して記録・収集を行い、共有して相互利用するという発想がないという点を指摘している。その考えから著者が実際に公民協働で取り組んだプロジェクトが、「311まるとアーカイブス」なのである。

ではどのようにしてこのプロジェクトはできたのだろうか。第2章「災害発生直後の対応」に書かれているのは、3月11日からの約10日間の著者の動きである。そして、この最初の10

日間で被災地情報支援の取り組みの基本は構築された。著者が所属している防災科研は、国や地方自治体等が実務で利用する防災情報システムを開発している機関である。それにも関わらず今回の災害に際して、研究成果を用いた業務として被災自治体を支援することに大きな制約を受け、所内の理解を得ることも困難であったことが述べられている。現在でもこの大きな課題は抱えたままということであるが、国の研究機関として大々的な支援が厳しい中で3つの方針に基づき3月14日に東日本大震災プラットフォーム「ALL311」が立ち上がった。この方針とは、①被災地外の支援者のための情報提供ポータルサイトの立ち上げ、②被災地からの情報発信を支援する環境の提供、③被災自治体及び災害ボランティアセンターの復旧活動を推進するための情報環境の提供、である。またこの取り組みのための初動資金は、国からではなく民間企業からのものであった点も付け加えておきたい。防災科研が国の機関であることが、寄付や助成といった資金面でマイナスに働いたためだという。このような情報こそ記録し共有することで、今後の災害のためのシステム構築に役立つべきであろう。このようにして防災科研が研究開発したeコミュニティプラットフォームをもとに、民間から無償クラウドサービスの提供を受けて作られた「ALL311」が動きだした。

第3章「「ALL311」を開設 — 協働情報プラットフォーム」には、実際に被災地をどのような形で支援したのかが詳細にまとめられている。この支援とは被災自治体に対する支援、災害ボランティアセンターに対する支援、仮設住宅等の被災者生活支援に大別される。特に被災自治体への支援の中で、今後のクラウドサーバの利用やSaaS型サービスの普及を予想し、著者は個人情報等のセキュリティーポリシーの見直しや事業間のバックアップ体制、

災害時のオンサイト環境の構築などにも言及している。評者としては、これを機に様々な立場からこの問題が取り上げられて、今後の電子公文書に対応したシステム構築が進むことを期待したい。さらに着目すべき点は、沿岸の被災自治体との協働で開発に取り組んでいる災害対応と連携のありかたを検証するための検索閲覧システムである。災害対応に関係する行政文書をすべてデジタル化し、タイムラインや地図から関連文書や映像などを関係づけて検索できるものである。著者は第1章でもメタデータ等検索システムの標準化の必要性を述べており、このシステムはアーカイブズ機関の検索システムに活用できる可能性も大きく、完成が待たれる。

3 — 「311まるとアーカイブス」の 取り組み

「ALL311」の取り組みは、ポータルサイトの構築・運営から被災地での支援へと発展したものである。災害ボランティアセンターの運営支援や被災自治体の罹災証明書発行、瓦礫の撤去管理など被災地での業務を行う中で、著者は陸前高田市の広報担当職員から「津波の教訓を後世に伝えるため、市内全体の被害状況を映像で記録したい」という相談を受けた。このことがきっかけでスタートしたが、第4章「311まるとアーカイブス」のミッションである。その後、市民が撮影した被害映像や被災前の地域映像の収集、被災地の市民による復興過程の記録、災害デジタルフィールドミュージアム、防災グリーンツーリズム、電子教材など様々な取り組みに発展している。活動は基本的にボランティアの協力によって成り立っており、そのボランティア活動自体を記録することも取り組みの1つである。また記録から派生した活動として、「思い出の品」

返却プロジェクトが紹介されている。評者もテレビなどで自衛隊が瓦礫撤去の際に見つかったアルバムなどを敷地の隅にまとめているのを見たことがあるが、そのアルバムなどを返却する活動である。著者が写真に写る地域の祭りの様子や被災前のまちなみの風景を目にして、その中に地域のアイデンティティが記録されていると感じ、地域の記憶を再生する手助けとなる協働の仕組みづくりを思い立ったことから始まった。写真は洗浄と整理を行った上で定期的に返却会を開催して被災者のもとに返却され続けている。ここで紹介されている写真の洗浄と複製に関しては、企業も参加しているため難しいかもしれないが、今後のアーカイブズ資料の保存のためにもぜひそのノウハウを記録して共有できるようにしてもらいたい。

「311まるとアーカイブス」の活動は陸前高田市だけに止まらず、他の被災自治体にも同様のニーズがあった。このため被災地を撮影する記録ボランティアの参加を呼びかけ、集まった人たちの5か月にわたる活動によって約6万7580枚の写真と動画281本が撮影された。対象は被災地のまちなみ・避難場所・重要公共施設・鉄道や道路・文化財・復旧復興活動などである。第5章「記録ボランティアによる被災地撮影」には、その活動内容と実際の記録ボランティアの声が収録されている。ここでは被災直後に現地で活動する難しさが著者からもボランティアからも出されている。住民とのトラブル、ボランティアの心のケア、ボランティアからの批判や提案など形は様々であるが、本書からは特殊な状況ではじめてチャレンジした試行錯誤の様子が伺える。しかし、著者が言うようにこの経験をもとに「新しい公共、公民の連携の姿」として次の活動につなげていくことが重要である。また、記録ボランティアの声を「311まるとアーカイブス」のHP上でも公開しているが、計画書に

よるとこのプロジェクトは2011年から20年の継続を目指している。しかし震災記録を国民の財産として後世に伝えるためには、HPで公開している記録を含めた「311まるとアーカイブズ」プロジェクト全体の記録資料を永久的に管理し公開していくシステムを構築し維持していく必要があるだろう。

「311まるとアーカイブズ」は被災者自身が被災地を記録する取り組みでもある。第6章の「被災者による未来に向けた記録」では、被災者の記録が被災地域の記憶の伝承と復興という2つの面に有効であるとの見解が示されている。著者によると被災者自らが記録したものは、一般的な教訓として社会で共有できるものと、被災地の地域性や被災状況により一般化できないものに分けられる。そして一般化できないものは教訓を活かすために地域の被害に即した検証が必要になるとしており、このことから将来的にこのプロジェクトで収集した記録を実際に検証していくことが求められるだろう。また記録の対象について著者は、特定の地域コミュニティや仮設住宅などに絞ったうえで、長期的に寄り添いながら深い関係の中で記録していくアーカイブ活動こそ、「被災者自身によるアーカイブズ」の特徴であると述べている。その際に長期的な活動を支える人材や資金が大きな課題であり、NPO等が自律的に活動できる環境の整備の必要性を訴え、被災市町村のネットワークづくりと財源確保、民間事業者や大学等との協力による人材育成システムの構築を目指して、今後も支援に取り組む姿勢を示して本文を締めくくっている。震災から時間が経過するとともに、被災地外では震災の記憶はどんどん薄れていってしまう。その中で独自に支援しつづけることは困難であり、国立国会図書館の「東日本大震災アーカイブ」と協力するなど、図書館やアーカイブズ機関との連携は不可欠である。

この「東日本大震災アーカイブ」の取り組みについては「おわりに」でも触れられているが、防災からの観点で「震災アーカイブシステム」の構築を試みる著者から国会図書館ヘジタルアーカイブ運用上の的確な意見が出されている。図書館側も既に承知していた内容かもしれないが、二次利用のためのポリシー、公開時期の制限、非公開コンテンツの保存と利用許可申請手続きなどである。2012年8月に打ち出された国会図書館のビジョンや同年11月に公開になった「東日本大震災アーカイブ（開発版）」などを見ると、これらの意見が反映された形となっており、連携・協力機関として「311まるとアーカイブズ」も名を連ねている。著者はコンテンツの死蔵も懸念しているが、インターネット上でのAPIによるアプリケーションの利活用機能も2013年3月の本格運用時には追加機能として提供される予定である。同様に国会図書館ではメタデータの整備に関しても追加機能として提供予定であるため、評者としてはどのようにメタデータを付与するのかに注目している。

4 — 「災害アーカイブズ」構築の課題

本書は主にデジタル記録を中心とした「災害デジタルアーカイブシステム」の構築と利活用に主眼が置かれている。本文中で災害の行政文書や議事録の保存等にも言及しているが、「報告書等に記載された災害の記録は、収集または記録されたもののごく一部であり、それ以外の記録素材を利用して別の視点から編集し活用する社会的な仕組みはまったく整備されてこなかった」と述べている。このことから著者は、災害記録の体系的な保存・公開の制度的枠組みを再構築するべきであるとしているが、これこそまさにアーカイブズ制度にほかならない。評者は以前、宮城

県公文書館において明治・昭和の三陸地震を含めた災害記録の展示を担当したことがある。宮城県では明治以降の県内で起きた災害に関する公文書を多く保存し公開しているが、当時は宮城県沖地震から約30年を経て次の地震に対する防災意識が高まっていた時期でもあり、ニュースで取り上げられるなど注目された。東日本大震災後も所蔵資料についてテレビ局や新聞社からの問い合わせや、研究者による閲覧請求があった。また現在は東日本大震災に関係する公文書の保存・公開方法についても検討が始まっている。国でも2011年4月に「公文書等の管理に関する法律」が施行され、歴史公文書等の適切な保存と利用促進が法律として整備されたため、今後省庁等国の機関で作られた東日本大震災に関する公文書も適切に保存が進められることになる。このように日本においてもアーカイブズ制度が整えられつつあるが、地方については第34条において「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」という努力義務であるため、被災地域すべてに必ずしもアーカイブズ制度が導入されているわけではない。特に岩手県では県レベルでも公文書館等の機関がないため筆者の指摘は重要である。しかし本書を通して震災に関する全国のアーカイブズ機関の取り組みにほとんど触れておらず、評者には災害記録の体系的な保存・公開制度をどのような形で再構築すべきなのかそのビジョンがイメージできなかった。すでに岩手・宮城・福島は3県では災害記録の収集に関して何かしらの方針を提示しており、著者から提案されている長期的な「災害アーカイブシステム」の構築とその維持には、被災地のアーカイブズ機関を中心とした協力体制

「災害デジタルアーカイブズ」の例

311まるごとアーカイブス | <http://311archives.jp/>

国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクト
http://www.ndl.go.jp/jp/311/earthquake/disaster_archives/index.html

みちのく震録伝 | <http://shinrokuden.irides.tohoku.ac.jp/>

saveMLAK | <http://savemlak.jp/>

を整えることが先決であるように感じた。同様に活用されるための仕組みの整備はアーカイブズ機関においても大きな課題であるため、双方向からのアプローチが待たれる。

また本書は「災害デジタルアーカイブス」の提唱であるため、現代のデジタル記録を中心としたローデータとしての一次資料の共有と二次資料の活用が取り上げられているが、これも紙媒体を含めた日本のアーカイブズ共通の問題である。本書が刊行された2012年4月は震災からまだ1年である。著作権だけではなく個人情報保護の観点からも一次資料が公開できないケースが多い。著作権や利用制限期間が切れる50年後や100年後に公開されることを想定し、これらの一次資料を永久的に保存し、将来的に活用するためのシステムとして構築することが必要である。そのためには、すべての記録を保存するのではなく評価選別していくことが求められる。その上で、将来的なシステムへの対応も迫られるため、コンテンツだけではなくそのコンテンツ作成に関わる記録も一次資料として保存対象になることを付け加えておく。

5 — おわりに

本書自体が震災後の様々な支援活動の記録でもある。過去の震災においても様々な記録が保存され、その記録をもとに震災史などが出版されてきたが、年月とともに読まれなくなり、遠い過去となってしまった。この失敗を活かし、「記憶を記録」し保存・活用することで継続した記憶の伝承をする必要があることを改めて考えさせられた1冊であった。阪神・淡路大震災と東日本大震災。記憶に新しい2度の災害を遠い過去にしないために、アーカイブズに携わる者としてやれることがあるはずである。さあ、今だ。

報告

report

1

[報告 | report]

ルチアナ・デュランチ教授をお迎えして Dチームよりの報告

Professor Luciana Duranti at GCAS: A Report from "D-team"

平野泉＋橋本陽＋松尾美里

Izumi Hirano, Yo Hashimoto and Misato Matsuo

2012年6月18日－7月1日の2週間、ブリティッシュ・コロンビア大学のルチアナ・デュランチ教授(以下、デュランチ先生)が学習院大学に特別研究員として滞在された。これに先立ち、2012年4月の最初の演習の日に、4名の学生(阿久津美紀[M2]・橋本陽[D2]・平野泉[D3]・松尾美里[D3]、以下学生は敬称略)が海外研究者の滞在にまつわる実務を学生側からサポートする担当(以下、Dチーム)として指名された。それ以降、Dチームを中心とした本専攻の学生が多様な形で、先生方・専攻事務室のご指示のもと、そしてある時には先生方・専攻事務室の意図するところを少々逸脱しながら、デュランチ先生来日というイベントに関与することになる。2008年の専攻開設以来、私たち学生は毎年、先生方のご尽力により、東京にいながらにして世界的なアーキビストのお話を直接に伺う機会に恵まれてきた。しかしそうした外国からのお客様の対応に、準備段階から学生がこれほど関わったのは、今回が初めてだったように思う。

本報告は、この3ヶ月間に学生たちが経験したことを一部なりとも記録化することで、その成果と問題点を検討し、今後の専攻における同様の活動に活かすためのものである。ふりかえってみると、とくにデュランチ先生滞在中の2週間について

は、誰もが次々と展開する事態に対応することに終始したというのが現実で、学生の活動の「全体」を把握していた者はいなかった。つまり本稿はあくまで、「少なくともDチームの活動の全体がある程度見えるような報告」という限定付きのものである。それすら可能かどうかは疑問ではあるが、とりあえず全体を大きく3部に分け、まずはDチーム活動の概要(平野泉)、そして4回にわたり実施された学生主催の事前勉強会について(橋本陽)、最後に、今回の対応の問題点と今後の課題(松尾美里)の順に報告することとしたい。

1 — Dチーム活動の概要(平野泉)

1-1: 特別講義に備えて勉強しつつ待つ[4月中旬-5月後半]

Dチームメンバーが指名された日の夕方、橋本・平野の間で、事前勉強会を自主開催してはどうかという話が交わされた。前期演習の日程がかなりタイトな状況であるうえに、6月に入ると修論中間発表を控えてM2が勉強会に参加しにくくなること、そして超多忙なデュランチ先生から必読文献などのご連絡がある頃には、勉強会のための時間を確保できなくなってしまうのではないかと危惧されたからであった。2009年のエリック・ケテラル先生来日時のような公式の勉強会

が行われなかったのは残念でもあったが、4月中旬からの時間を無駄にせず事前勉強に充てられたのは、時間配分としてはよかったのではないかと思う。

1-2: まだまだ白いスケジュール表を眺めつつ待つ [5月後半～来日前日]

5月後半になり、来日中の公式な行事の日程がある程度固まってきた25日に打ち合わせを行ったが、細かなスケジュールは空欄のままで、何を準備したらいいのか、また来日後何をすればいいのかは見えないままであった。しかし2008年招聘のデイヴィッド・D・グレイシー先生のときも、2009年のケテラール先生のときも、「明日どうしよう?」という場面で動ける人が動かしなかったため、終わってみると少数の人しか関わらなかったという経験を、橋本・平野・松尾は共有していた。そのため、早めに個々の学生が動ける日・時間を聴取して「デュランチ先生対応シフト」を決めておいてはどうかと学生から提案し、先生方のご賛同を得て実施した。また、懇親会等の日程と手配、出欠確認等もこの時期にある程度進めた。そして6月13日、安藤先生のご指示で学生(平野)とデュランチ先生がメールをやりとりすることになり、その後このチャンネルでのコミュニケーションも活発化する。

1-3: あっという間の2週間 [6月18日～7月1日]

[1-3-1: 日々の対応]

6月18日、いよいよデュランチ先生と息子さんのジョルジオさんが来日された。当日の成田空港へのお迎え(蓮沼素子 [D1]・平野)以降、「デュランチ先生対応シフト」をいちょうの目安に、学生がそれぞれに対応した。この時点でも、お二人が日本で具体的に何をしたいのかは明確ではなかった。とはいえ、ジョルジオさんはどンドン一人で町歩きを楽しむ方であり、さらに19日の専攻主催の歓迎会でデュランチ先生が「予定がないのが良い予定」とコメントされたと伝えられたこともあって、「あまり細かく干渉しないのがよからう」という方針に傾いた。20日の谷中観光に同行した近藤伊織 [M1]・橋本の2名で浅草(26日)・鎌倉(28日)観光を含む日程の大枠を決定、あとは自由に行動してもらうことになった。この時点で、シフトに入っているからといって必ずしも待機や対応は必要ではないことが明らかになったため、学生は活動内容を当日中に本専攻のメーリングリストであるGCASML(以下、ML)に報告するとともに、翌日シフトに入っている学生が何らかの対応をする必要があるか、あるとしたら何をすべ



Duranti 教授来日日程 [2012年6月18日～7月1日]

6/18(月)	来日(出迎え: 蓮沼・平野)
6/19(火)	初登校、専攻教員とのミーティング(於: 専攻共同研究室) 専攻主催歓迎会(於: 割烹大倉)
6/20(水)	谷中観光(担当: 近藤・橋本)
6/21(木)	終日フリー
6/22(金)	京都へ(安藤先生同行)、東寺・京都府立総合資料館訪問
6/23(土)	京都大学大学文書館訪問 京都大学大学文書館との共催・国際セミナー 「デジタル記録とアーカイブズ」 講演「デジタル記録の信頼性に向けて—— インターハレスプロジェクトの成果」 (14:30-16:30、於: 京都大学芝罘会館別館) 懇親会(於: 楽友会館)
6/24(日)	帰京
6/25(月)	特別講義“The InterPARES Project and Beyond” (18:00-19:30、於: 西2-503) 学生主催懇親会(於: 一番星)
6/26(火)	浅草観光(担当: 阿久津)
6/27(水)	学生面談(平野・松尾)
6/28(木)	鎌倉観光(安藤先生同行、担当: 阿久津・聖石・橋本)
6/29(金)	学生面談(義口・元・齋藤柳子・橋本)
6/30(土)	講演会“Archival Diplomatics and Digital Records.” (15:30-17:00、於: 中央405) 学生主催歓送会(於: マックス・キャロット)
7/1(日)	離日(見送り: 橋本・平野)

きかを確実に連絡・申し送りすることにした。こうしたMLでのやりとりは、4月の時点で先生方のご了承を得て行ったものではあったが、少々利用の仕方に不適切な点もあったかもしれないと反省している。その一方で、京都で先生のアテンドをする予定の渡邊佳子[D3]が、東京での先生の様子を把握できたり、諸事情により具体的活動に関われない学生とも情報が共有できたり、というMLならではのメリットもあったように思う。

[1-3-2:ファイル等の配信]

講演のPPTファイル(英文)、京都講演のための日本語版PPTファイルなどは、安藤先生が受信次第Dチームに送って下さった。しかしPPTファイルのサイズが大きく、平野がPDF変換し、圧縮・サイズダウンしてMLに配信しようとしたところ、配信可能なファイルサイズの上限を超えてしまうものが複数あった。そのため、齋藤柳子[D1]ほか複数の学生を学年ごとの配信元とし、希望者のみファイル送信する形をとった。元ナミ[D1]から「ある講義で使用しているファイル共有の仕組みを利用しては?」という提案も出たが、講義用の仕組みを流用するのはためらわれたため、今回は分割配信方式で乗り切った。とはいえ学生間でサイズの大きいファイルを共有するためのプラットフォームについては、今後の検討が必要と考える。

[1-3-3:学生個人指導]

19日、デュランチ先生が学生の個人指導をしてくださるというお知らせが安藤先生よりMLに配信され、その日程調整をDチームが行うことになった。しかしMLに希望者が殺到するというような状況にはならず、どこか学生が尻込みしているような雰囲気があった。そこで23日、ゼミなどで聞いてみると「やってみたい」という人が複数いたので、その場で日程を調整してデュランチ先生とともに京都に滞在中の安藤先生に連絡した。その後デュランチ先生からも面談前の準備について「研究のテーマ、概要と文献リストを事前に送るように」との要請があり、学生の緊張は高まった。最終的に6名(養口愉花[M1]、元ナミ、齋藤柳子、橋本、平野、松尾)が27日、29日に指導を受け、それぞれ貴重な助言を得た。

[1-3-4:懇親会等準備・開催]

25日の学生主催懇親会はDチームの阿久津、30日の歓送会の会場手配は保坂先生、司会・受付等の詳細につい

ては専攻事務室、ゼミ幹事(近藤伊織・久保田明子[D1])、そしてDチームが担当した。25日の懇親会(会場:一番星)は主として学生と修了生、30日の歓送会(会場:マックス・キャロット)は先生方のほか講義の出席者も数名参加され、盛況のうちに終わった。ただどの会場も一度着席すると動きにくいテーブル配置であったため、デュランチ先生とお話しできなかった参加者も多かったのではないかと。その点が反省点である。

1-4:反省点

今回の取り組み全体についての反省と課題は、結びの松尾担当分に譲るとして、活動の全体が「調整」なき「協力」に陥る危険性をつねにはらんでいた、ということだけは個人的な反省点として挙げておきたい。専攻教員、そして専攻事務室とDチームとの関係があいまいなまま、学外での活動(その内容もあいまいであった)に学生が参加することで、専攻と個々の学生は一定のリスクを負うことになった。そうしたリスクが具体化しなかったことは、各担当者がそれぞれの場面でそれぞれの確かな判断をしたことの賜物でもあり、経験豊かな人が集う本専攻の「底力」の現れであったかもしれない。とはいえ、やはり今後は変えていかなければならないだろう。

また、Dチーム内部で「デュランチ先生来日という一大プロジェクトを、完全な形でアーカイブする」などのアイデアもいくつか生まれたものの、結局は実現できないまま終わってしまった。社会人学生が多く、しかも学ばねばならないことが多い本専攻では難しいかも知れないが、こうしたイベントを単なるイベントに終わらせず、参加型のひとつのプロジェクトとして結晶させることができれば、学生にとって大きな学びの機会になるだろうと思う。

2 —— 事前勉強会について(橋本陽)

前項で述べたように、ここからはデュランチ先生が本専攻のために準備してくださった2回の講義に向けて、学生が自主的に開いた事前勉強会について、その内容を簡単に記述する。この事前勉強会は5月から6月の間に4回開かれた。事前勉強会を準備する段階においてはデュランチ先生の講義内容が本専攻に伝達されていなかったため、Dチームは先生の研究業績から予習しておくべき内容を推測し、勉強会のカリキュラムを作成した。その柱は二つ、ディプロマティクスとインターパレスプロジェクトであった。この予測はそれほど外れたものではなかった。というのも、先生の講義の主

題は、1 回目³が 'The InterPARES Project And Beyond' (6月25日)、2 回目⁴が 'Archival Diplomatics and Digital Records'(6月30日)であり、どちらの講義も事前勉強会の主眼として掲げられた項目に合致するものであったからである。

事前勉強会は、それぞれ発表者が事前に参考文献を挙げておき、当日はそれをまとめたレジュメを配布し、報告終了後に参加者たちが討議するという形式がとられた。以下、事前勉強会のそれぞれの内容について簡単に言及する。

第1回目の勉強会は5月12日に行われた。テーマは「デュランチ先生とディプロマティクス」であり、橋本が報告した。勉強会の狙いは、ディプロマティクスの定義と歴史について知識を得ることにある。主となる参考文献は二つあり、一つはデュランチ先生が *Archivaria* に寄稿しディプロマティクスを体系的に初めて北米に紹介した一連の論考 'Diplomatics: New Uses for an Old Science' であった^[1]。もう一つはデュランチ先生に師事したヘザー・マクニールの著作 *Trusting Records: Legal, Historical, and Diplomatic Perspectives* である^[2]。前者は、ディプロマティクスの概要とそれによる文書の分析方法はどのようなものであるかを述べる。また、後者は、ディプロマティクスの誕生の歴史、その近代に至る発展の経緯、そしてディプロマティクスの電子記録への応用など、この学術分野の来し方行く末について大観的に描いたものである。勉強会参加者は、ディプロマティクスのもつ可能性の二面性、すなわち既存の文書の真正性を検証すると同時にこれから作成される文書に真正性を付与するための文書様式の作成に寄与する機能があることを知った。橋本報告では、前者の機能について論議したが、この知識をもとに、松尾報告において後者の側面を議論することとなった。

5月19日に開かれた第2回の勉強会は、齋藤柳子が報告者であった。齋藤の研究上の関心はレコードマネジメントにあったため、ディプロマティクス及びレコードマネジメントと関連性の強い評価選別を扱った 'Structural and Formal Analysis: The Contribution of Diplomatics to Archival Appraisal in the Digital Environment' を取りまとめた報告を担当してもらった^[3]。デュランチ先生のこの論考は電子記録を素材としており、ディプロマティクスは電子記録の真正性を担保するレコードキーピングシステムの構築、文書群の構造分析、構造分析による評価選別の円滑化、さらには選別後に残る文書の真正性の担保それぞれに貢献する学術であることが簡潔にまとめられていた。しかし、この簡潔性が逆に災いし、勉強会参加者はこの論考を

完全に理解することができなかった。インターパレスプロジェクトのWebサイト^[4]にアップされている、詳細な成果報告を読まなければ、ディプロマティクスの電子記録及びそれに関するシステムへの応用については把握できないという半ば自明の事実を参加者は自覚した。

第3回目は5月26日に開かれ、報告者は松尾であった。松尾報告の主題は「デュランチ先生とインターパレス」であり、デュランチ先生主催の国際的な電子記録保存プロジェクトであるインターパレスプロジェクト及びそこで得られた成果のあらましについて述べられた。この報告では、先に述べたように、ディプロマティクスの真正性担保の機能、具体的には電子記録への応用についても言及された。参考文献は *Encyclopedia of Library and Information Sciences*, 3rd edition 所収の 'InterPARES' である^[5]。松尾はまた、デュランチ先生とケネス・ティボドー氏の論考を参照し、今日の電子環境におけるドキュメントの在り方が、ヨーロッパ中世における公証人文書の管理の在り方とアナログカルな関係にあるという議論も紹介した^[6]。

第4回目は青木祐一⁷本専攻助教による報告であり、6月2日に開かれた。日本近世史を専門とする青木助教は、日本史についてあまり知識がない者もいる勉強会参加者にむけて、日本の古文書学について講義に近い報告を行った。その中で、日本では古文書学はほぼ中世の記録の分析に留まり、近代はおろか近世にも種々の問題がありあまり適応されていないという点が論議の焦点となった。また、欧米ではディプロマティクスは電子文書にまで応用されているが、日本とのこの違いは何なのか、そしてそうなった理由は何故なのかについても議論は及んだ。

以上が、Dチーム主催の勉強会の概要である。この勉強会自体は終了したが、これを引き継ぐ形で、デュランチ先生帰国後、Dチームにいた平野と橋本を中心としてサブゼミを開催している。これは主に英語を中心とした海外文献を読む研究会である。サブゼミは、デュランチ先生をはじめとする世界の碩学たちの知識を貪欲に取り入れる場として継続させていく。

3 — 問題点・今後の課題(松尾美里)

Dチームおよび学生にとっては、こうしたイベントの運営に多少なりとも関わったということ自体が、一つの学びの機会であったといえる。今回の招聘イベントを通じて、学生

らは各人なりに学び、感じ、会得したところがあったに違いない。そうした個人視点からの感想や反省をつぶさにレビューするならば、学習機会としてのイベント運営をめぐる興味深い知見を得ることも可能であるかもしれない。しかしながら、本報告のまとめにあたる本章では、個別の感想や成果を吟味・検証していくことよりも、本専攻全体で共有すべきであるような、大きな課題を概括的に示すことに努め、以てDチームから本専攻全体にむけての問題提起としたい。

3-1: コスト問題

[3-1-1: 金銭的コストと時間的コスト]

前述したとおり、Dチームおよび学生は、ゲスト外出時の付き添いや不測事態に備えた待機等の役割(以下、アテンドという)を分担した。このアテンドの任は、当然のことながら相応の金銭的コストと時間的コストを伴うものであったわけだが、Dチームでは、こうした諸コストをどう処理するべきかという問題について、事前の検討を行っていなかった。実際のところ、金銭的コストに関していえば、イベント終盤にさしかかるまで、空港出迎えのための旅費等一部の例外を除いては看過されており、分担者各人の「貢献」ないし「協力」のうちに委まれてしまっていた。金銭的コストについては、のちに先生方のご好意によって個別に補償されたケースもあったが、それも全部ではない。

一般的に言っても、フルタイムの学生にとっての金銭的出費、社会人学生にとっての時間の捻出は、軽く片の付けられるような問題ではない。しかしながらDチームでは、こうしたコスト問題に関する配慮を欠いていた。

[3-1-2: アンケートについての反省]

デュランチ先生帰国前の歓送会の段階にいたって、Dチームでは上記の問題を反省し、学生のアテンドにかかった諸コストを洗い出すためのアンケートを試みた。これは、各人がアテンドや勉強会等をはじめとするイベント関連活動に費やした(1)金銭的コスト、(2)時間的コスト、(3)感想等という、3点を問うだけのごくシンプルなもので、回答方式も字数制限のない自由記述型であった。歓送会およびMLを利用して配布したが、自由記述型の回答方式が逆に回答しづらかったのか、回収率は低く、また、コストの計上の仕方も回答者によってばらつきが生じた。その結果、惜しいことにイベント全体の総括あるいは問題の議論の参考となるような情報を導き出すことはできなかった。

今回のアンケートが成功しなかったのは、アンケートの作成の仕方の中に原因があり、回答側の問題ではない。このようなアンケートを行うにあたっては、すくなくとも、(1)費目等項目を定義したうえで、計上の仕方を具体的に指示する、(2)被験者にはアンケートの回答に必要な情報の記録化に努めてもらうよう予め周知しておく、という程度のことはしておく必要があったといえる。しかしながら、後手に回ったすえの急ごしらえであったこともあり、残念ながら意図した目的は達成し得なかった。

[3-1-3: コスト問題に関する提言]

金銭的コストに関して言えば、個人の「貢献」として片付けられる範囲にも、先生方の「好意」に頼ることのできる範囲にも、当然ながら限界が存在する。また、金銭的・時間的両コストは、日毎のプランによって大きく差が生じるものであり、分担者間の負担は、当然のことながら公平にはならない。いずれも当然の事ではあるが、これを改めて専攻全体の問題として捉え直してみてもどうだろうか。アテンドにかかる金銭的コストを不安定でインフォーマルなソースに依存することの是非について、専攻全体で一度議論を持つ必要がないだろうか。コストは、アテンドの質に直結し得る問題である。遠路やってきた大事なゲストに、心を尽くして接遇したいと思うならば、等閑にすることのできない問題であることは間違いない。

3-2: リスク管理

[3-2-1: 非常・緊急事態への対応体制]

アテンドの計画は、Dチームによって組まれたものであったわけだが、その実態は対応者のシフト表であった。結局、事前ミーティングにおいては、病気・怪我、事故、災害等の非常・緊急事態が生じた際の行動指針等について検討がなされることはなかった。緊急時の連絡先一覧の準備すらなかった点は大いに反省すべきところであろう。トラブルが発生した場合、事態が無用に混乱・悪化してしまうおそれがあった。今回は、ほぼ恙なく全日程を終えることができた(台風に見舞われた日があったが)、こうした不用意によって実際に問題が起ることはなかった。しかし、同じような幸運に次年度以降も預かれるときまっているわけではない。多少不運なことが起こったとしても、その影響を最小限に抑え、ゲストの安全な滞在を支援できるよう、専攻全体で非常・緊急事態への対応体制について検討を行う必要があるだろう。

[3-2-2:責任範囲の整理]

今回は、講義等の大学における正規の活動・行事以外の場面に、様々な形で学生が関与したわけだが、そうした諸事のかなかには、学生が本来は立ち入るべきでないような事務的手続き、機密事項、私事に立ち入りすぎる事柄が含まれていた可能性を否定することはできない。Dチームも専攻も「臨機応変」を旨として動いており、誰が何をどこまで受け持つのかということ細かく計画していたわけではなかった。目の前のことについて、できる人が可能な範囲の対応をしていくなかで、学生がその身分では関わるべきでない手続きや情報に接する場面が、全く皆無であったとは言いきれないだろう。これは、一面においては情報セキュリティに関する問題である。手違い等の問題・事故がいざ起こった場合に、その影響を最小限にとどめるためには、学生が関われる範囲というのに予め線引きがあった方がよいはずである。

臨機応変の対応ができるのは、様々なバックグラウンドを持つ学生が集まっている本専攻の美点の一つである。この臨機応変の力が、責任問題をこじれさせるリスクに転じるようなことがないよう、招聘イベントに関わるタスクについて、その責任範囲を整理する必要があるのではないだろうか。

3-3: 記録化

前段で述べたように、招聘イベントそのものに学生全体が関わったのは、今回が初めてのことであり、こうした経験をどのような形で記録化し継承していくかという点について、予め何らかの方針等が立てられていたわけではなかった。いくつか案が出されてもいたが、残念ながら、それについて検討する時間も余裕もなかった。その結果、イベントの報告・総括に取り組みもうにも、材料となるべき記録が、Dチームおよび学生間で交わされたWebメールによる通信記録のみ、という頼りない状態になってしまってさいた。そのため本報告は、まず平野が、大量のメールから学生生活の全体像を把握できるタイムライン記録の再構築を行い、Dチーム内でイベントの全体像を共有するというところから始められている。

本専攻関係者にとって海外ゲストの招聘イベントは、その一回一回が掛け替えのない、貴重な出来事である。今年の学生にとって、ルチアナ・デュランチ先生との出会いは、2012年に本専攻に居合わせたからこそ浴し得た幸運であった。もちろん、別の年にはその年なりの「幸運」がある。こうした招聘イベント自体は、「その時」に居合わせなければ共有できない経験であるわけだが、それを記録化すれば、のちの学生も

その経験を間接的にはあるが共有し、恩恵を受けることが可能になる。「コスト問題」と「リスク管理」に加え、この「記録化」も本専攻全体で共有すべき検討課題のひとつとして最後に挙げておきたい。「記録化」が、前の二者と同じくらいに難しく、また重要な問題であることは、本専攻の関係者には改めて説くまでもないことだろう。

1 — Luciana Duranti, 'Diplomatics: New Uses for an Old Science,' Part I-VI, *Archivaria* 28-33 (1989-1992). のち、これらをまとめた *Diplomatics: New Uses for an Old Science*, Lanham: Scarecrow Press, Inc., 1998 が刊行される。

2 — Heather Macneil, *Trusting Records: Legal, Historical, and Diplomatic Perspectives*, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers, 2000

3 — Luciana Duranti, 'Structural and Formal Analysis: The Contribution of Diplomatics to Archival Appraisal in the Digital Environment,' *The Future of Archives and Recordkeeping*, Jennie Hill (ed.), London: Facet Publishing, 2011, pp.65-88.

4 — The InterPARES Project, "The InterPARES Project," The InterPARES Project, <http://www.inter pares.org/> (2012-11-10アクセス).

5 — Luciana Duranti, 'InterPARES,' *Encyclopedia of Library and Information Sciences*, 3rd edition, Taylor & Francis, 2009

6 — Luciana Duranti and Kenneth Thibodeau, 'The Concept of Record in Interactive, Experiential and Dynamic Environments: the View of InterPARES,' *Archival Science* 6, Issue 1, 2006, pp.13-68. 特に電子環境におけるドキュメントとヨーロッパ中世における公証人文書の管理の在り方のアナロジーについては pp.52-60. を参照。



2

視聴覚アーカイブ活動を支える国際団体の紹介

IASA, AMIA, SEAPAVAA

Introduction to International Associations Supporting Audiovisual Archiving: IASA, AMIA, and SEAPAVAA

[報告 | report]

石原香絵 | Kae Ishihara

はじめに

視聴覚アーカイブ活動を支える国際団体は、国内の図書館・アーカイブズ領域において長く見過ごされてきた存在である。9団体[1]から成るユネスコの視聴覚アーカイブ協会調整協議会(Co-ordinating Council of Audiovisual Archives Associations, CCAAA)も、この領域の研究者にはほとんど知られていない。国際図書館連盟(IFLA)の35ある分科会の一つ「視聴覚・マルチメディア分科会 (AVMS)」[2]、国際公文書館会議(ICA)[3]が2009年に立ち上げた写真・視聴覚アーカイブのワーキンググループ(Photographic and Audiovisual Archives Group)、そして団体加盟を原則とする国際フィルムアーカイブ連盟(FIAF)や国際テレビアーカイブ連盟(FIAT/IFTA)は比較的認知度が高いが、残る5団体となると、通常のネット検索で入手できる日本語の情報はかなり限定的で、国内の学会誌への報告等もほとんど見当たらない。

視聴覚アーキビストが集う団体が複数に及ぶのは、〈映画〉〈テレビ〉〈音声記録〉といった異なる収集・保存対象ごと、あるいは文化圏ごとに高度な専門性を誇る職種が独自に発展した結果である[4]。自律性を保ちつつも、昨今ではユネスコの働きかけに応じて「世界視聴覚遺産の日」(10月27日)[5]

を共に祝う等、ゆるやかな連携が進んでいる。研究範囲に応じて個人が複数の団体にまたがって入会し、共通項や差異を肌で感じ取ることも有益であろう。

本稿は、筆者が2009年以降に参加の機会を得た4団体(FIAF, IASA, AMIA, SEAPAVAA)の年次会議から、2012年春のFIAF北京会議を除く3つを取り上げ、団体の概要紹介と共に簡易的な参加報告を試みるものである。

尚、この領域のターミノロジーの確認は紙幅の都合により割愛すること、そして下表に示した各団体の公式ウェブサイトから得られる基本情報に関して脚注を省いていることを予めお断りしたい。

1 — 国際音声・視聴覚アーカイブ協会 International Association of Sound and Audiovisual Archives

IASAは1951年設立の国際音楽資料情報協会(IAML)から派生した団体である[7]。IAMLは名称通り「音楽」に主眼を置くが、一方のIASAはオーラル・ヒストリーやラジオ番組等、音楽を含む音声記録全般を視野に入れている。*Phonographic Bulletin*[8](1993年より*IASA Journal*と改称)の刊

行、ヨーロッパ諸国における国内支部の設立等を経て発展し、IAMLの会期中に併催されていた年次会議がついに単独開催になった1988年、会員数はやっと100を上回った。現在では、アナログ/デジタルを問わず音声記録資料の保存技術に関するガイドラインを数多く公開している。

筆者がIASAに着目したのは2010年と随分遅く、この年、入会して10年になる後述のAMIAがIASAと合同会議を開催したことが契機となった。翌年9月、旅費助成をIASAより受け、コレクションのデジタル化をテーマに開催されたフランクフルト会議への参加が叶ったのである。約150名と小規模ながら、AMIA会議より遥かに国際色豊かなIASA会議は、開催地も南アフリカ(2003)、メキシコ(2006)、インド(2012)と多様で、参加者は30カ国以上から集まっていた。

2日間のセッションには総計50名が登壇。中でもベトナム、ネパール、スリランカのラジオ局の発表は、劣化したメディアの惨状や取蔵環境の改善計画の紹介といった実務に基づく内容で、熱心な質疑応答が続いた。AMIAのインターナショナルアウトリーチ委員会(IOC)がアルゼンチン、ガーナ、アルバニア等で危機的状況にあるコレクションに技術支援

を行っているように、IASAもこうした組織に積極関与の姿勢を見せている。また先鋭的な事例としては、台湾国立師範大学による「日治時期台湾曲盤數位典藏計画」が紹介された。台湾政府の戦略に則ったこのプロジェクトは、日本統治時代に日本蓄音機商会(現日本コロムビア)が販売したSPレコードのデジタル化を進めている。会場となったドイツ国立図書館のウテ・シュウェンツ館長の講演では、「デジタル化とはアクセス向上のツールにこそなれ、必ずしも長期保存の解決策にはなり得ない」ことが再確認されたが、オリジナルの残存を重視するこうした指摘もAMIAと通じる。講義やセッションの他には、デジタル化された音声記録への対応を学ぶワークショップ、放送局等の施設見学^[9]、地元ミュージシャンのコンサート等が用意されていた。

2 — 動的映像アーキビスト協会 Association of Moving Image Archivists

1980年代に設置された米国アーキビスト協会(SAA)視聴覚記録委員会の参画者の多くが、事実上SAAから分離す

表— CCAAA傘下の視聴覚関連9団体

団体名	設立年	会員の概数	本部	公用語
国際図書館連盟 IFLA http://www.ifla.org/	1927	150カ国、1,600団体/個人	ハーグ オランダ	英・仏・独・露・西・亜・中
国際フィルムアーカイブ連盟 FIAF http://www.fiafnet.org/	1938	77カ国、150団体	ブリュッセル ベルギー	英・仏・西
国際公文書館会議 ICA http://www.ica.org/	1948	195カ国、1,500団体	パリ フランス	英・仏[6]
音声記録コレクション協会 ARSC http://www.arsc-audio.org/index.php	1966	1,000個人	アナポリス 米国	英
国際音声・視聴覚アーカイブ協会 IASA http://www.iasa-web.org/	1969	70カ国、400個人/団体	ケープタウン 南アフリカ	英
国際テレビアーカイブ連盟 FIAT/IFTA http://www.fiatifta.org/	1977	250団体	パリ フランス	英・仏・西
FOCAL International (商業的な視聴覚ライブラリーの連盟) http://www.focalint.org/	1985	300団体/個人	ミドルセックス 英国	英
動的映像アーキビスト協会 AMIA http://www.amianet.org/	1990	30カ国、750個人	ロサンゼルス 米国	英
東南アジア太平洋地域視聴覚アーカイブ連合 SEAPAVAA http://www.seapavaa.com/	1996	28カ国、90団体/個人	マニラ フィリピン	英

ることによってAMIAを発足させた[10]。修士レベルの動的映像アーキivist養成が欧米で本格化した2000年代前半になると、会員数が増加し、AMIAの飛躍的な伸長を促した。奨学金制度には1997年から着手し、2001年からジャーナル*The Moving Image*を年2回発行する。今や会員数でも、そして700名以上を集める年次会議の規模でも、他の視聴覚アーカイブ関連団体を圧倒するまでになっている。しかし名簿を眺めると会員の大多数が北米在住であり、会議の開催地もやはり北米の範疇に留まっている。

AMIAが実践に重きを置いていることは、そのミッション・ステートメント[11]からも伝わってくる。現在の会長を務めるのは、2002年にテキサス州で動的映像アーカイブを立ち上げたキャロライン・フリック氏(テキサス大学准教授)である。1,000名以上が登録するAMIAのメーリングリストは、SNSの普及以降もこの領域で最速の情報ソースの一つであり、2012年のコダック倒産、富士フィルムの映画用フィルム製造中止も、AMIAを介して届いた衝撃的なニュースとして記憶に新しい。

筆者は入会9年にして、2009年のセントルイス会議で3度目になるAMIA会議参加を果たした[12]。この年の会議プログラムには例年通り、開会式、ワークショップ、シンポジウム、授賞式、部会別の会合、上映会等が含まれ、掲げられたテーマはやはりデジタル化だった。映画もテレビも、営利も非営利の要素を含むAMIAの論調は、必ずしもデジタルvs.アナログといった二項対立ではない。しかしセッションの中では、膨大な量のコレクションをデジタル化して、かつマイグレーションを繰り返していくことは不可能に近いという指摘や、「キープオール」を原則としてきた動的映像アーカイブ活動に評価選別やディアクセスニングの導入を説く声もあった。

ところで、入会を継続しつつも筆者がAMIA会議に思うように参加できないのは、次に紹介するSEAPAVAAの活動に注力しているからに他ならない。東南アジアの視聴覚アーキivistとの出会いは、2003年のAMIAバンクーバー会

議だった。当時のAMIA会長でカナダ出身のサム・クーラ氏や、SEAPAVAA創設者の一人でオーストラリアの国立視聴覚アーカイブの元代表でもあるレイ・エドモンドソン氏[13]が、インターナショナルアウトリーチ・タスクフォース(現インターナショナルアウトリーチ委員会)を介して仕掛けたパネルセッション[14]に、彼らを招いたのである。この時、東南アジア諸国におけるアーカイブズの破壊に少なからず加担した国の一人として、その活動をより深く知りたい思いに駆られた。

3 — 東南アジア太平洋地域視聴覚アーカイブ連合 South East Asia & Pacific Audiovisual Archives Association

1993年、東南アジア諸国連合(ASEAN)の視聴覚資料関連の会合において、熱帯特有の気候や経済格差といった東南アジア特有の課題を解決するため、視聴覚アーキivistによる新たな団体設立の必要性が訴えられた。オセアニアからの技術・資金援助がほどなく具体化し、地域連合として誕生したのがSEAPAVAAである。2004年にはFIAFとハノイ会議を共催し、翌2005年にはメンバーシップの範囲を東アジアの関連団体にまで拡大。趣旨に共鳴した香港電影資料館、国家電影資料館(台北)、そして日本からNPO法人映画保存協会(FPS)が加盟した。設立から15年以上が過ぎた今も定期刊行物はないが、年次会議の開催等を通して着実に会員間の友好関係が築かれている。

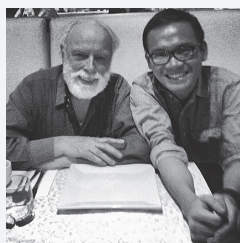
筆者は2007年の第11回カンボジア会議以降、フィリピン(2008)、タイ(2010)、ベトナム(2012)と参加し、拡充する東南アジア各国の視聴覚アーカイブ活動を学んできた[15]。参加者数はIASAと同じく毎回150名程度である。当初はオセアニア主導だった会議の運営は、チャリダー・ウアバムルンジット氏(タイ国立フィルムアーカイブ)をはじめとする東南アジアの若い世代の手に移りつつある。ウアバムルンジット氏はAMIA会



1



2



3

1 — IASAフランクフルト会議におけるネパールのラジオ局の発表

2 — 2011年以来AMIA会長を務めるキャロライン・フリック氏(フリック氏提供)

3 — SEAPAVAA名誉会員のレイ・エドモンドソン氏とフィリピン国立フィルムアーカイブ初代代表のボノことベネディクト・サラザール・オルガド氏(オルガド氏提供)

長のフリック氏と同じく、英国のイースト・アングリア大学大学院に最初期に設置されたフィルムアーキビスト養成コース出身で、山形国際ドキュメンタリー映画祭の審査員を務めるなど、日本の映画人のあいだでもお馴染みである。さらに、2011年1月に設立されたフィリピン国立フィルムアーカイブ^[16]は、翌年7月、初代代表にボ・オルガド氏(就任時24歳)を抜擢した。オルガド氏はニューヨーク大学大学院で動的映像アーカイブ専攻を修了したばかりである。

SEAPAVAAは他団体との連携にも積極的である。過去のセッションや講義の中で、インドネシア国立公文書館館長ジョコ・ウトモ氏からはブルーシールド国際委員会の役割を、フィリピン情報局のベリーナ・カプル氏(元SEAPAVAA会長)からはユネスコ世界記憶遺産プロジェクトを教わった。そして2010年にはIFLAのAVMS代表のトロンド・ヴァルベルグ氏(ノルウェー国立図書館)や当時FIAF会長だった岡島尚志氏(東京国立近代美術館フィルムセンター主幹、現FIAF副会長)も招かれた。実行委員のエイドリアン・ウッド氏によると、現在、SEAPAVAA会議とICA太平洋地域部会(PARBICA)会議との共催も検討されている。

おわりに

以上、雑駁ながら3団体を紹介した。会議参加を通して情熱溢れる視聴覚アーキビストから受けた刺激は、日々の研究や活動を間違いなく豊かな方向に導いてくれている。実際のところ、東日本大震災直後に筆者が立ち上げた映画フィルムとビデオテープの洗浄と応急処置のためのボランティアプロジェクトは、AMIAやSEAPAVAAの仲間から励ましの声と共に届いた寄付や技術支援なしには成立し得なかった。

ICA派遣使節として1986年来日したマイケル・ローパー氏(元英国国立公文書館館長)は、「(日本のアーキビストが)専門知識や専門技術を拡大する必要がある」点の一つとして「文字形態記録以外の記録類(すなわち視聴覚記録や機械可読記録)の作成、選択、保存に関するあらゆる問題」^[17]を指摘した。しかしその後、視聴覚アーカイブ活動が国内で目覚ましく発展したとは言い難く、ここに紹介した何れの団体にも日本からの入会者は極めて少ない。日本に限らず、アーカイブズ学の基本文献である『キーピング・アーカイブズ』(オーストラリアアーキビスト協会)も、「専門用語の難解さ(アルファベット・数字・アクロニムの多用)」等を理由に、アーキビストの視聴覚資料に対する印象に「馴染みがない」(unfamiliar)という形容詞を何度か登場さ

せている^[18]。視聴覚アーカイブへの誘いを意図しながら、本稿が冒頭から聞き慣れないアクロニムを羅列していることは矛盾もあるが、視聴覚アーカイブ活動を支える国際団体への参加者が一人でも増えることを願わずにはいられない。

1 — 本稿では、レイ・エドモンドソン『視聴覚アーカイブ活動:その哲学と原則』、ユネスコ、2006年の改訳(2010年~)にあたり、東京国立近代美術館フィルムセンター、公益財団法人トヨタ財団、立命館大学等による表記を参考にしながら、児玉優子氏(公益財団法人放送番組センター/学習院大学大学院非常勤講師)と議論を重ねた上で仮決めた名称を使用している。

2 — 金谷媛「図書館・アーカイブズ分野の主要国際機構とその情報源(1)」、『文化情報学:駿河台大学文化情報学部紀要』17巻1号、2010年、45頁

3 — 2012年11月現在、ICAの公式ウェブサイトは日本語を含む7カ国語で表示可能であり、日本語の名称として「国際公文書館会議」が使用されている。国立公文書館の刊行物においても同様であるが、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は「国際文書館評議会」を採用している。

4 — 前掲^[1]、13頁

5 — 拙稿「ユネスコ『世界視聴覚遺産の日』」、『ネットワーク資料保存』99号、2010年、6頁に詳しい。

6 — ICAは英語とフランス語を公用語(official language)ではなく、working languageとしている。

7 — IASA - 40 years: an overview, <http://www.iasa-web.org/sites/default/files/40years/iasa/pdf/IASA%20-%2040%20years%20an%20overview.pdf>(参照 2012-11-01)

8 — IASAのジャーナルは2012年11月現在、国内の大学図書館には所蔵されていない。AMIAのジャーナルはJSTORが電子化して提供している。

9 — 拙稿、ドイツ映画博物館(フランクフルト)見学レポート、映画保存協会、<http://www.filmpres.org/archives/8055>(参照 2012-11-01)

10 — Sam Kula, *Appraising Moving Images*, Scarecrow Press, 2002, p.3.

11 — AMIA Mission Statement, <http://www.amianet.org/about/mission.php>(参照 2012-11-01)

12 — このとき社団法人テキストスタイル倶楽部指定寄付金による研究助成を受けた。

13 — レイ・エドモンドソン氏の経歴は、アーカイバル・アソシエイツのウェブサイト^[1]に詳しい。Archival Associates, <http://www.archival.com.au>(参照 2012-11-01)

14 — AMIA会議の過去のプログラムはすべて公式ウェブサイト上に公開されている。AMIA Past Conferences, <http://www.amianet.org/events/pastconference.php>(参照 2012-11-01)の'More With Less: International Strategies for Managing With Limited Resources'.

15 — 映画保存協会のウェブサイト(<http://www.filmpres.org>)に会議参加レポートを掲載しているほか、会議の配布物等の関連資料も可能な限り公開している。資料等の公開は他の国際団体についても同様である。

16 — Ramon C. Nocon. Finally, a national film archive. *Philippine Daily Inquirer*, <http://entertainment.inquirer.net/18699/finally-a-national-film-archive>(参照 2012-11-01)

17 — ICA Mission 受入実行委員会(編)『第一回文書館振興国際会議 報告:記録管理と文書館』、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1987年、53-54頁

18 — 『キーピング・アーカイブズ Keeping Archives』連載第2回、勉誠出版、http://bensei.jp/?main_page=wordpress&p=1431(参照 2012-11-01)

3

[報告 | report]

文書調査40年

山梨県大月市星野家文書調査について

40 Years of Archival Volunteer Activity:

About the Arrangement of Hoshino Family Archives in Otsuki City, Yamanashi Prefecture

久保田明子 | Akiko Kubota

はじめに

1973年に開始した山梨県大月市星野家文書調査は40年近い歴史を持ち、現在も「星野家文書調査会」によって年に2回、春と秋の調査を実施している。本稿では、調査対象である星野家、星野家文書の概要と調査について報告する。

1 —— 山梨県大月市星野家と星野家文書^[1]

1-1: 山梨県大月市星野家

山梨県大月市星野家(以下、星野家)は、近世期に代々甲州道中下花咲本陣・問屋、下花咲村名主をつとめていた旧家であり、建築物、古文書など多くの貴重な文化財を今に伝え

ている。またその住宅家屋の一部は江戸時代の本陣建築を現在に伝える貴重な文化遺産として1976年5月20日に国の重要文化財に指定された(指定番号01995)。文化庁のwebページ内にある「国指定文化財等データベース」によれば^[2]、「星野家住宅(山梨県大月市大月町)」として、「主屋」、「柵蔵および味噌蔵」、「文庫蔵」が重要文化財(建造物)、附(つかけり)として「家相図一枚」が重要文化財に指定されている。「主屋」と「文庫蔵」は嘉永年間、「柵蔵及び味噌蔵」は天保6年以前の年代の建造物とされており、解説文には、当文化財は「大規模で良質、細部までよく残る。」と記されている。「星野家住宅」^[3]は現在も甲州街道沿いにその姿を置き、その一部は日常的にも使用され、調査対象となる文書群もこの中で現在も保管されている。

星野家は1880(明治13)年6月より始まった明治天皇の山梨・三重・京都方面への巡幸の際、「御小休所(おこやすみどころ)」となった歴史を持つ^[4]。そのため1919(大正8)年に制定された「史蹟名勝天然紀念物保存法(大正8年法律第44号)」^[5]によって、1935(昭和10)年11月2日に星野家は「明治天皇聖蹟」の指定を受けた^[6]。

「史蹟名勝天然紀念物保存法」は、歴史学者の黒板勝美、植物学者の三好学らの尽力により成立した、近代日本に





おける最初の文化財保護に関する法令である。なお、同法律の対象のなかに文書・記録は含まれていないが、同法律制定の前年、1918(大正7)年10月に東京府より出された「史的記念物天然記念物勝地保存心得」(府告示第339号)では、「史蹟」とともに文書・記録などの「史料」も「史的記念物」として認識していた。そのため同法律でもその影響が及ぶとの見通しもあったが、“明治天皇の聖蹟”の政治性(政治的意図)の影響を強く受けることにより、そのような「史的記念物」の考え方が困難になっていったという[7]。このことは近代日本におけるアーカイブズ学的問題の1つと考えられる。なお、戦後、日本全国にあった「明治天皇聖蹟」は、GHQの民間情報教育局(CIE)との協議を経て1948(昭和23)年6月29日に全面的に指定解除を受けることとなり、星野家も指定を解除された[8]。

「史蹟名勝天然記念物保存法」に関する問題、また「明治天皇聖蹟」の指定から解除の過程やその後の在り方の問題は、近現代における日本史、特に近代国家のなかでの「明治天皇」の政治性の意味の検討、または、アーカイブズの問題、焦点を絞れば文化財事業、文化財保護の歴史を検討する上で大変重要であるが[9]、今ここでそのことを検討はしない。ただ、近世期からの歴史のなかで「御小休所」となり(1880年)、それによる「明治天皇聖蹟」の指定(1935年)、そしてその解除(1948年)、また住宅家屋の重要文化財指定(1976年)ということを経てきた星野家の歴史は、近世から現代における同家がそういった点も含めて多角的に重要であることを示していると考えられる。そしてその多くを担保しているのが星野家の歴代の人々と星野家文書であると言える。

1-2: 星野家文書 [10]

星野家が月に至る経緯については史料が残っていないため知ることができないが、近世初期より地域では有力な地位にあったと考えられる。また、星野家では米穀や薬種の販売、絹織物生産などを行っていた時期もあった。そのため星野家文書は、私的な文書だけでなく、本陣・問屋文書、名主文書、地主経営文書など、その来歴によって豊富な種類と内

容、そして量を持つものとなった。また、明治以降のものも、文書以外に新聞や雑誌等の刊行物、印刷物も相当に多く残されている。このように、近世前期(明暦年間)から昭和期に至る、2万点以上の点数を持つ[11]山梨県有数の大文書群である星野家文書は、1969(昭和44)年8月8日付けて大月市指定の有形文化財(書跡)となっている[12]。

また、星野家文書が今までどのように保存されてきたか、その保存場所や保存状況などについては、詳細はわかっていない。しかし、長い間日常的に、主屋、文庫蔵、初蔵・味噌蔵などに分散して収蔵されていたことが保管の状況や調査のなかでわかった[13]。また近年においては、重要文化財であるために行われた数度の星野家住宅の修理工事の実施のなかで文書が整理・移動を余儀なくされることもあった。

なお、星野家文書を単に家に残された財産としてだけでなく、「文化財」として、あるいは「過去の大切な記録」としての意識を持って実際に具体的な整理と保存を行ったのは先々代の星野家のご当主である星野奇(くす)氏が近年では初めてであったと考える。例えば奇氏は1965(昭和40)年9月に茶箱を改造して鍵付の古文書箱を作成し古文書箱用の棚を制作したことが、現在も残る古文書箱の第一箱の裏蓋に貼られたご本人の記録から知ることができる。そしてこの記録は調査会代表の安藤正人氏によれば「保存状況についての唯一の記録」だと言う[14]。また、現在のご当主である星野喜忠氏は子どものころ祖父である奇氏に、膨大な量の古文書の箱が当時家の出入りに置かれた理由として「万一、火事になったらこの箱を一番先に表に出せるようにしているのだ」と言われた、というエピソードを語っている。[15]同様のことを奇氏は1967(昭和42)年8月26日付で古文書箱と古文書棚の図面に「この箱を一段に8個計16個を入れ渡し上記棚は本家入口の土間向ふ座敷に備えたりこれは火災の際に真先に持出し避難せしめんがためなり、主人奇の誕生日記念に注文す 製作者 奈良三郎 126000円⁷⁷ 42.8.26日所先生外古文書分類に來られた時記す」と書き込んでいる[16]。そういった意識の高まりの背景には、1950年代後半より断続的

に行われた星野家の文書調査を受け入れた経験もあったかもしれない。その後、文書が市の有形文化財、建築物が国の重要文化財に指定されるが、そのなかで星野家ではより一層保存や維持の意識を高めたと思像される。奇氏、先代の三郎氏、そして喜忠氏に至る近年の3代のご当主が深い熱意を持ってそのことに尽力されていることは、星野家と星野家文書の現況を見れば自明である。その点ではいわば非常に恵まれた環境で星野家は残り、文書調査が行われ続け、地域の記憶が今に残ったと言えるのではないであろうか。

2 ―― 星野家文書調査

ここでは、表1を参照しながら星野家文書調査のこれまでの

概要を述べていく。

星野家文書の調査としての最初は1950年代後半であった。その後、2012年までを概観すると、その状況から、

- (1)1957-1975年:調査第1期
- (2)1976-1993年:調査中断期(星野家解体修理工事期)
- (3)1994-1996年:調査第2期
- (4)1997-2001年:調査再中断期
- (5)2002-2012年:調査第3期

に区分できる。

ここでは、上記について1994年以前と1994年以降に分けて述べることにする。

表1 ―― 星野家文書調査(1957年-2012年:概要)

西暦	年号	星野家文書調査	星野家
1957	昭和32	中央大学歴史学会が夏期農村歴史調査として調査	
1958	昭和33	中央大学歴史学会が夏期農村歴史調査として調査	
1959	昭和34	中央大学歴史学会「史料目録第一集―農村歴史調査報告」 「甲斐北都留郡下花咲村一旧家(H家)文書目録」発刊	
1960	昭和35	中央大学歴史学会「史料目録第二集―農村歴史調査報告」、 「甲斐北都留郡下花咲村星野家文書目録」を収録して発表	
1965	昭和40		当時のご当主・奇氏により、古文書箱と専用棚を制作
1967	昭和42	徳川林政史研究所による調査	
1969	昭和44		8月、「星野家文書」が大月市指定の有形文化財に指定
1973	昭和48	10月、大月市史編纂事業の一環として 東京大学大学院山口啓二ゼミが史料整理に参加	
1975	昭和50	大月市史編纂室による史料整理と目録作成作業 5月、大月市史編纂室編「星野家文書目録第一集」がまとまる →この後、調査と整理の作業を一時中断	
1976	昭和51		5月20日、「星野家住宅」が重要文化財に指定
1982	昭和57		10月、「重要文化財星野家住宅文庫蔵保存修理工事報告書」刊行
1985	昭和60		文庫蔵の解体修理工事開始
1987	昭和62		文庫蔵の解体修理工事完工 10月、「重要文化財星野家住宅文庫蔵保存修理工事報告書」
1990	平成2		重要文化財星野家住宅修理委員会が結成され、 主屋の解体修理工事開始
1993	平成5	6月-9月、温湿度計測実施	
1994	平成6	4月、温湿度計測実施(~1995年4月) 9月、星野家文書調査再開[第1回]	3月、主屋の解体修理工事竣工 10月、「重要文化財星野家住宅文庫蔵保存修理工事報告書」
1995	平成7	6月、1995年度第1回調査[第2回] 10月、1995年度第2回調査[第3回]	

2-1: 1994年以前の調査

1994年以前には、

- (1) 中央大学歴史学会(1957年、1958年)
- (2) 徳川林政史研究所(1967年)
- (3) 『大月市史』編纂事業(1973年)

の3つの組織・機関によって、断続的に調査が行われている。以下、それらについて簡単に述べる。

[1] 中央大学歴史学会(1957年、1958年)

星野家文書の調査組織の最初として確認されるのは中央大学歴史学会による活動である[17]。同会は1957(昭和32)年と

翌1958(昭和33)年の2回、「夏期農村歴史調査」として星野家文書の調査を実施した。そしてその成果は、1959(昭和34)年に中央大学歴史学会編『史料目録第一集——農村歴史調査報告』に「甲斐北都留郡下花咲村一旧家(H家)文書目録」が、1960(昭和35)年に中央大学歴史学会編『史料目録第二集——農村歴史調査報告』に「甲斐北都留郡下花咲村星野家文書目録」が前年の追加分として収録されて発刊された。安藤正人氏によれば[18]、1冊目の目録では1,661点、2冊目では約500点の文書の情報が収録されており、また2冊とも文書に対する番号は付されていないがほぼ同様の項目によって分類され配列されているようである。ただ、同書には調査時点での保存現状の記録や調査方法・調査日程等についての記録が皆無で、詳細は不明である。

西暦	年号	星野家文書調査	星野家
1996	平成8	5月、1996年度第1回調査[第4回] 10月、1996年度第2回調査[第5回]→一時中断	
2002	平成14	調査再開→10月、2002年度第1回調査[第6回]	
2003	平成15	4月、2003年度第1回調査[第7回] 10月26日、2003年度第2回調査[第8回]	10月25日、「星野家古文書調査三十周年の集い」
2004	平成16	5月、2004年度第1回調査[第9回] 10月、2004年度第2回調査[第10回]	秋、文庫蔵で新しい文書を発見
2005	平成17	5月、2005年度第1回調査[第11回] 10月、2005年度第2回調査[第12回]	
2006	平成18	5月、2006年度第1回調査[第13回] 10月、2006年度第2回調査[第14回]	11月、土間のたたきの修理工事(約1週間)
2007	平成19	4月、2007年度第1回調査[第15回] 10月、2007年度第2回調査[第16回]	
2008	平成20	5月、2008年度第1回調査[第17回] 10月、2008年度第2回調査[第18回]	
2009	平成21	5月、2009年度第1回調査[第19回] 10月、2009年度第2回調査[第20回]	
2010	平成22	5月、2010年度第1回調査[第21回] 10月、2010年度第2回調査[第22回]	
2011	平成23	5月、2011年度第1回調査[第23回] 10月、2011年度第2回調査[第24回]	
2012	平成24	5月、2012年度第1回調査[第25回] 10月、2012年度第2回調査[第26回]	

[出典]

安藤正人編「大月市花咲星野家文書再整理作業 記録ノート No.1(1994.9.23-2005.5)」

安藤正人編「大月市花咲星野家文書再整理作業 記録ノート No.2(2006.5-2012.5)」

星野喜忠・井上豊編「心に舞う」(4)花咲本陣」、日本ステンレス工業株式会社、2007年10月

安藤正人・青木睦「民間所蔵史料の保存・管理に関する研究——山梨県大月市星野家文書を素材にして」、『史料館研究紀要』第27号、1996年3月、186-254頁、等より作成

[2]徳川林政史研究所(1967年)

前章で触れた星野奇氏の図面等への書入れの中に「42.8.26日所先生外古文書分類に来られた時記す」という一文があるが、これは1967(昭和42)年8月に所三男氏らが調査に訪れたことを示していると考えられる。林業・林政史研究の第一人者として名高い所三男氏は1967(昭和42)年には徳川林政史研究所の所長であった。その調査の成果としては、安藤正人氏によれば[19]、同所のゴム印が押されている、『星野家文書目録』という題が入った手書の目録のコピーが星野家に残されているということである。ここには100件余りの冊子文書が通し番号を付されて収録されているようだが、内容は先の中央大学歴史学会の内容と重なる部分が多いようである。また、同書の目録での文書番号と一致するラベルが貼られている史料が星野家文書のなかに見られることから、調査時に一部の文書についてそういった措置をしたことが伺える。しかしやはり、調査の経緯や方法などの詳細はわからない。

[3]『大月市史』編纂事業(1973年)[20]

上記2回に比べて目的がはっきりしているのは、この1973(昭和48)年8月に行われた調査であろう。この調査は『大月市史』編纂事業の一環として、市史の近世期を担当された山口啓二氏の主導でなされた調査である。当時東京大学史料編纂所教授であった山口氏は自身のゼミのメンバーを中心に院生・学生十数名を動員して史料整理を行った。そしてこのとき星野家文書に出会い、文書の整理や調査、そして目録作成の中心となったのが現在星野家文書調査会の代表である安藤正人氏である。そのため、現在の星野家文書調

査会の発端はここに求められる。

安藤氏らは1973(昭和48)年10月より本格的な目録作成に着手し、その後約1年半の間毎週のように大月に通い、約40回の調査を経た1975(昭和50)年5月、大月市史編纂室の名前で『星野家文書目録第一集』をまとめた。同日録には年代順に整理を終えた8,524点について収録されている。また整理の際は、文書を原則1点ずつ大月市史編纂室が作成した文書用の封筒(酸性紙)に入れ替え、文書箱(茶箱)に収納し直したということである。

以上が3つの調査の概要である。このうち(1)中央大学歴史学会と(2)徳川林政史研究所の調査については詳細がわからないので多くのことは述べられないが、ただ(3)『大月市史』編纂事業も含めて、この時期の星野家文書の調査を行う重要な動機としては、当時の歴史学研究の動向の影響があったと考える。これら3回は1950年代、1960年代、1970年代での調査であり、それぞれ調査の意図・意識や調査方法に差異はあったであろうが、「史料保存(地方における近世期の庶民史料の保存)」の意識の高さはこの30年間の調査に通底していると考えられる[21]。戦後日本の歴史学研究の現場では、例えば急激に処分・廃棄されていく文書記録類への危機感の高まりや、歴史研究の多様化(「地方史」、「社会史」、「数量的研究」等研究の多様化;また「市史編纂事業」もその一つの流れであろうか)、あるいは歴史学そのものの模索などが大きなトピックとしてあるが、それらとこの「史料保存」の意識の高まりは深く関係している。そして、星野家文書の調査の開始もまたその流れのなかにあったと考える。

しかし、そういった史料保存(文書調査)の重要性の主張は

表2— 星野家文書調査(1994年-1996年)

回数	期間	人数	作業
1	1994年9月23日(金)~9月25日(日)	7	茶箱(No.1-7)に関する資料の封筒入替および目録点検、一部の資料の写真撮影
2	[1995年度 第1回]1995年6月9日(金)~6月11日(日)	22	箱No.2-14資料について (1)原文書を読みながら「星野家文書目録」の近世部分についての加筆訂正作業 (2)文書の保存手当て、2グループに分かれて作業
3	[1995年度 第2回]1995年10月13日(金)~10月15日(日)	11	箱No.4、5、13、14、15資料について、目録訂正、封筒ナンバー書きなどの作業
4	[1996年度 第1回]1996年5月25日(土)~5月26日(日)	7	箱No.9-12資料について、目録訂正、封筒ナンバー書きなどの作業
5	[1996年度 第2回]1996年10月10日(木)~10月13日(日)	20	箱No.9-18資料について (1)目録訂正、データ入力、封筒ナンバー書きなどの作業 (2)文書の保存手当ての2グループに分かれて作業 ●10月12日(土):星野家墓所調査

[出典]安藤正人編「大月市花咲星野家文書再整理作業 記録ノート No.1(1994.9.23-2005.5)」より作成

されたが、一方で標準的な史料の調査方法(文書の整理や保存の方法)が確立された訳ではなく、またこの問題は簡単に解決するものでもなかった。ゆえにこの時期の多くの調査は試行や議論を同時にしながら実施をしていた向きがあったのではないだろうか。そしてそれは星野家文書の3つの調査も例外ではなかったと考える。

なお、表1にあるように、1976(昭和51)年、前述したとおり星野家住宅が重要文化財に指定され、その後、建造物の解体修理工事が数年にわたり行われた。その間、調査は実施されず、1994年の再開を待つこととなる。ただし、解体修理工事後、文書が保管されている家屋(主屋2階)の内部の温湿度が高く文書の保存に適しない恐れがあったため、1993(平成5)年6-9月には温湿度計測を実施した[22]。

2-2:1994年以降の調査

1994年以降の調査では、1997-2001年の中断をはさんで2期に区分される。ここでは、それぞれについて順に述べる。

[1]1994-1996年:調査第2期(第1回-第5回)(表2参照)

調査の再開は1993(平成5)年の温湿度計測の結果に促されたようである[23]。この結果により、文書を入れた封筒を酸性紙のものから中性紙のものに入れ替え、また収納している文書箱も一部桐箱に保存しなおす必要がでてきた。また、合わせて1970年代に作成した目録の加筆訂正を行うこととなり、こうして1994年9月、2泊3日の日程で第1回と銘打った調査が実施された。

この第1回の調査の参加者は、安藤正人氏、大学院生2名、学振研究員1名を含む7名で、封筒の入れ替え、目録点検、写真撮影を行っている。また、この調査から安藤氏によって調査記録『大月市花咲星野家文書再整理作業記録ノート』が作られるようになった。以下の記述のほとんどはこのノートによるものである。

以降、表2にあるように、1996(平成8)年までの間に計5回、調査を行っている。作業は(1)目録班と(2)保存班の2班に分かれて行っていることが多いが、これは現在でも変わらないやり方である。

第2回と第5回の参加人数はいずれも20名以上の大所帯であるが、第2回では大学院生7名、学部生6名と、学生の参加が多く、第5回目は大学院生2名、学部生5名とともに6名の品川古文書研究会(品川区で活動していた有志の研究会)の方が参加されている。

こうして行われた5回の調査では、文書約5000点の作業が終了することとなった。

[2]2002-2012年:調査第3期(第6回-第24回:現在)(表3参照)
6年の中断ののち、2002(平成14)年10月に第6回の調査が実施された。作業の内容は前回からの継続である。なお、このときの参加者は13名であるが、そのうち9名が品川古文書研究会の方々であった。

また、2003(平成15)年10月25日には「星野家古文書調査三十周年の集い」が大月市総合福祉会館会議室にて開催された。これは星野喜忠氏の発案によるもので、山口啓二氏、大月市長をはじめ、大月市教育委員会関係者、大月市の郷土史研究家、今まで調査に関った方々など約80名が参加した。そして、ここで安藤正人氏は「重要文化財星野家住宅古文書調査三十年の歩みと今後の課題」と題した講演を行った[24]。

電子データに関しては、2002(平成14)-2003(平成15)年の間に、転換を行ったようである。それまでのデータはデータベースソフトの「桐」を利用して作成されていたが、このタイミングで表計算ソフト「Excel」に変更した模様である。そして、以後、電子データを入力する際は「Excel」を利用するようになり、それは現在も続いている。

旧来の目録の基本的な点検、加筆・訂正作業は2004年の春、第9回の調査で完了した。しかし、この年の秋に行われた第10回の調査では文庫蔵から新たに文書が発見され、作業が追加されることとなった(この新出分に関する調査は現在も継続中である)。また、第9回からは近代以降の新聞資料の整理が、2006年5月の第13回からは初蔵の文書の調査が開始された(新聞資料については第13回で作業が完了、初蔵については2010年10月の第22回で概要調査までが終了している)。

調査には、毎回安藤正人氏をはじめとする研究者が常に一人以上は参加をしているが、そのほか、様々な大学の大学院生・学生、または企業や国立、公立の文書館に勤務されている方、民間の企業に勤務されている方、大学や研究機関に勤務されている方など、その時々により多様である(但し、例えば当初学生だった人がその後就職しても続けて参加している、と言うような、人は変わっておらず立場だけ変化している、といった方が少なからずいらっしゃるのも単純に「多様」である訳ではない)。また、2004年春の第9回から2007年の第15回にかけては地元・大月の方々(大月市教育委員会、大月市郷土資料館、古文書研究会)の参加も見られた。

表3 ―― 星野家文書調査(2002年-2012年)

回数	期間	人数	作業
6	[2002年度 第1回]2002年10月12日(土)-10月14日(月)	13	箱No.16-22資料について、目録訂正作業、封筒入替、封筒ナンバー書きなど
7	[2003年度 第1回]2003年4月26日(土)-4月27日(日)	17	箱No.22-33資料について、目録訂正作業、封筒入替、封筒ナンバー書きなど
8	[2003年度 第2回]2003年10月26日(日)1日のみ	19	箱No.33-35資料について、目録訂正作業 ●10月25日…「星野家古文書調査三十周年の集い」
9	[2004年度 第1回]2004年5月8日(土)-5月9日(日)	9	(1)箱No.35の資料について、目録訂正作業 ●文書点検終了 (2)中性紙封筒入替作業 (3)新聞資料整理
10	[2004年度 第2回]2004年10月23日(土)-10月24日(日)	19	(1)新聞整理・目録作成 (2)中性紙封筒入替と保存装備 (3)文庫蔵蔵内調査
11	[2005年度 第1回]2005年5月7日(土)-5月8日(日)	28	(1)新聞目録作成 (2)保存装備・茶箱から桐箱への入替/ 中性紙封筒への入替/文庫蔵環境調査/生物被害観察 (3)桐箱入替作業 (4)文庫蔵新出分現状撮影・概要調査 (5)母屋2階図書書類整理
12	[2005年度 第2回]2005年10月22日(土)-10月23日(日)	15	(1)新聞目録作成 (2)文庫蔵新出分スケッチ概要記録 (3)文庫蔵1F奥引き戸内書類搬出
13	[2006年度 第1回]2006年5月6日(土)-5月7日(日)	19	(1)新聞目録作成→作業完了 (2)文庫蔵新出分目録記述 (3)(5/6)初蔵調査
14	[2006年 第2回]2006年10月28日(土)-10月29日(日)	21	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)(10/28)初蔵資料蔵出し作業 (3)(10/29)納豆工場史料持ち出し作業 (4)保存装備・文庫蔵1F版本類のクリーニング等
15	[2007年度 第1回]2007年4月28日(土)-4月29日(日)	21	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)文庫蔵写真撮影 (3)初蔵概要調査 (4)保存装備・防虫剤入替/桐箱のフタの取替え/水濡れ対策
16	[2007年度 第2回]2007年10月27日(土)-10月28日(日)	10	文庫蔵新出分内容目録記述
17	[2008年度 第1回]2008年5月11日(日)日帰り	13	初蔵資料の概要調査と仮保存手当て 防虫剤入替
18	[2008年度 第2回]2008年10月12日(日)-10月13日(月)	20	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)初蔵文書概要調査 (3)保存装備
19	[2009年 第1回]2009年5月17日(日)-5月18日(月)	18	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)初蔵文書概要調査 (3)保存装備
20	[2009年 第2回]2009年10月17日(土)-10月18日(月)	13	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)初蔵文書概要調査 (3)保存装備
21	[2010年 第1回]2010年5月15日(土)-5月16日(日)	22	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)初蔵文書概要調査 (3)保存装備
22	[2010年 第2回]2010年10月24日(日)-10月25日(月)	14	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)初蔵文書概要調査 ●初蔵文書概要調査終了 (3)保存装備
23	[2011年 第1回]2011年5月3日(火)-5月4日(水)	17	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)母屋2F文机概要調査 (3)保存装備・防虫剤入替
24	[2011年 第2回]2011年10月9日(土)-10月10日(日)	11	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)保存装備・保存方針の検討/母屋2F配置再検討
25	[2012年 第1回]2012年5月3日(木)-5月4日(金)	19	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)保存装備 (3)追加資料および版本の概要目録作成
26	[2012年 第2回]2012年10月7日(日)-10月8日(月)	13	(1)文庫蔵新出分内容目録記述 (2)保存装備 (3)新規追加資料確認

[出典]

安藤正人編「大月市花咲星野家文書再整理作業 記録ノート No.1(1994.9.23-2005.5)」

安藤正人編「大月市花咲星野家文書再整理作業 記録ノート No.2(2006.5-2012.5)」等より作成

以上が1994年以降の調査の概要である。この期では、6年の中断はあるものの2012年現在まで系統だて作業をしていることが特徴的である。また、毎回の調査の作業記録をとり、「春と秋の年に2回、1泊2日の日程で行う」といった調査の定期化がなされたが、これは調査の順調な継続を促す要因となっていると考える。調査は基本、「文書の全体の確認」→「状態の写真撮影」→「概要調査」→「内容調査」といった伝統的でスタンダードな方法でなされているが、長い時間の経過のなかで、例えば内容調査の際にはパソコンを利用して、直接エクセル形式でデータを入力する方法も採用するなどの変更は加えられている。

また、保存に関する作業にも大きく留意しているのは本調査の特徴であると言える。それは、今期の調査開始のきっかけが温湿度の計測結果であったことも背景にあるのだが、それ以上に、青木陸氏(国文学研究資料館)を中心に、文書の保存に関する研究や実践に関わる方々がこの調査に多く参加している幸運もある。

おわりに

以上に述べてきたように、星野家文書の調査は1957年の最初の調査から数えると60年近く、また継続的な調査を開始した現在の調査会の活動からすると40年と、非常に長い歴史を持つ。更に付け加えると、現在も調査は継続中であり、近々のうちに調査が完了する予定はない。そしてこの時間の“長さ”は、色々なことを示唆している。

日本の近代歴史学の歴史は100年以上を数え、例えばその時間帯全てが実証主義的な歴史学の手法であった、という乱暴を言うつもりはまったく無いが[25]、それでもその時間は研究の現場で研究者が「史料」と向き合ってきた時間でもあった。それゆえ、歴史研究において史料とどう対峙するかという視点と方法の検討、あるいは「史料学」、「古文書学」の歴史もまた同様に100年以上を数えると言える。特に現在から数えて60年あまりは“戦後”であり、そのなかでの歴史研究の動向の一例は先に述べたとおりである。そして星野家文書調査の60年あるいは40年はその流れのなかで歩んできた。その点で、この調査の歴史を振り返ることは、日本の日本史研究の一端を傍証することに繋がるかもしれないし、「史料学史」、「古文書学史」、または「アーカイブズ学史」に一つの型を提供する可能性もあると考える。

しかしながら一方で、調査40年という歳月は、長すぎる感も

強い。星野家文書を利用して書かれた研究は多くなく、それは調査が完了していないことと無関係ではないだろう。研究としては、まず初期に北条浩「幕末期における商品生産の一考察」がある[26]。山林、入会、温泉の研究で著名な北条氏は1967(昭和42)年に調査をした徳川林政史研究所の主任研究員であった時期もあったが、同論文は同所の調査前である1963(昭和38)年の発表であるので、当該調査をもって研究をしたとは考えられない[27]。しかしながら当論文では星野家文書を蜂須賀家文書等とともに多く参照して、山梨県南都留郡・北都留郡地方の絹織業の展開と農業と入会利用の結び付きについて論じている。最近の研究では、川越美穂「政治と聖蹟」がある[28]。川越氏は明治天皇の聖蹟に関する問題を検討するなかで星野家を事例として扱って言及するとともに、星野家文書も引用している。先に挙げた作業記録ノートによれば川越氏は2006(平成18)―2007(平成19)年の調査に参加しているので、あるいはこの折に文書に会い、確認をされたのかもしれない。なお、もう一つ、星野家文書を引用してはいないが、明治天皇の聖蹟に関連して星野家を紹介し、また星野家文書調査に関するエピソードを紹介しているものに、村尾次郎「明治天皇の巡幸」がある[29]。村尾次郎の研究の位置付けや評価に関係なく、ただ星野家文書を追っていて村尾次郎にたどり着くところにこの星野家文書の面白さがあると思うのだが、それでも、筆者が現在確認できたのは以上の3件である。多用されればよい、ということではないが、このように文書調査と文書利用の問題は重くまた難しく存在すると言える。

調査に時間がかかるのは様々な事情がある訳であるからそれを簡単に批判することはできない。しかしそれでも、例えば一個人(民間)で歴史的な文書を保存し調査に対応し続けていくことのご苦労、または文書の置かれる保存環境、文書をどのように研究に提供していくのか、といった実態や問題を考えれば、調査方法の更なる検討、少なくともそういった負担を軽減し問題点を解決する方法の検討もまた必要であると考えられる。そして、それらの検討は、歴史研究やアーカイブズ学研究に少なからずフィードバックするだろう。以上の点を含め、このように今後検討すべき問題は山積している[30]。

しかし、そうは言いつつ、さはさりながら、やはりこの星野家文書調査は魅力的である。私事で恐縮だが、2009年から調査に参加している筆者としては、調査が40年近く続いていたことは個人的には幸いであった。またくずし字が読めない場違いな筆者は、星野家で、楊守敬や頭山満の書、また地元

出身の東北帝国大学医学部生が同仁会防疫診療班として無錫に行く際に当時のご当主に送った戦時中の挨拶状、北海道帝国大学の“納豆博士”半澤洵にも繋がる「宮城野納豆製造所」^[31]とのやりとりを示す葉書(先々代のご当主である奇氏は恵迪寮歌「環路みながく」の作曲者としても知られている北海道帝国大学出身であるが、この奇氏の代から星野家の家業は納豆製造業である^[32])など、自身の興味関心が高い事例にはからずして出会った。このときの驚きや嬉しかったことは今でも思い出す。やはりこういったことは、実際に参加しなければわからない。また、これは個人的経験であるので本来の調査とは直接関係ないが、実はこういったなかに歴史やアーカイブズ学的探求のタネが潜んでいるかもしれないと思う。

1 — 山梨県大月市星野家と星野家文書全般については、星野喜忠・井上豊編『心に舞う』(4)花咲本陣、日本ステンレス工業株式会社、2007年10月、に詳しい。

2 — 以上、文化庁「国指定文化財等データベース」(URL : www.bunka.go.jp/bsys/ (2012年9月1日確認))、パンフレット「星野家住宅」(大月市教育委員会発行、発行年月不明)を参照。

3 — 「星野家住宅」<http://www.fujinato.com/index.htm>(2012年10月30日確認)

4 — このときの明治天皇の巡幸について、宮内庁編『明治天皇紀 第五』、吉川弘文館、1971年3月、では、天皇が花咲まで肩輿にて移動し花咲からは馬車に戻した、との記載はあるが、星野家への言及はない(87頁)。しかし、明治天皇聖跡保存会編『明治天皇行幸年表』、大行堂、1933年10月、によれば、同年6月18日に星野家で御小休したとの記録がある(147頁)。

5 — 1919(大正8)年4月10日公布、同年6月1日施行。同法律は当初は内務省所管での文部省に移った。現行の文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)の成立により廃止される。

6 — 「文部省告示第400号」、『官報』第2651号(昭和10年11月2日土曜日)、1-2頁

7 — 西村幸夫「『史蹟』保存の理念的枠組みの成立——『歴史的環境』概念の生成史」、『日本建築学会計画系論文報告集』第452号、1993年10月、177-186頁

8 — 「文部省告示第64号」、『官報』第6435号(昭和28年6月29日火曜日)、205-207頁

9 — 「明治天皇聖蹟」を巡る諸問題については、柴崎力栄「関東地方における明治天皇親率演習——一八八一年の厚木行幸を中心に」、『年報近代日本研究12・近代日本と情報』、山川出版社、1990年11月、に「明治天皇聖蹟の史跡指定」についての指摘がある。その他、この問題の主たる研究として北原糸子「東京府における明治天皇聖蹟指定と解除の歴史」、国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』第121集、2005年3月、川越美穂「政治と聖蹟」、鈴木淳編『史跡で読む日本の歴史(10)近代の史跡』、吉川弘文館、2010年3月、所収、などがある。

10 — この項の記述の多くは、安藤正人・青木睦「民間所蔵史料の保存・管理に関する研究——山梨県大月市星野家文書を素材にして」、『史料館研究

紀要』第27号、1996年3月、186-254頁、を参考にしている。

11 — 星野喜忠「星野家文書について」、星野喜忠・井上豊編前掲書、71頁
12 — 大月市役所ホームページ「文化財保護法による指定物件一覧」、URL : <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/17/kyodo/hogo/bunkazaiichiran.html>(2012年9月30日確認)

13 — 以上、安藤正人・青木睦前掲書、星野喜忠「街道文化の交差点」、星野喜忠・井上豊編前掲書、など

14 — 安藤正人・青木睦前掲書、249頁

15 — 星野喜忠「星野家文書について」、星野喜忠・井上豊編前掲書、70頁

16 — 安藤正人・青木睦前掲書、247頁。同記述内の「所先生」とは徳川林政史研究所の所三男氏のこと考えられる(次章参照)。

17 — 村尾次郎「明治天皇の巡幸」、『明治聖徳記念学会紀要』復刊第8号、1993年7月、では「中央大学商学部商業史研究グループ」としている(11頁)。

18 — 安藤正人・青木睦前掲書、248-247頁

19 — 以下、安藤正人・青木睦前掲書、247頁

20 — この項については、安藤正人・青木睦前掲書、246-245頁、安藤正人「星野家文書の調査と整理」、星野喜忠・井上豊編前掲書、62-65頁を参考にした。

21 — 「史料保存」に関する議論は膨大である。例えば同時代的動向を示すものとして、1977年、『地方史研究』27(6)では、150号記念「戦後地方研究運動の総括と展望」として、「地方史研究と史料保存・文化財保護運動の点描」を特集している。なお、これらの歴史学の問題は、「史料保存」、「文書館」といった点でアーカイブズ学の重要な問題でもあるといえる。

22 — 安藤正人・青木睦前掲書、244頁、安藤正人「星野家文書の調査と整理」、星野喜忠・井上豊編前掲書、65頁。なおこの温湿度計測は、1994(平成6)年4月-1995(平成7)年4月にも実施している。この計測結果を含めた星野家文書の保存環境調査については安藤正人・青木睦前掲書に詳しい。

23 — 安藤正人「星野家文書の調査と整理」、星野喜忠・井上豊編前掲書、65頁

24 — 星野喜忠「街道文化の交差点」、星野喜忠・井上豊編前掲書、39-40頁

25 — 赤坂憲雄・玉野井麻利子・三砂ちづる編『歴史と記憶——場面・身体・時間』、藤原書店、2008年4月、例えば玉野井麻利子「歴史人類学と記憶」、同書、156-177頁、などでは、記憶が歴史学研究的の幅を広げることへ寄与したことを指摘しているが、その論の中では歴史学での実証主義的な手法(玉野井氏によれば「文書中心主義」)には懐疑的であるようである。

26 — 『社会経済史学』28(6)、1963年8月、60-78頁

27 — 村尾次郎前掲書、では北条氏を1950年代に星野家に調査に入った中央大学の関係者としている(11頁)。

28 — 鈴木淳編『史跡で読む日本の歴史(10)近代の史跡』、吉川弘文館、2010年3月、「近代史跡の課題」、190-210頁、所収(前掲註9参照)

29 — 同文は1992年10月に行われた講演の記録である(前掲註17参照)。

30 — 民間所在史料の問題に関する議論も多く存在する。例えば個人所蔵者に関する指摘として寺澤正直「民間所在史料の危機状態に対する個人所蔵者の意識状態と対応能力の関係」、『日本図書館情報学会誌』55(4)、2009年12月、230-244頁、がある。また、『地方史研究』55(2)、2005年4月、では「民間所在史料のゆくえき」という小特集が組まれており、平井義人「阪神・淡路大震災の教訓は生かされたのか——文化財保護法を柱にした「地域史料」調査の実践——」などが所収されている(26-36頁)。

31 — 「宮城野納豆製造所」<http://www.miyagino-nattou.com/>(2012年10月30日確認)

32 — 「富士納豆」<http://www.fujinato.com/natto.htm>(2012年10月30日確認)

星野家文書調査 2013年度春の調査と 40周年記念行事の お知らせ

星野家文書調査会代表 安藤正人

1——星野家文書調査： 2013年度春の調査

- [日時]** 2013年5月3日[金]午前10時
— 5月4日[土]午後4時頃
- [場所]** 重要文化財下花咲本陣星野家住宅
- [作業]** 1973年の調査開始から80年代頃までに作成された星野家文書仮目録の補充記述とデータ入力と装備作業を数年続けてきましたが、現在は2004年以降に新たに発見された史料の概要調査、内容目録作成、保存手当などの作業を順次行っています。
- [宿泊]** (両日参加の場合) 大月市賑岡
金山鉱泉山口館(予定)
(1泊2食付7,000円程度)
- [費用]** 交通費・宿泊費とも自己負担
- [参加資格]** 1: 地域史料の保存活用のために地道な努力を惜しまない気持ちがあること
2: 近世・近現代文書のくずし字がある程度読めることが望ましいですが、必須ではありません。

2——星野家文書調査 40周年記念行事

- [日時]** 2013年11月10日[日]
- [場所]** 重要文化財下花咲本陣
星野家住宅など
- [内容]** 詳細未定
(星野家文書の展示や講演を予定しています。)

参加希望の方は、事務局久保田宛に
メール(mingbaideming0721@gmail.com)でご連絡下さい。

4

[報告 | report]

米国の認定アーキビスト・アカデミー(ACA)について

認定試験を受験して

Introduction to the Academy of Certified Archivists through an Experience of Taking the ACA Examination

筒井弥生 | Yayoi Tsutsui

1 — はじめに

2012年度、いよいよ日本アーカイブズ学会(JSAS)登録アーキビスト認定制度^[1]がスタートする。戦後すぐの史料保存運動から数えても数十年、関係者の努力がついに開花するこのときを、第6条1号による認定の最前線にいるアーカイブズ学専攻出身者のひとりとして心から祝福したい。ここに至るまで、様々な議論の積み重ねがあったことであろう。なかでも、2011年夏のJSAS研究集会^[2]では、小川千代子氏が、質問に答える形で、ご自身の持つアメリカ合衆国(以下米国)の認定資格について発言された。長年の経験と大変な書類仕事によって手に入れる資格という印象をもった。たまたま米国の資格に関心をもつ学生仲間があったので、この後に出かけた米国アーキビスト協会(the Society of American Archivists以下SAA)^[3]シカゴ大会の折に、米国のアーキビスト資格を司るアカデミー・オブ・サーティファイド・アーキビスト(the Academy of Certified Archivists以下ACA)^[4]のブースに立ち寄り、担当者の話を聞いた。

本稿では、米国におけるアーキビスト認定制度について、専門職団体であるSAAの活動をふまえて、認定機関であるACAによる資格認定について、筆者の体験も含めて簡単に紹介したい。

2 — 米国の専門職団体とアーキビスト養成

米国において国立公文書館が設立されたのは、ヨーロッパ諸国からみると後発で、1934年のことである。当時は大恐慌のさなか、ニューディール政策の一環で1935年にWPA(Work Progress Administration)が立ち上げられ、歴史記録調査も行われた。そのような背景をもって、米国の専門職団体SAAは1936年に結成され^[5]、2011年シカゴ大会で75周年を祝った。筆者は、2009年オースティン大会に、その前年テキサス州立大学オースティン校から来日し、アーカイブズ学専攻で特別講演をしてくださったデビッド・グレイシー先生の強いお勧めで学習院の方々と一緒に以来、毎年SAA大会への参加^[6]を楽しみにしている。

このSAAが大学院でのアーキビスト養成の教育ガイドライン^[7]を策定している。テキサス州立大学オースティン校、ミシガン州立大学、カリフォルニア州立大学ロサンゼルス校などの大学院にアーキビスト養成のコース^[8]がある。テキサス州立大学の修了生と話をした際、聞いたところによると、アーキビスト職へ就くのはなかなか厳しい状況にあり、なかにはまずレコード・マネージャーとして経験を積むという人もあった。しかし、インターンシップの機会が多く、SAAの求人情報^[9]を

みても幅広いポストが常時掲示されている。アーキビストの職場としても、二千人以上の職員を擁する国立公文書記録管理局(NARA)はじめ各州や郡市町村等のアーカイブズ、大学等の研究機関、ミュージアムやライブラリー、企業、コミュニティ等活躍の場は広い。

3 — 認定アーキビスト制度と資格試験

1989年の大会でSAAは、ACAを独立した非営利の認定機関として設立した。それまで、SAAの設置した、認定についての臨時委員会the Interim Board for Certificationが準備を重ねてきていた。1989年いわゆるGrandfather clause(祖父条項)で書類申請による認定が行われたが、それ以降は試験によってのみ認定される。受験のためにはいくつかの道がある。アーカイブズ学の修士号を得たものは、1年間フルタイムでアーキビストの仕事をして試験に合格すれば、資格が得られる。資格試験は、年に1回、SAA大会の時に、大会会場を含めて数か所でペーパーテストが行われる。この試験の受験案内および試験準備の方法はハンドブック[10]に詳細がある。

ACAは2009年に20周年を迎え、資格保持者は1000人を超えた[11]。そのミッション・ステートメントには、「アーキビストであるために必要な知識と能力を定義することによって指導的役割を果たす」[12]とある。それを実現するのがThe Role Delineation Statement for Professional Archivistsの策定である。最近では2009年に見直されているが、ハンドブックのセクション3(p.17-p.24)に詳しく記載されている。

セクション3のはじめに、この記述が、上述のアーキビスト養成の教育ガイドラインに基づいて定義されていることが述べられている。例えば、「アーカイブズのrecordsとpapersは、どのような物理的な媒体であれ、作成者の公的私的といった種別を問わず、行為を遂行する個人あるいは組織によって作成または収受され、保存と未来の利用のためにとっておかれる、記録された情報である。アーカイブズのrecordsとpapersは、社会的文化的記憶であると同様に証拠とアカウントビリティに資する道具でもある。recordsとpapersという語句は、あらゆる媒体(紙、デジタル、オーディオ・ビジュアル)、あらゆるフォーマットで、組織または個人によってつくられた記録的証拠を包含して使用される」とある。

次に全般的知識についてのステートメントが13項目に渡ってある。そのあと7つの分野について、タスク及び知識とともに

説明がなされる。7つの分野とは

- 選別、評価、取得
- 編成、記述
- レファレンス・サービスとアクセス
- 保存、保護
- アウトリーチ、アドボカシー、プロモーション
- アーカイブズ・プログラムの管理運営
- 専門職的、倫理的、法的責任

である。

試験は、100問を3時間で解く。解答は4つの中からひとつを選ぶマルチプル・チョイスである。合格ラインは70%前後で、そのときどきに判断している、とシカゴ大会で聞いた。100問は上述の7つの分野から均等に出题される。

問題作成委員会によって作成され、よく吟味された問題が蓄積されていて、その中から出题される。テストそのものはテスト専門機関[13]によって実施、分析される。“現役を退いた問題”が、例題としてACAハンドブックに掲載されている。

4 — ACA 試験を受験する

ACA試験を自分が受験することは当初考えていなかったのだが、SAAがDAS(Digital Archives Specialists)認定制度を発足させるというのをきっかけとして、資格がある方がよいのではないかと考え、どんな試験なのか様子を窺うつもりで受験することにした。

資格を得るためには、職務経験が必要であるが、アーカイブズ学の修了者は例外的にprovisional(仮)として受験が許可される。筆者は、2012年の大会参加にあたり、この制度を利用して、オンラインで受験を申し込んだ。必要書類はPDF化して送付し、受験料の50ドルをクレジット・カードで支払った。学習院大学大学院の修士号が米国のそれと同等であると第三者機関によって証明するように、という連絡があった。Josef Silny and Associate, Inc.[14]を紹介され、手続きをした。この証明に140ドル+ACAへの送付に20ドル+往復の送料、そして学習院の英文証明書の発行手数料がかかった。申込のフォームは、小学校からの教育歴を記入し、大学院での学位及び成績証明書を添えるものであった。評価報告書[図1]を郵便で6月半ばに受け取った。同じものがACAのオフィスにも送付され、受験が可能になった。

試験会場は、大会会場のほか、米国各地に何カ所か設営される。数名の受験者がいればどこでも行くというのがシカゴでのブース担当者の言で、東京会場についても相談してみなさい、とのことであった。

試験当日は、大会会場ホテルの会議室の試験会場に、鉛筆三本と消しゴムとパスポートを持って午前8時半に出頭した。試験時間が午前9時から12時までの3時間あったので、じっくり問題文を読むことができた。途中でトイレに立つことは許されたが、そこまでの余裕はなく、ずっと座席で取り組んだ。指示がわからないと試験用紙への記入に困るが、聞き直せば親切に教えてくれる。受験番号は通常、社会保障番号なのだが、それを持たない外国人受験者には独自の番号が与えられた。試験に聞きどりの問題は無いので、普通にアーカイブズ学専攻で勉強していれば十分に合格可能性がある、というのが実際に試験を受けてみての感想である。米国という多くの移民を受け入れた歴史を持つ国ならではの

はの開放性のおかげだろうか、日本からの挑戦にも快く応じてくれた。

5 — 受験準備と実際の出題

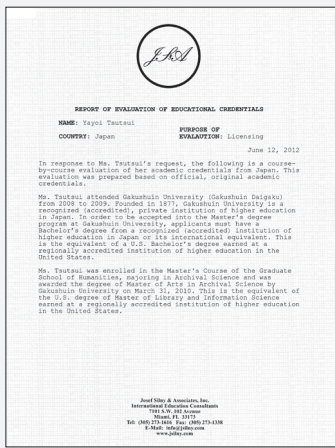
試験の準備について、ACAのホームページにいくつかアドバイスがある。また、ウィキを利用して試験準備を公開しているグループ[15]もある。いずれもACAハンドブックをよく読み、そこにある文献を参考にすること、準備には少なくとも数カ月を要することが記されている。ある合格者はSAAの論文雑誌である*The American Archivists*の過去10年間のバックナンバーを読むことを推奨している。また、シカゴ大会でACAブースにいらした方はファンダメンタル・シリーズを推薦していた[16]。

試験を受けてみて、筆者の個人的所感として、試験準備に推奨することを挙げるとすると、ACAハンドブックを熟読すること、特に例題をしっかりと解くこと、SAAのホームページなどで最近の話題をキャッチしていること、である。例題はそれ自体が出題されることはないが、その問題の扱うトピックは必ず出題されるので、丁寧に読み解く必要がある。さらに少なくともこれだけは読んでおくべきという参考文献を以下に挙げる。

- *Understanding Archives and Manuscripts* や *Preserving Archives and Manuscripts* をはじめとする SAA のファンダメンタル・シリーズ II [17]
- 坂口貴弘「『評価選別』の成立と米国国立公文書館」『京都大学大学文書館研究紀要』10号、2012年をはじめとする一連の米国における記録管理、評価選別についての論考
- SAA Code of Ethics 及び Core Values Statement [18]

以上があくまで最低限これだけは、であり、実はそれすら十分に準備できずに試験当日を迎えた。試験問題の印象は、平易な表現の良問がほとんどで、歯が立たない、というようなことはなく、むしろまじめに勉強しておけばよかったのに、と猛省したのであった。

2012年の試験問題が扱った事項を、記憶の中から、ほんの一部紹介しよう。まずはどのような事柄が取り上げられたかを列挙すると



1—学習院大学に対する評価報告書



2—合格通知

- 受入基準
- フォンドの尊重
- マクロ選別
- リーダーシップ
- フランス革命
- 個人情報保護
- 著作権
- ユーザー・スリップ

などであった。

評価選別に分類していいのだろうか、

- ダッチ・マニュアルの著者たち
- H. ジェンキンソン
- T. R. シェレンバーク
- E. ポズナー
- M. C. ノートン

等についての出題があった。ライフ・サイクル論やレコード・コンティニューム論も取り上げられていた。また、構造分析など“機能に基づく”が解答だろう問いが複数あった。

編成記述では

- *Standards for Archival Description*
- *A Glossary of Archival and Records Terminology*
- *More Product, Less Process* (Greene and Meissner)
- MARC
- DACS
- EAD

などが出題された。

法制度では、

- FOIA (Freedom of Information Act 情報公開法) の適用範囲 (サンプル問題を参照すると、“連邦機関の一部”が正答とわかる)
- 企業アーキビストが公開に応じない場合の法的根拠

保存論は、紙資料に限らず、環境にまで及び、技術用語や化学の専門知識を要した。

- フィルムの構造と保存
- 凍結保存法
- 木製書棚に適切な塗料
- 水損オーディオテープの対処法
- 紙資料の保存に適切な環境 (華氏で表示)

などが問われ、7つの分野では一番難易度が高いと感じた。面白いところでは、

- NAGARAとは、どのような団体か? (全国政府アーカイブズ記録管理者協会)
- *Archival Outlook* の出版者は? (SAA)

といった、北米では常識のようなプレゼント問題もあった。

倫理綱領については、具体的なケースで尋ねてくる。また、コレクション・ポリシーについての問いも複数あった。たとえば、ある大学のアーカイブズで同窓会の有力者が自分の個人記録を寄贈したい、と言う。それは、残念ながらポリシーには見合わないが、どう対応するか、という問題など、コレクション・ポリシーに適合しない寄贈申出にどう対応するか、を聞かれた。

電子記録や大量デジタル化、電子記録の保存についても出題された。また、利用者の分析などマーケティングのようなことも問われた。

以上挙げたことは、記憶に残ったものに過ぎず、全体から見れば偏った一部にすぎない。しかしここから垣間見られる、専門職アーキビストの認定を目的として作成された問題を解くことは、アーキビストとしての資質、知識を再認識する良い機会であると思われた。また、資格更新のため筆記試験を5年毎に受ける必要がある。

6 — おわりに

2012年のACA試験の合格点は68点だった。筆者の得点は幸いこの点数を上回った。勤務証明を提出し、年間50ドルの登録料を支払えば、CAと名乗ることができる。[図2]

一連の体験から日米の制度上特筆すべき相違点を挙げておきたい。

- 米国では試験による認定が行われ、日本では学歴や履修の証明書と自己申告に基づく業績報告書に基づく書類審査による。

- 導入時に米国の制度は、Grandfather clauseによって長年アーキビストとして奉じているベテランに対して一度だけ書類申請のチャンスを与えた。JSASがパブリックコメントを募集したときに「建築士制度発足の様に、既存の人に無条件で(もしくは優遇して)資格を与えることは必要である」という意見もあった[19]が、今年度の発足にあたっては採用されなかった。
- 1年間(学位によって年限は異なる)の勤務実績について、米国の制度は時間数で計り、その証明を雇用者が行う。類縁機関(博物館や図書館)での業務は半分の時間として数える。これに対して、JSASの制度は、週4日勤務を標準とし、年に換算して自己申告する。

ACAのミッション・ステートメントや試験問題には、明確なアーキビスト像が描かれ、職務範囲もより細かく規定されている印象がある。米国での認定制度がスタートしてしばらくは、誰が運営上の責を担うかが論議され、また財政上の困難といった問題を抱えていた[20]。SAAの主だった人物が皆認定資格をもち、名刺などにCAの称号を学位の横に記載している様子は資格認定制度の認知・拡大に寄与していると考えられる。米国の制度発足が二十余年前であることに鑑み、それだけの時間をかけて熟成するのか、その時間を一気に縮めて追いつき追いつくような制度設計にしていけるのか、JSASの認定制度の今後が期待される。このような報告の機会を頂いたことに感謝しつつ、私自身は、アーキビストであることに見合うよう、努めたい。

ふあいるアーカイブズ学における大学院課程の指針、『記録と史料』13号、2003年

8 — SAA, "Directory of Archival Education", <http://www2.archivists.org/dae> (2012年12月5日) このページには北米の教育機関38校の名称とリンク、連携教育機関の説明へのリンクがある。米国の教育制度については、日本アーカイブズ学会2009年度第1回研究集会での岡本信一氏(内閣官房公文書管理検討室:当時)「公文書管理『新時代』における専門的人材の育成に向けて——米国情報大学院(i School)が新しい時代を切り拓く」がある。

9 — SAA, "SAA Online Career Center", <http://www2.archivists.org/groups/saa-online-career-center> (2012年12月5日)

10 — ACA, "ACA Handbook", <http://www.certifiedarchivists.org/get-certified/exam-handbook.html> (2012年12月5日)

11 — ACA, "20 Years and Growing: A presentation presented at the ACA's 20th Anniversary Celebration in 2009", http://www.certifiedarchivists.org/images/history/20th_anny.pdf (2012年12月5日)

12 — 前掲「ACA Handbook」p.5

13 — Capitol Hill Management Services, Inc., <http://www.caphill.com/displaycommon.cfm?an=1&subarticleid=24> (2012年12月5日) 設立当初はProfessional Examination Service, <http://www.proexam.org/> (2012年12月5日) を用いていたが、財政上の理由から一本化した。

14 — Josef Silny and Associate, Inc., "Josef Silny and Associate, Inc." <http://www.jsilny.com/> (2012年12月5日)

15 — the CAwannabe study group, "the CAwannabe study group" http://scratchpad.wikia.com/wiki/CAwannabe_CA_Exam_Study_Wiki (2012年12月5日)

16 — この方は、一度試験に落ちたと告白して下さり、二度目はファンダメンタル・シリーズ(註17参照)を熟読することで合格を勝ちえたと教えて下さった。ベテランのアーキビストにも難しい試験であると認識し、逆に気が楽になったものである。

17 — ファンダメンタル・シリーズ、現在はそのIIが刊行され、完結した。

Michael J. Kurtz, *Managing Archival and Manuscript Repositories*, Society of American Archivists, 2004. Richard Pearce-Moses, *A Glossary of Archival and Records Terminology*, Society of American Archivists, 2005. Mary Jo Pugh, *Providing Reference Services for Archives and Manuscripts*, Society of American Archivists, 2005. Frank Boles, *Selecting and Appraising Archives and Manuscripts*, Society of American Archivists, 2005. Kathleen D. Roe, *Arranging and Describing Archives and Manuscripts*, Society of American Archivists, 2005. James M. O'Toole and Richard J. Cox, *Understanding Archives and Manuscripts*, Society of American Archivists, 2006. Mary Lynn Ritzenthaler, *Preserving Archives and Manuscripts (2nd ed.)*, Society of American Archivists, 2010.

18 — SAA, "Code of Ethics and Core Values Statement", <http://www2.archivists.org/statements/saa-core-values-statement-and-code-of-ethics> (2012年12月5日)

19 — 日本アーカイブズ学会、「パブリックコメント「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト(仮称)」資格認定制度創設について(提案)」に対するパブリックコメント」, <http://www.jsas.info/modules/news/article.php?storyid=94> (2012年12月5日)

20 — Elizabeth W. Adkins, "Academy Growing Pains: Reorganization and Implementation of Dues", <http://www.certifiedarchivists.org/about-us/history/34.html> (2012年12月5日)

1 — 日本アーカイブズ学会、「学会登録 アーキビスト資格認定の申請(12月1日から31日まで)」、最新ニュース, <http://www.jsas.info/modules/news/article.php?storyid=115> (2012年12月5日)

2 — 日本アーカイブズ学会2011年度第1回研究集会(7月16日(土)開催)「アーキビスト資格制度の実現に向けて:学会提案を議論する」

3 — the Society of American Archivists, "the Society of American Archivists", <http://www2.archivists.org/> (2012年12月5日)

4 — Academy of Certified Archivists, "Academy of Certified Archivists", <http://www.certifiedarchivists.org/> (2012年12月5日)

5 — James M. O'Toole & Richard J. Cox, *Understanding Archives and Manuscripts*, Society of American Archivists, 2006, pp.63-64

6 — 2009年から2011年SAA大会参加記は、アートドキュメンテーション学会[JADS通信]91号、2011年10月、pp.10-14に掲載している。

7 — SAA, "Guidelines for a Graduate Program in Archival Studies", <http://www2.archivists.org/gpas> (2012年12月5日)、保坂裕興訳「資料

彙報

miscellany

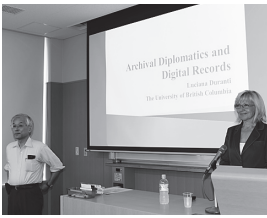
行事 [2011-2012年度]



2011年度修了式[3月20日]



2012年度入学式[4月8日]



ルチアナ・デュランチ教授講演会
[6月30日]



2012年度入試説明会・講演会[10月20日]



釜山大学校での研究交流会[11月2日]



ベトナム国立大学ハノイ校と学術交流協定
書取り交わし[12月・ハノイ]

[2011年度]

1月10日	修士論文提出締切日
1月21日	授業検討会
2月15日	修士論文口述試験
2月20日、21日	大学院入試
2月24日	アーカイブズ機関実習検討会
2月29日	『GCAS Report : 学習院大学大学院人文科学研究科 アーカイブズ学専攻研究年報』創刊
3月20日	修了式

[2012年度]

4月8日	入学式および入学者ガイダンス
4月14日	非常勤講師打合せおよび歓迎会
6月1日	高山正也(国立公文書館)客員教授就任
6月9日	博士論文最終報告会
6月16日	修士論文中間報告会
6月18日-7月1日	ルチアナ・デュランチ教授(客員研究員)招聘
6月19日	ルチアナ・デュランチ教授歓迎会
6月23日	国際セミナー「デジタル記録とアーカイブズ」 (京都大学大学図書館・GCAS共催・ルチアナ・デュランチ教授講演) 「デジタル記録の信頼性確保に向けて— インターパレスプロジェクトの成果」
6月25日	ルチアナ・デュランチ教授特別講義および夕食会 「The InterPARES Project and Beyond」
6月30日	ルチアナ・デュランチ教授講演会および歓送会 「Archival Diplomacy and Digital Records」
7月7日、8日	群馬・埼玉研修旅行
8月5日	入試説明会
9月6日-9日	島根県飯南町旧町村役場文書調査
9月22日、23日	大学院入試
9月26日	国立公文書館アーカイブズ研修III (公文書館専門職員養成課程受講生来訪)
10月2日、6日、16日	博士論文中間報告会
10月16日	ベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学アーカイブズ学・ オフィスマネジメント学部と学術交流協定締結
10月20日	入試説明会・講演会「働きながらアーカイブズを学びませんか— 在学生・修了生の声」(講演者:中藁綾子,小根山美鈴)
11月1日-4日	韓国(釜山)研修旅行
11月8日、9日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協) 全国(広島)大会・ポスター展示
11月10日	修士論文最終報告会
11月27日	国立公文書館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究II)
12月14日、15日	日韓越アーカイブズ学国際会議(於:ベトナム国立大学ハノイ校)
12月21日	三井文庫見学(アーカイブズ・マネジメント論研究III)

アーカイブズ学専攻では、毎年、国内研修旅行(1泊2日)と海外研修旅行(3泊4日)を実施している。国内研修旅行は、教職員・学生が原則として全員参加し、近県のアーカイブズ機関を見学するとともに、専攻内の交流を深める場としている。海外研修旅行は、アジア諸国のアーカイブズ機関の見学とアーキビスト教育課程をもつ大学との研究交流を目的として、主として各課程1年生を中心に実施している。



国立女性教育会館 [7月7日]



富岡製糸場 [7月7日]



群馬県立図書館 [7月8日]



国家記録院歴史記録館 [11月2日]



釜山民主公園 [11月3日]

[2012年度]

群馬・埼玉研修旅行

- 7月7日 [午後] 国立女性教育会館
富岡製糸場
- 7月8日 [午前] 群馬県立図書館
[午後] 高崎市立中央図書館

2012年度の国内研修旅行は、群馬・埼玉方面へ赴いた。参加者は、学生17名、教職員6名であった。初日の国立女性教育会館(NWEC)では、ライブラリー機能としての「女性教育情報センター」とともに、「女性アーカイブセンター」(2008年6月開設)と展示室などを見学し、専門アーカイブズとしての事業展開について学ぶことができた。富岡製糸場では場内

の見学とともに、製糸場の歴史と歴史資料に関するレクチャーを受けた。

2日目の群馬県立図書館では館の歴史、組織と施設・設備、業務と収蔵資料、普及活動と刊行物、課題等にわたって詳細な研修を受けた。その後、書庫、閲覧室、展示室の施設見学を行い、30年の歴史をもつ地方アーカイブズの活動の蓄積を間近に学ぶことが出来た。最後の高崎市立中央図書館は、2011年4月に開館したばかりの新しい施設で、図書館の中に市史担当係が入っており、係の活動や収集資料についての説明を受けた。

韓国(釜山)研修旅行

2012年度は、以前の韓国研修旅行では訪問しなかった、釜山を訪問することとなった。本専攻非常勤講師である金慶南先生(法政大学サステナビリティ研究教育機構准教授)に、訪問先との交渉、事前の予定調整、全行程への同行など、大変お世話になった。参加者は、学生8名、教職員7名であった。

防爆構造の書庫と、「朝鮮王朝実録」などに関する展示を見学した。

午後には釜山大学校文献情報学科との学生研究交流会にのぞんだ。本専攻からは、齋藤柳子(D1)「レコード・スケジュールの導入による公文書の評価選別の簡素化と運用」、広瀬真紀(D1)「日本のアーカイブズ機関における生物被害対策」の2本の報告がなされた。一方、釜山大学校からは、イ・ジユン(博士課程修了)「複数個体モデルを適用するための記録管理メタデータの研究」、ド・ユンジュ(修士課程)「記録物を活用した地域史教育コンテンツの開発案」の2本の報告がなされた。その後、討論、夕食会と続き、交流会は大いに盛り上がった。

- 11月1日 [午後] 釜山着
- 11月2日 [午前] 釜山広域市記録館
国家記録院歴史記録館
[午後] 釜山大学校文献情報学科との学生研究交流
- 11月3日 [午前] 釜山近代歴史館
[午後] 東亜大学校博物館、釜山民主公園(民主抗争記念館)、朝鮮通信使歴史館
- 11月4日 [午前] 釜山発

2日目・午前中は、釜山近代歴史館を見学した。同館は東洋拓殖株式会社釜山支店として建てられた。釜山の開港から日本による植民地化、第2次大戦後の韓米関係と、近代釜山の歴史を学んだ。釜山民主化運動を記念する釜山民主公園内の民主抗争記念館では、民主化運動の精神と「民主化アーカイブズ」について、生々しいお話をうかがうことができた。また、旧慶南道庁(釜山臨時首都政府庁舎)の建物を利用した東亜大学校博物館や、対馬藩の「倭館」跡を辿って、朝鮮通信使歴史館とその周辺の見学も行った。

研究成果〔教員〕

氏名	分類	研究成果
安藤正人	報告	「島根県飯南町『旧赤来町役場文書』調査プロジェクトについて」(『GCAS Report』Vol.1, 2012年3月, 74-81頁)
	講演	「アーカイブズ学の立場からみたサス研環境アーカイブズの意義」(法政大学サステイナビリティ研究教育機構環境アーカイブズ資料公開室オープン記念シンポジウム「現代における環境アーカイブズの社会的意義と役割」, 2011年12月16日, 東京, 「第23回サス研フォーラム講演記録集」, 2012年3月に掲載)
	講演	「戦争と平和のアーカイブズ——ヒロシマ・ナガサキ・オキナワを中心に」(日本歴史学協会総会記念講演, 2012年7月21日, 東京)
入澤寿美	論文(共著)	Hiroshi Ezawa, Toru Nakamura, Keiji Watanabe, and Toshiharu Irisawa Convergent Iteration Method for the Anharmonic Oscillator Schrödinger Eigenvalue Problem. J. Phys. Soc. Jpn. 81 (2012)034003
	論文(共著)	Hiroshi Ezawa, Toru Nakamura, Keiji Watanabe, and Toshiharu Irisawa Convergent Iteration Method for the Anharmonic Oscillator Schrödinger Eigenvalue Problem. II: Application and Non-Uniqueness of Green Function. J. Phys. Soc. Jpn. 81 (2012) 124002
高埜利彦	著書(編著)	『新体系日本史 15 宗教社会史』, 山川出版社, 2012年2月
	小論	「十七歳の課題——『ハンセンゾヴァージュ』との格闘」(『日本古書通信』995号, 2012年6月)
	小論	「『宝暦事件』について」(『歴史と地理』No.660(日本史の研究239号), 2012年12月)
武内房司	著書(編著)	『越境する近代東アジアの民衆宗教——中国・台湾・香港・ベトナムそして日本』, 明石書店, 2011年11月
	著書(編著)	『日記に読む日本の近代5 アジアと日本』, 吉川弘文館, 2011年12月
保坂裕興	論文	「普化宗廃止と近世アジールの一特質」(高埜利彦・安田次郎編『新体系日本史15 宗教社会史』, 山川出版社, 2012年2月, 392-426頁)
	報告	「ガバナンスと記録管理——その哲学と方法」 (『韓国記録人大会国際会議報告書(韓国語版)』, 韓国記録管理アーカイブズ学会, 2012年10月, 39-71頁)
	報告	「世界のアーカイブズ学教育を概観する」(日本建築学会建築アーカイブズ小委員会, 2012年11月, 東京)
	講演	「放送・メディアの文書系アーカイブはどう作られ、どう活用されるべきか?」 (愛宕山フォーラム・NHK放送文化研究所, 2012年11月, 東京)
森本祥子	コメント	「(コメント3)伝統的アーカイブズとデジタルアーカイブ: 発展的議論を進めるために」 (『アーカイブズ学研究』No.15, 2011年11月, 55-60頁)
	参加記	「国際シンポジウム「ビジネス・アーカイブズの価値——企業史料活用新たな潮流」参加記」 (『アーカイブズ学研究』No. 15, 2011年11月, 90-96頁)
	翻訳	エリック・ケテラル「記録のパフォーマティヴ・パワー」(『GCAS Report』Vol.1, 2012年2月, 6-20頁)
	翻訳	アレックス・リッチー「ビジネス・アーカイブズに関する全国的戦略(イングランドおよびウェールズ)」(公益財団法人洪沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ: 企業価値の源泉』, 日外アソシエーツ, 2012年3月, 115-127頁)
青木祐一	報告	“Private Archives in Japanese Communities: Past, Present, and Future Challenges” (日韓越アーカイブズ学国際会議, 2012年12月14日, ベトナム・ハノイ)

研究成果〔学生〕

学年	氏名	分類	研究成果
D3	清水恵枝	論文	「地方分権時代の文書管理」(『記録と史料』第22号, 2012年3月, 28-40頁)
		論文	「茅ヶ崎市と歴史的公文書」(『ヒストリアちがさき』第4号, 2012年3月, 3-30頁)
宇野淳子	宇野淳子	書評	鶴飼哲+高橋哲哉編『「ショー」の衝撃』(『GCAS Report』Vol.1, 2012年2月, 68-72頁)
		ポスター発表	「音声記録の所在確認調査の報告」 (全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第38回広島大会ポスターセッション, 2012年11月8-9日, 広島)
		紹介	奥村弘著『大震災と歴史資料保存——阪神・淡路大震災から東日本大震災へ』(『歴史評論』No.751, 2012年11月, 94-95頁)
		報告	「(研修会B 災害レスキューから見たこと)質疑記録」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会「会報」No.91, 2012年3月, 60-62頁)

	報告	「神奈川県内の資料保全活動と神奈川資料ネットの1年」 (シンポジウム「大災害から地域資料を救いだす——関東の資料保全ネットワークのとりくみ——」、2012年8月4日、横浜)
	共同報告	「近代初期における人文資料形成史の研究——松浦武四郎と柏木貞一郎」 (全日本博物館学会第38回研究大会、2012年6月17日、東京)
中臺綾子	参加記	「第263回定例研究会参加記 被災資料の復旧を学ぶ」(全史料協関東部会報「アーキビスト」第77号、2012年3月、19-20頁)
	翻訳	アレクサンダー・L・ビエリ「企業のDNA——成功への重要なカギ」 (公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編「世界のビジネスアーカイブズ:企業価値の源泉」、 日外アソシエーツ、2012年3月、213-228頁)
	座談会	「アーカイブズを社会の力とするために」(帝国データバンク史料館「別冊MUSE 2012」、2012年11月、57-79頁)
平野泉	研究ノート	「廃棄すべきか、残すべきか——オーストラリア・ハイナー事件に学ぶ」(「GCAS Report」Vol.1、2012年2月、44-54頁)
	書評	青山英幸編「電子時代のアーカイブズ学教育——第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議報告集」 (「アーカイブズ学研究」第15号、2011年11月、108-113頁)
	翻訳	ディディエ・ボンデュール「フランスのビジネス・アーカイブズ、経営に役立つツールとして——サンゴバン社の事例」 (公益財団法人渋沢栄一記念財団 実業史研究情報センター編「世界のビジネスアーカイブズ——企業価値の源泉」、 日外アソシエーツ、2012年3月、28-44頁)
	翻訳	テリー・クック、ビル・ワイザー「ローリエの約束:カナダの歴史的国勢調査記録への公的アクセスを確保する」 (「アーカイブズ学研究」第16号、2012年3月、4-36頁)
	報告	「『市民×活動+資料=?』——私たちの知恵と経験の『コモンズ』を創ろう」 (法政大学環境サステイナビリティ研究教育機構環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会、2012年9月28日、東京)
渡邊佳子	書評	太田富康「近代地方行政体の記録と情報」(「GCAS Report」Vol.1、2012年2月、62-67頁)
	講義	「行政資料の基礎知識と取り扱い」 (京都市文化財マネジャー育成実行委員会「京都市文化財マネジャー上級講座(基礎講座)」、2012年12月2日、京都)
D2 石原香絵	小論	“Film Salvation Project: Saving Water-damaged Audiovisual Materials After 3.11” (AMIA Newsletter #96 Advocacy Committee Report、動的映像アーキビスト協会 AMIA、2012年4月、pp.5-6.)
	小論	「視聴覚ライブラリー所蔵16mmフィルムのこれから」(「学研映像カタログ」VOL.21、2012年4月、122頁)
	報告	「国内のフィルムアーカイブ事情:広報活動を中心に」(台湾国立政治大学研究交流会、2011年11月3日、台湾・台北)
	報告	“Playing “Musical Chairs” with Japanese Silent Films: Can Our Films be Properly Screened?” (日本アジア研究会第16回大会、2012年6月30日、東京)
	講義	「ホームムービーの日 Home Movie Day——私的な映画フィルムに光を当てる国際的な試み」 (立命館大学特殊講義映像学映像文化のアーカイブ、2012年5月24日、京都)
	講義	「地域映像アーカイブの展開」(第7回映画の復元と保存に関するワークショップ、2012年8月25日、京都)
	講義	「映画保存の現場から」(群馬県立女子大学美学美術史学科 芸術の現場から、2011年11月16日、群馬)
橋本陽	論文	「町村役場における兵事係の記録管理——大郷村兵事係文書を事例として」 (「GCAS Report」Vol.1、2012年2月、22-42頁)
	報告	“Saved from Destruction: The Path to Utilization of Wartime Village Records Kept in Private Custody”(日韓越アーカイブズ学国際会議、2012年12月14日、ベトナム・ハノイ)
D1 齋藤柳子	報告	「韓国記録管理 人材育成の現場」(「GCAS Report」Vol.1、2012年2月、82-85頁)
	報告	「レコードマネジメント導入による公文書の評価選別の簡素化」 (日本アーカイブズ学会2012年度大会自由論題研究報告会、2012年4月22日、東京)
	講演	「種は船 プロジェクト進捗管理とレコードマネジメント」 (東京文化発信プロジェクトアートポイント P+ARCHIVEレクチャー、2012年6月13日、東京)
	報告	「レコード・スケジュールの導入による公文書の評価選別の簡素化と運用」(釜山大学校研究交流会、2012年11月2日、韓国・釜山)
	講演	「種は船 リテンションスケジュールの作成とファイリング」 (東京文化発信プロジェクトアートポイント P+ARCHIVEワークショップ、2012年11月29日、東京)
広瀬真紀	報告	「日本のアーカイブズ機関における生物被害対策」(釜山大学校研究交流会、2012年11月2日、韓国・釜山)
M2 大木悠佑	報告	大木悠佑 + 齋藤歩 + 雫石忠宏 + 澁谷梨穂
		「Keeping Archivesを読む——GCAS サブ・ゼミナール2011 活動報告」(「GCAS Report」Vol.1、2012年2月、91-95頁)
		齋藤歩
		雫石忠宏
		澁谷梨穂
M1 菱川愉花	報告	「アメリカ国立公文書館およびイエール大学図書館におけるアーカイブズの利用について」 (第12回旧植民地関係資料ワークショップ/高商 studies、2012年12月15日、長崎)

論文題目 [2011年度]

年度	分類	氏名	題目
2011	修論	土屋昌子	私立学校における記録史料の保存と活用——短大誌編纂を契機として
	修論	松井隆	高等学校同窓会のアーカイブ構築に関する考察——東京都立両国高等学校同窓会「淡交会」を事例として
	修論	齋藤明典	日本におけるアーカイブズ記述ソフトウェア ICA-AtoM の実用化のための基礎的研究
	修論	齋藤柳子	公文書管理の現用から非現用段階へ導く評価選別の考え方と運用方法
	修論	安田達朗	Google Earth からの公文書検索

授業 [2012年度]

[凡例]

授業名

教員

概要

アーカイブズ学演習 [アーカイブズ学研究法]

安藤正人、保坂裕興

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、専門職として実践的な問題解決能力を育成する

アーカイブズ・マネジメント論演習 I

[アーカイブズ整理記述論]

安藤正人、加藤聖文(国文学研究資料館助教)

アーカイブズ資料の構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述を行うための実践的訓練を行う

アーカイブズ・マネジメント論演習 II

[アーカイブズ情報処理論]

入澤寿美

コンピューター情報処理の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワークシステムについて学ぶ

アーカイブズ実習

安藤正人、保坂裕興

アーカイブズ機関実習と事前学習・事後総括

アーカイブズ学理論研究 I

[アーカイブズ学基礎理論研究]

保坂裕興

情報理論やレコード・コンティニウム論、法制度論、専門職論などからアーカイブズ学の基礎理論を研究する

アーカイブズ学理論研究 II

[日本及び海外アーカイブズ史]

安藤正人

世界と日本における発展過程をたどり、民主主義を支える根幹システムとしての将来展望を考える

アーカイブズ学理論研究 III

[海外アーカイブズ学文献研究]

保坂裕興

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって世界水準の研究能力を身につける

記録史料学研究 I

[前近代記録資料認識論]

高埜利彦

前近代日本の様々な組織体の構造と機能を記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学的な記録史料学を学ぶ

記録史料学研究 II

[近現代の組織と記録(国・地方自治体等)]

熊本史雄(駒澤大学准教授)

国、地方自治体等の組織体構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録史料学を追求する

記録史料学研究 II

[近現代の組織と記録(企業等)]

小風秀雅(お茶の水女子大学大学院教授)

経済・企業関係の記録について記録史料学的に検討し、日本の企業社会および経済社会の文化的特質を解明する

記録史料学研究 III

[中国近世・近代における記録史料]

相原佳之(人間文化研究機構地域推進研究センター)

近世・近代の中国を中心に記録と記録システムの歴史を研究し、中国社会における記録史料の意味と特質を考える

		2010年度	2011年度	2012年度
博士前期課程	1年	7名	4名	4名
	2年	10名	8名	7名
博士後期課程	1年	5名	3名	5名
	2年	—	5名	3名
	3年	4名	1名	6名
科目等履修生		8名	9名	14名

記録史料学研究 III

[デジタル・アーカイブズ論]

保坂裕興、大澤武彦、風間吉之、
八日市谷哲生(国立公文書館)
アーカイブズ機関にとってのデジタル・アーカイブズについて、コンテンツ管理システム、電子記録管理とアーカイブズ資源化、インターネット空間とリアル空間での活動の複合・編成という観点から検討する

アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[現代アーカイブズ管理論]

安藤正人、石原一則(神奈川県立公文書館)
システム設計から調査論、評価論、検索論まで、アーカイブズを科学的に保存活用する現代的方法を考える

アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[記録管理法制論]

早川和宏(大宮法科大学院大学准教授)
アーカイブズに関わる現行法制度の正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、アーカイブズに関わる法制度を創造する力をつける

アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[公文書管理としてのアーカイブズ管理]

中島康比古、小原由美子、
梅原康嗣(国立公文書館)
公文書管理法の下における公文書のライフサイクル管理の一環としてのアーカイブズ管理について、国立公文書館の事例を中心に学ぶ

アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[レコード・マネジメント論]

古賀崇(天理大学准教授)
レコード・マネジメント(記録管理)とアーカイブズとの緊密性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[記録史料保存論]

安江明夫
紙から電子記録まで、様々なアーカイブズ資料を物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法を学ぶ

アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[視聴覚アーカイブ論]

児玉優子(放送番組センター)
映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、および機能の概要を学び、コンベンショナルなアーカイブズにおける視聴覚資料/記録について考える

情報資源論 I

[図書館情報学研究]

水谷長志(東京国立近代美術館)
情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

情報資源論 II

[博物館情報学研究]

水嶋英治(常盤大学教授)
情報資源の保存活用という点で共通性を持つ博物館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える



保坂裕興
Hirooki Hosaka

冬が長かったのだろうか。2012年の入学式はめずらしく桜が満開だった。それに加え、青空が暖かい陽ざしを導き入れて、新しい仲間9名(博士前期課程4名、同後期課程5名)の入学を祝っているように感じられた。さて2012年ほどのような年だったのか。手元の材料をもとに、二・三をつれづれなるままに記したい。

実はその正月、2012年度から「記録史料学——デジタル・アーカイブズ論」の授業をはじめるといって、OAC(Online Archive of California)を調査するため、サンフランシスコに飛んだ。OACは、二百数十の資料所蔵機関が提供する2万件超の資料目録を利用できる——資料によってはデジタル・オブジェクトが使える——ユニオン・データベースである。現在はカリフォルニア大学が管理するCDL(California Digital Library)の中核プログラムの一つとなっているが、実際には様々な委員会やグループを構成して運営しているため、どこを見学すれば正体が分かるというものでもない。

そこでリーダー役を務めてきた同大学バークレー校図書館を見学した。本館に隣接する歴史研究図書館：バンクロフト・ライブラリーはOACに情報を供出する一大拠点で、様々な歴史資料を収集するとともに、大学アーカイブズ部門をも擁している。大学アーカイブズの担当は2名のアーキビストで、その仕事ぶりは、資料調査、収集、保存、目録記述、閲覧・レファレンス、展示、電子化業務等々、あらゆる業務に及んでいた。ただし、図書館全体では他に10名ほどのアーキビストがいて、人事異動が可能であり、また、幅広い資料要求に着実に応えようとする図書館の文化を支えているとのことだった。

もう一つの目玉は、カリフォルニア州アーカイブズ、同州歴史協会、中核都市サンフランシスコ市の公共図書館による、一地域の様々なアーカイブズ活動をワンセットで見ることだった。これらはいずれもOACにアーカイブズ情報を提供しているの

で、利用者は縦横に資料の所在を検索・確認できる。ところで日本では今もMLAをめぐる議論が安定した着地点をもたないように見えるが、この三機関はいずれも異なるが自然な形でMLAが複合・融合していた。州アーカイブズは州博物館と施設・組織が複合しており(機能は分立)、州歴史協会はMが前面に出てその奥にLとAの機能がいった。また地上6階建ての充実した施設をもつサンフランシスコ公共図書館中央館は、豊富なアーカイブズ資料をもつ〈歴史センター〉を含んでいる。

OACに頼ろうと、各館のレファレンスに頼ろうと、とにかく資料はよく出てくる。しかしそれだけではない。州アーカイブズでは、日本では見たことのない両輪のデータベースを運用・公開していた。一方は、原課から受け入れた直後のアーカイブズ記録を含め、全件を登載する電子基本目録MINERVAであり、もう一方は、評価選別とレコードスケジュールの承認過程文書を公開するデータベースATHENAである。OACに完成した資料目録を提供しているのだが、現場では組織の内部に向き合い、途切れることなく記録の存在を示す目録と、その管理過程追跡データベースを創り出していたのである。利用者に対して、厳正にアクセスを保障しようとするものだと言えるだろう。また驚いたのは、利用者の1-2%が囚人であり、逮捕の根拠となった法律を調べたり、人身保護法に基づく保護請求のため調査をしたりすること。州の統治と市民の権利保護にも一役買っているのである。

日本と同じようで、何かが大きく異なる。それは、〈デジタルアーカイブ〉自体でも、MLA連携自体でもなく、おそらく、教育・研修をうけたアーキビストたちが必ず存在するということだ。手がけるべき資料に最も精通し、様々な環境や条件を活かして、少しでも望ましいアクセス/保存を実現するために、コツコツとあるいは大胆に工夫を重ねてきたのだ。カリフォルニアで目にしたものは、そのような成果であることを改めて認識した。

これまでもそうだが、本年も際立ったのは、国内外における人的交流であり、本専攻のフレーム/ネットワークがいっそう拡大・充実した。主なものに触れておきたい。

4月下旬、ベトナム国家記録アーカイブズ局長で、ICA副会長のヴー・ティ・ミン・フォン博士が、日本アーカイブズ学会大会講演(会場本学)のために来日され、専攻一同で聴講させていただいた。また10月には、同局と密接な関係をもつ、ベトナム国立大学ハノイ校アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部と本専攻が、学術交流協定を締結した。これにより、学生の協定留学、教員の研究教育交流が進むこととなる。さっそくのこと、12月中旬、ハノイの同校で開催された日韓越アーカイブズ学国際会議に、教員5名・院生1名が参加した。ミン・フォン博士と同校ブ・ティ・フン教授にお世話になり、本格的な研究交流の第一歩を踏み出した。この会議開催は、本専攻が2010年に明知大学校記録情報科学専門大学院と、同様に学術交流協定を結んでいたことが機縁になったものだ。両校との交流が今後どのように発展するのか、期待されるところである。

6月、専攻開設以来2011年度まで教鞭をとってきた高山正也先生(国立公文書館長)が、本学客員教授に就任された。先に菊池光興先生(国立公文書館前館長)にご就任いただいていたが、任期満了のため離れられていた。高山先生には、研究教育の方針や体制づくり、カリキュラム・授業研究等でご指導を仰ぐこととなる。

同月18日より二週間、ルチアナ・デュランチ博士(カナダ、ブリティッシュ・コロンビア大学教授)を招聘し、講演会、特別講義、懇親会等をおこなった。〈ディプロマティクス〉という方法論により記録保存の確かさを追求していく姿は、先生の行動やお人柄までを含め、深く私たちの記憶に刻まれたのではないかと。本誌の報告を参照されたい。

定例となった国内研修旅行は、7月7日・8日に国立女性教育会館女性アーカイブセンター、群馬県立文書館を主なターゲットとして実施した。関係各位のご協

力により、具体的で多様なアーカイブズ・イメージをめぐる機会となった。一方、海外研修旅行は、11月1日－4日まで金慶南先生(法政大学准教授)にご助力いただき、韓国・釜山を訪れた。釜山広域市記録館、国家記録院歴史記録館、民主公園・釜山民主抗争記念事業会を見学するとともに、釜山大学校社会科学研究院文献情報学科(代表ソルムンウォン教授)とは学生が中心となる研究交流会をおこなった。海の幸にあふれた釜山料理をほおぼったこと、ホテルの部屋に集まり、報告の予行練習をしたこと、そして忘れがたい研究仲間と出会ったことは、ここに書き留めたい。

最後となるが、本年、満を持してスタートしたアーキビスト資格制度(日本アーカイブズ学会、正確には登録アーキビスト・プログラム)について述べたい。同制度を定めた規程によれば、将来、本格的な資格制度を確立するため、その元になるものとして、アーキビスト資格基準を提示し、登録アーキビストのプログラムを立ち上げたとされている。また、その資格は、〈アーカイブズ学修士の学位+1年間の実務経験〉を基準としている。本専攻の博士前期課程は、前例も社会的制度もたずに立ち上げたアーキビスト教育大学院課程であるが、この制度によってはじめて、学術的・社会的に認証するプログラムが現れたこととなる。専攻では、これを念頭において履修モデルを示したり、カリキュラムを調整したりして支援していくことが求められるだろう。また、この制度の充実・発展にも協力を惜しんではなるまい。

さきに述べた私のカリフォルニア体験が幾らかでも事の本質を捉えているとしたなら、この制度を足掛かりに広く態勢を整え、アーキビストを育て、現場への配置を推し進めるべきだ。記録/アーカイブズ管理の現場の中でアーキビストたちが問題を発見し、解答を探り出し、一つ一つ手をあてていくというやり方は、西欧・北米をはじめとする世界中の国々が、長い時間をかけて行ってきたことなのである。

GCAS Report

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻研究年報

投稿規程

1 発行

[1] 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。

[2] 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会(以下、編集委員会)が行うものとする。

[3] 本誌は、年一回刊行する。

[4] 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

2 投稿資格

[1] アーカイブズ学専攻の教員および元教員

[2] アーカイブズ学専攻の学生および修学生(但し、博士後期課程単位取得退学者を含む)

[3] その他編集委員会が適当と認めたる者

3 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表の完成原稿とする。

ジャンルは次の4種類とする。

①論文/②研究ノート/

③書評(文献紹介を含む)/④報告等

4 形式と分量

[1] 原稿は、Microsoft Wordにより作成されたものを原則とする。図および表はMicrosoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで作成したものとし、画像はJPEG形式とする。

[2] 原稿は、A4横書きで、1ページにつき40字×30行とし、図表等を組み入れた完成原稿を提出する。著者校正は、原則として初校のみとし、誤字・誤植の修正に限る。

[3] 投稿原稿は、以下の各字数を上限とする。ただし、字数には、本文、図表、注、およびスペースを含むものとする。

①論文(24000字)/②研究ノート(16000字)/

③書評(8000字)/④報告等(8000字)

[4] 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。

その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。

①題目:和文および英文

②執筆者名:和文および英文

③所属

④連絡先:郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス

⑤キーワード:5語以内

⑥論文要旨(和文および英文):和文は400字以内、英文は200ワード程度

[5] 執筆形式は、原則として以下の通りとする。

①本文は簡潔で分かりやすい文章とする。

②日本語の文章は、約物(句読点、疑問符、括弧等)を含めてすべて全角を用いる。

③句読点は「、」「。」を用いる。

④英数字は、特別な場合を除き半角を用いる。

⑤漢字は常用漢字を用いる。

[6] 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧(「」)、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧(「」)でつづむ。欧文書名及び誌名はイタリック体とする。

[7] 注は、本文中の当該箇所の末尾に[1]、

[2]のごとく示し、提出原稿では本文末にまとめて掲載する。なお、参考文献を一覧にする方式は採らず、使用した文献はすべて注に含める。

[8] 使用した文献の記載事項とその順序は下記の例に従って示す。

①単行本の場合:著(編)者名、書名、出版社名、西暦刊行年、引用部分の頁数

②雑誌論文の場合:著者名、論文題名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数

③電子ジャーナルの場合:著者名、論文名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数、入手先(入手日付)

④ウェブサイトの場合:著者名、「ウェブサイトの題名」、ウェブサイトの名称、入手先(入手日付)

[9] 図および表・写真は、種類別の通し番号及びキャプションを付すものとする。なお、掲載決定後に電子ファイルを提出するものとする。

5 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえ、紙に出力したものを1部提出する。原稿は原則として返却しない。

6 発行スケジュール

[1] 原稿締切:9月末日

[2] 発行予定:2月末日

7 審査と採否

[1] 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。

①先行研究の把握/②獨創性/③実証性/④論理性/⑤表記・表現

[2] 論文の採否は、[1]により行われる査読者の審査結果に基づき、3ヶ月以内に編集委員会が決定する。

3で定める他のジャンルの採否も、[1]に掲げる審査基準に準じて、編集委員会が審査決定する。

[3] 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。

[4] 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

8 著作権

[1] 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。

[2] 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。

[3] 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。

[4] 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

9 投稿・問い合わせ先

〒171-8588

東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科

アーカイブズ学専攻事務室

TEL: 03-3986-0221(代表)

E-mail: gcas-off@gakushuin.ac.jp

[附則]

[1] 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。

[2] 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。2012年9月1日改訂。

執筆者一覧 [五十音順]

石原香絵 [いしはらかえ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

金翼漢 [きむいっかん]

明知大学校記録情報科学専門大学院 教授

久保田明子 [くぼたあきこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

齋藤柳子 [さいとうりゅうこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

高埜利彦 [たかのとしひこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 教授

筒井弥生 [つついやよい]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程修了

橋本陽 [はしもとよう]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

蓮沼素子 [はすぬまもとこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

平野泉 [ひらのいずみ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

保坂裕興 [ほさかひろおき]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 教授

松尾美里 [まつおみさと]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

渡邊美喜 [わたなべみき]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程修了

渡邊佳子 [わたなべよしこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

編集後記

『GCAS Report』Vol.2をお届けします。投稿規程の改訂作業から始まった2012年度編集委員会は、特に大きな問題に直面することなく編集作業を終え、発行の日を迎えました。これもデザイナーの木村稔将さん、また前年度から引き続き編集委員として中心的な役割を担ってくれた齋藤歩さんのおかげです。感謝いたします。本誌掲載の論考はどれも非常に充実した内容で、アーカイブズ学の多様性とアーカイブズ学専攻の活動の広さを改めて感じます。今後もアーカイブズ学研究に貢献する情報を発信し続けていきましょう。 [編集委員:中臺綾子]

前任の森本さんから引き継ぎ、訳もわからないままなんとか完成にこぎ着けることができました。講演2本、論文1本、研究ノート2本、書評2本、報告4本という充実した内容で、他にはない雑誌になっていると思います。内外の最新動向、研究論文、学生の活動など、研究のツールとして、また本専攻の活動記録を残すという観点から、さらに高いレベルの内容を目指していきたいと思います。スケジュール管理の点では反省です。編集委員の学生のみなさんと、デザイナーの木村さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。 [事務局:青木祐一]

謝辞

研修旅行や史料調査の実施、および本誌の刊行には、社団法人テキスタイル倶楽部より当専攻宛に頂いている指定寄付金を活用させていただきました。記して御礼申し上げます。

『GCAS Report』

2012年度編集委員

安藤正人

保坂裕興

元ナミ

大木悠祐

齋藤歩

中臺綾子

藁口倫花

青木祐一(事務局)

――

Editorial Board 2012

Masahito Ando

Hirooki Hosaka

Nami Won

Yusuke Ooki

Ayumu Saito

Ayako Nakadai

Yuka Minoguchi

Yuichi Aoki (Secretariat)

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 第2号

[発行日] 2013年2月28日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL: 03-3986-0221 (代)

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/index.html>

[デザイン] 木村稔将

[印刷] 高速印刷株式会社

GCAS Report Vol. 2

2013-02-28

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL: +81 3 3986 0221

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/english/>

Design: Toshimasa Kimura

Print: Kousoku Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

